

# ALPS処理水の処分に関する 基本方針の着実な実行に向けた行動計画 (案)

令和7年8月  
廃炉・汚染水・処理水対策チーム事務局

# 対策1：風評を最大限抑制するための処分方法の徹底

## ①基本方針を遵守した具体的な処分計画の策定【農林水産省、経済産業省】

- 東京電力に対して、基本方針の確実な遵守を大前提に、以下の取組を実施するよう求める。
- (ア) ALPS処理水に含まれる放射性物質の客觀性及び透明性の高い測定の実施
  - (イ) 風評影響を最大限抑制するためのトリチウムの排水濃度と放出量の管理
  - (ウ) 万一に備えた緊急停止設備の設置
  - (エ) ALPS処理水の処分業務に特化した組織の設置

これまでの取組	今後の取組
<b>(ア)～(ウ) 処分計画の策定【農林水産省、経済産業省】</b>	
<u>令和3年8月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 東京電力が「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する安全確保のための設備の検討状況について」を発表。厳格な測定、放出管理、緊急停止等の考え方を提示。発表内容について、地元自治体や漁業者を始め地元の方々との意見交換を実施。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 実施計画の確実な遵守。<ul style="list-style-type: none"><li>- 東京電力及び第三者機関（東京電力が委託する外部機関）が、希釈前のトリチウム、トリチウム以外の放射性物質の濃度をタンク群ごとに測定</li><li>- トリチウム濃度が1500Bq/L未満となるよう確実に希釈を実施</li><li>- 当面の間、海水とALPS処理水が混合・希釈していることを立坑を活用して直接確認</li><li>- 地元自治体等の協力の下、測定時のサンプル採取の適切性等について確認</li><li>- 年度毎に、次年度以降の放出計画を見直し、年に放出するトリチウム量を可能な限り低減</li><li>- 設備の保守管理の着実な実施</li></ul></li><li>・ 原子力規制委員会による確認・監視。</li><li>・ IAEAによる繰り返しのレビュー。</li></ul>
<u>令和3年12月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 東京電力が「福島第一原子力発電所の廃炉事業に関する信頼回復に向けた取組について」を公表。</li><li>・ 東京電力が原子力規制委員会に対して、実施計画変更認可申請。</li></ul>	
<u>令和4年4月、5月、7月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 東京電力が審査会合等における原子力規制委員会からの指摘事項を踏まえ、実施計画変更認可の一部補正を申請。</li></ul>	
<u>令和4年7月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 原子力規制委員会が実施計画の変更を認可。</li></ul>	
<u>令和4年8月～</u> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 東京電力は設備の本格工事を開始。</li><li>・ 東京電力が安全対策を徹底し工事を実施するよう指導。</li></ul>	
<u>令和5年6月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 東京電力が設備設置を完了。</li></ul>	
<u>令和5年7月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 原子力規制委員会による使用前検査の終了。</li></ul>	

## 対策 1：風評を最大限抑制するための処分方法の徹底

### ①基本方針を遵守した具体的な処分計画の策定 【農林水産省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
<b>(工) ALPS処理水の処分業務に特化した組織の設置 【経済産業省】</b>	
<u>令和3年7月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>東京電力が設備設計及び計画策定をすることを主な目的とする「ALPS処理水プログラム部」を設置。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>適切な処分の実施に向けて、安全確保に万全を期すための体制を維持。</li></ul>
<u>令和4年11月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>東京電力がALPS処理水の海洋放出設備の運用体制等に係る実施計画の変更認可を申請。</li></ul>	
<u>令和5年5月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>原子力規制委員会がALPS処理水の海洋放出設備の運用体制等に係る実施計画の変更認可申請を認可。</li></ul>	
<u>令和6年7月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>東京電力が水処理プロセスに関わる計画策定・設計・建設・保守に関わるグループを集約した、「水処理センター」を新設。</li></ul>	

## 対策1：風評を最大限抑制するための処分方法の徹底

### ②人及び周辺環境に与える影響の確認【経済産業省】

- 東京電力に対して、人及び周辺環境への影響について、詳細化や精度向上のための取組を行い、その結果を透明性高く発信し、既に公表している海洋での拡散シミュレーションについても、更なる精度向上を図るべく、専門家を含めた検討を継続するよう求める。
- 風評影響を抑制する観点から、第三者によるチェックの下で、海水で希釈したALPS処理水の環境で、実際に魚類等を飼育し、その生育状況を公表する等、分かりやすい情報発信を行う。

これまでの取組	今後の取組
<p>人及び周辺環境への影響確認・海洋での拡散シミュレーション【経済産業省】</p> <p><u>令和3年11月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>東京電力が、「ALPS処理水の海洋放出に係る放射線影響評価報告書（設計段階）」を公表。</li><li>報告書の中で、沿岸から約1kmを放出地点とする新たな海洋拡散シミュレーションを公表。</li></ul> <p><u>令和4年2月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>東京電力が、人及び環境への放射線影響評価並びに海洋拡散シミュレーションの結果について、分かりやすいパンフレット（日・英・中・韓）を作成し、説明・周知。</li></ul> <p><u>令和4年4月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>東京電力が、IAEAによる1回目の安全性レビューや原子力規制委員会による確認、外部からの意見も踏まえ、放射線影響評価報告書の記載内容の詳細化・精緻化を行い、改訂版を公表。</li></ul> <p><u>令和4年11月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>東京電力が、測定・評価対象核種の選定等を踏まえ、放射線影響評価報告書を改訂し、「ALPS処理水の海洋放出に係る放射線環境影響評価報告書（建設段階）」を公表。</li></ul> <p><u>令和5年2月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>東京電力が、IAEAによる2回目の安全性レビューや原子力規制委員会による確認も踏まえ、放射線環境影響評価報告書を改訂し、「ALPS処理水の海洋放出に係る放射線環境影響評価報告書（建設段階・改訂版）」を公表。</li></ul> <p><u>令和5年5月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>東京電力が、放射線環境影響評価報告書（建設段階）の内容をパンフレットに反映。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>随時、最新の状況・放出実績等のデータを元にした検証を重ね、必要に応じて報告書の評価を見直し、影響が生じていないこと等を確認。</li></ul>

## 対策1：風評を最大限抑制するための処分方法の徹底

### ②人及び周辺環境に与える影響の確認【経済産業省】

- ▶ 東京電力に対して、人及び周辺環境への影響について、詳細化や精度向上のための取組を行い、その結果を透明性高く発信し、既に公表している海洋での拡散シミュレーションについても、更なる精度向上を図るべく、専門家を含めた検討を継続するよう求める。
- ▶ 風評影響を抑制する観点から、第三者によるチェックの下で、海水で希釈したALPS処理水の環境で、実際に魚類等を飼育し、その生育状況を公表する等、分かりやすい情報発信を行う。

これまでの取組	今後の取組
<p>▶ 人及び周辺環境への影響確認・海洋での拡散シミュレーション【経済産業省】（続き）</p> <p><u>令和6年12月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>東京電力が、令和5年8月の海洋放出開始により運用段階に入り、令和6年8月で1年を経過したことから、令和5年8月の放出開始から令和6年8月までの1年間について、実際の放出実績に基づき放射線環境影響評価を実施。「ALPS処理水の海洋放出に係る放出開始後1年間の放射線環境影響評価報告書（運用段階）」を公表。</li></ul> <p><u>令和7年2月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>東京電力が、放射線環境影響評価報告書（運用段階）の内容をパンフレットに反映。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>随時、最新の状況・放出実績等のデータを元にした検証を重ね、必要に応じて報告書の評価を見直し、影響が生じていないこと等を確認。</li></ul>

## 対策1：風評を最大限抑制するための処分方法の徹底

### ②人及び周辺環境に与える影響の確認【経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
<p>▶ 魚類等の飼育【経済産業省】</p>	
<p><u>令和3年7月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>東京電力が「ALPS処理水による魚類等の飼育試験の取組の概要」を公表。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>東京電力ホームページやXに掲載した飼育日誌、ならびに飼育試験の様子をライブ中継していたYouTubeのアーカイブ映像等の飼育試験の記録について、引き続き閲覧・視聴可能な状態を維持。</li></ul>
<p><u>令和4年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>飼育ノウハウの習得や設備設計の確認等のために、発電所周辺の海水を使って、ヒラメ・アワビ・アオサの飼育を開始。</li></ul>	
<p><u>令和4年10月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>海水で希釀したALPS処理水を使ったヒラメ・アワビの飼育を開始。通常の海水の環境下での生育状況と比較。<ul style="list-style-type: none"><li>日々の飼育試験の状況を東京電力WEBサイト・Twitterで公開</li><li>飼育試験の状況を一般の方々に見ていただけるよう、視察機会の確保やライブカメラでの配信を実施</li><li>生体内のトリチウム濃度等を分析・評価</li></ul></li></ul>	
<p><u>令和4年12月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>ヒラメがトリチウムを取り込み、一定期間経過後に生育環境より低い濃度で平衡状態になること、その後、同一水槽のヒラメを通常海水に入れてから、ヒラメがトリチウムを排出してトリチウム濃度が下がることを確認。</li></ul>	
<p><u>令和5年4月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>アワビがトリチウムを取り込み、一定期間経過後に生育環境より低い濃度で平衡状態になること、その後、同一水槽のアワビを通常海水に入れてから、アワビがトリチウムを排出してトリチウム濃度が下がることを確認。</li></ul>	
<p><u>令和5年5月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>海水で希釀したALPS処理水を使ったホンダワラの飼育を開始。通常の海水の環境下での生育状況と比較。</li><li>ホンダワラがトリチウムを取り込み、一定期間経過後に生育環境より低い濃度で平衡状態になること、その後、同一水槽のホンダワラを通常海水に入れてから、ホンダワラがトリチウムを排出してトリチウム濃度が下がることを確認。</li></ul>	

## 対策1：風評を最大限抑制するための処分方法の徹底

### ②人及び周辺環境に与える影響の確認【経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
<p>▶ 魚類等の飼育【経済産業省】(続き)</p> <p><u>令和5年12月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>ヒラメの有機結合型トリチウム(OBT)濃度試験の取込試験について、平衡状態に達したと推定し、過去の知見と同様の傾向を辿っていることを確認。</li></ul> <p><u>令和6年10月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>環境中に放出された水を使ったヒラメ・アワビの飼育を開始。</li></ul> <p><u>令和7年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>通常海水と海水で希釈したALPS処理水の双方の環境下で、生育状況に差がないことを確認。環境中に放出された水の環境下で、ヒラメ・アワビは変わりなく生育していることを確認。</li><li>ヒラメのOBT濃度試験(取込試験及び排出試験)について、過去の知見と同様の傾向を辿っていることを確認。</li><li>東京電力が、令和4年から実施してきたALPS処理水を使った海洋生物飼育試験について、計画していた試験を全て完了し、飼育試験を終了。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>東京電力ホームページやXに掲載した飼育日誌、ならびに飼育試験の様子をライブ中継していたYouTubeのアーカイブ映像等の飼育試験の記録について、引き続き閲覧・視聴可能な状態を維持。</li></ul>

## 対策1：風評を最大限抑制するための処分方法の徹底

### ③原子炉等規制法に基づく審査【原子力規制庁】

- 東京電力からの実施計画変更認可の申請を受け、公開の審査会合において原子炉等規制法に基づいた審査を行う。

これまでの取組	今後の取組
<p><u>令和3年4月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 原子力規制委員会でALPS処理水の取扱いに関する政府方針を踏まえた対応について了承。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 実施計画が確実に遵守されているかを確認・監視。</li><li>- 実施計画検査による保安体制、設備の運用状況、ALPS処理水の濃度測定方法等の確認・監視等</li></ul>
<p><u>令和3年12月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 東京電力が原子力規制委員会に海洋放出設備の設置等に係る実施計画変更認可を申請。</li><li>・ 原子力規制委員会は、13回にわたる公開の審査会合を開催し、審査及び確認を実施。</li></ul>	
<p><u>令和4年5月、6月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 審査結果を取りまとめた審査書案を公表し、パブリックコメントを実施。（5月19日～6月17日）</li></ul>	
<p><u>令和4年7月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ パブリックコメントを踏まえた審査書を決定し、実施計画を認可。</li></ul>	
<p><u>令和4年7月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 認可した実施計画に基づき設備の設置状況等について、随時検査を実施。</li></ul>	
<p><u>令和4年11月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 東京電力が原子力規制委員会にALPS処理水の海洋放出時の運用及び測定・評価対象核種の選定の考え方等に係る実施計画変更認可を申請。</li><li>・ 公開の会合において審査及び確認を実施。</li></ul>	
<p><u>令和5年2月、3月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 審査結果を取りまとめた審査書案を公表し、パブリックコメントを実施。（2月23日～3月24日）</li></ul>	
<p><u>令和5年5月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ パブリックコメントを踏まえた審査書を決定し、実施計画を認可。</li></ul>	
<p><u>令和5年7月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 使用前検査が終了。</li></ul>	

## 対策2：モニタリングの強化・拡充

### ①海域環境モニタリングの強化・拡充【環境省、経済産業省、原子力規制庁】

- 今後、令和3年6月に新たに設置した「ALPS処理水に係る海域モニタリング専門家会議」から、モニタリングを行う測点、頻度等についての助言を得る。
- IAEAによる分析機関間比較の取組や地元関係者の立会いの機会の確保等により、客観性、透明性及び信頼性を最大限高め、モニタリングの強化・拡充を図る。

これまでの取組	今後の取組
<u>令和3年4月～</u>	
• 客観性・透明性・信頼性を最大限高めたモニタリングとすべく、専門家による確認・助言を得つつ、モニタリングを行う測点、頻度等について検討。（これまでにモニタリング調整会議を5回、海域環境の監視測定タスクフォースを5回、専門家会議を15回開催）	• 総合モニタリング計画に基づき、海域モニタリングを実施し、放出前の結果との比較を含め、結果について広く分かりやすく情報発信を実施。
<u>令和4年3月</u>	• 専門家からの助言を踏まえ、総合モニタリング計画を改定。
<u>令和4年4月</u>	• 海洋放出前の海域モニタリングを開始。
<u>令和4年9月</u>	• 東京電力処理水ポータルサイト内に、モニタリング結果を視覚的に分かりやすく表示したページを公開。
<u>令和4年10月</u>	• 流通・小売の事業者等を対象に、第1回ALPS処理水モニタリングシンポジウムを開催。
<u>令和4年10月、12月</u>	• 東京電力処理水ポータルサイト内のモニタリング結果ページの多言語化。（英語、中国語（簡体字・台湾繁体字、香港繁体字）、韓国語）

## 対策2：モニタリングの強化・拡充

### ①海域環境モニタリングの強化・拡充【環境省、経済産業省、原子力規制庁】(続き)

これまでの取組	今後の取組
<u>令和5年1月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>第2回ALPS処理水モニタリングシンポジウムを開催。</li></ul>	
<u>令和5年2月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>環境省において、各機関のモニタリング結果を分かりやすく確認できるサイトを立ち上げ。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>総合モニタリング計画に基づき、海域モニタリングを実施し、放出前の結果との比較を含め、結果について広く分かりやすく情報発信を実施。</li><li>国際社会に対して更に透明性の高い情報提供を行っていくため、関係国の関心を踏まえ、IAEAの枠組みの下で追加的モニタリングを実施。</li></ul>
<u>令和5年3月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>総合モニタリング計画を改定し、海洋放出開始直後のモニタリングの強化・拡充を含め、令和5年度のモニタリング計画を策定。</li><li>東京電力において、各機関が公表した海域モニタリングの結果を、地図上から閲覧することができるWebサイト（包括的海域モニタリング閲覧システム：ORBS）を開設（日本語・英語）。</li></ul>	
<u>令和5年5月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>第3回ALPS処理水モニタリングシンポジウムを開催。</li></ul>	
<u>令和5年6月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>経済産業省の「みんなで知ろう。考え方。ALPS処理水のこと」において、ALPS処理水に係るモニタリングについて結果が一目でわかるマーク形式で表示するページを公開。</li></ul>	
<u>令和5年8月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>経済産業省の「みんなで知ろう。考え方。ALPS処理水のこと」において、ALPS処理水に係るモニタリングについて結果が一目でわかるマーク形式で表示するページの英語版を公開。</li></ul>	
<u>令和5年9月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>東京電力の包括的海域モニタリング閲覧システム（ORBS）において、各機関のトリチウムの迅速分析データを地図上に集約し、一元的に閲覧できる形で公表（日本語・英語）。</li></ul>	

## 対策2：モニタリングの強化・拡充

### ①海域環境モニタリングの強化・拡充【環境省、経済産業省、原子力規制庁】(続き)

これまでの取組	今後の取組
<p><u>令和5年12月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>環境省の各機関のモニタリング結果を分かりやすく確認できるサイトにおいて、中国語（簡体字）、韓国語に対応。</li></ul>	
<p><u>令和6年1月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>東京電力の包括的海域モニタリング閲覧システム（ORBS）において、中国語（簡体字・台湾繁体字・香港繁体字）、韓国語に対応。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>総合モニタリング計画に基づき、海域モニタリングを実施し、放出前の結果との比較を含め、結果について広く分かりやすく情報発信を実施。</li><li>国際社会に対して更に透明性の高い情報提供を行っていくため、関係国の関心を踏まえ、IAEAの枠組みの下で追加的モニタリングを実施。</li></ul>
<p><u>令和6年2月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>環境省の各機関のモニタリング結果を分かりやすく確認できるサイトにおいて、中国語（台湾繁体字）に対応。</li></ul>	
<p><u>令和6年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>規制庁のモニタリング結果を確認できるサイトにおいて、新たに検索機能を追加（日本語・英語）</li></ul>	
<p><u>令和6年6月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>東京電力の包括的海域モニタリング閲覧システム（ORBS）に福島県が採取した海水モニタリングデータを追加。</li></ul>	
<p><u>令和6年11月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>東京電力の包括的海域モニタリング閲覧システム（ORBS）に各機関が採取した海藻モニタリングデータを追加。</li></ul>	
<p><u>令和7年2月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>東京電力の包括的海域モニタリング閲覧システム（ORBS）に福島県が採取した海水浴場等の海水モニタリングデータを追加。</li></ul>	

## 対策2：モニタリングの強化・拡充

### ①海域環境モニタリングの強化・拡充【環境省、経済産業省、原子力規制庁】（続き）

これまでの取組	今後の取組
<p><u>令和3年11月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>IAEAによる分析機関間比較を実施。試料採取の手法、分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力の確認。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>IAEAによる海洋環境に係る分析機関間比較を継続。試料採取の手法、分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力の確認。</li><li>国際社会に対して更に透明性の高い情報提供を行っていくため、関係国の関心を踏まえ、IAEAの枠組みの下で追加的モニタリングを実施。</li></ul>
<p><u>令和4年6月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>IAEAによる分析機関間比較の報告書が公表。参加した日本の分析機関（JAEA等の10機関）については、引き続き、試料採取方法は適切であり、かつ、高い正確性と能力を有していると評価。</li></ul>	
<p><u>令和4年11月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>IAEAによる分析機関間比較を実施。試料採取の手法、分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力の確認。</li><li>IAEAにより、従前の分析機関間比較に加えALPS処理水に係る海洋環境中の海水等のモニタリングの裏付け分析も実施。</li></ul>	
<p><u>令和4年12月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>IAEAはALPS処理水に係るモニタリングの裏付け分析の実施状況に関する報告書を公表。</li></ul>	
<p><u>令和5年10月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>IAEAによる分析機関間比較を実施。試料採取の手法、分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力の確認。</li><li>IAEAにより、従前の分析機関間比較に加えALPS処理水に係る海洋環境中の海水等のモニタリングの裏付け分析も実施。</li></ul>	
<p><u>令和5年12月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>IAEAによる海洋モニタリングに関する報告書の公表。</li></ul>	
<p><u>令和6年1月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>「海洋環境中の海水等の放射性核種分析におけるIAEAの分析機関間比較」に関する報告書を公表。</li></ul>	

## 対策2：モニタリングの強化・拡充

### ①海域環境モニタリングの強化・拡充【環境省、経済産業省、原子力規制庁】（続き）

これまでの取組	今後の取組
<p><u>令和6年10月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>IAEAによる分析機関間比較を実施。試料採取の手法、分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力の確認。</li><li>IAEAにより、従前の分析機関間比較に加えALPS処理水に係る海洋環境中の海水等のモニタリングの裏付け分析も実施。</li><li>9月に我が国とIAEAとの間で一致した追加的なモニタリングの一環として、IAEAの枠組みの下でIAEA関係者及び第三国分析機関の専門家による採水を実施。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>IAEAによる海洋環境に係る分析機関間比較を継続。試料採取の手法、分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力の確認。</li><li>国際社会に対して更に透明性の高い情報提供を行っていくため、関係国の関心を踏まえ、IAEAの枠組みの下で追加的モニタリングを実施。</li></ul>
<p><u>令和6年12月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>IAEAによる分析機関間比較の報告書（ILC 2023に関する報告書）が公表。海洋サンプル中の放射性核種の分析に参加した日本の分析機関が、引き続き高い正確性と能力を有していると評価。</li></ul>	
<p><u>令和7年2月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>IAEAの枠組みの下での追加的モニタリングの一環として、IAEA関係者及び第三国分析機関関係者が来日し、海水の採水、水産物の選定を実施。海水の採水では、外務省賓客として訪日中であったグロッキーIAEA事務局長が採水を統括した。</li></ul>	
<p><u>令和7年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>IAEAによる海洋環境中の放射性核種分析における分析機関間比較（第2回）に関する報告書が公表。正確な分析結果から、海洋サンプル中の放射性核種の分析に参加した日本の分析機関が、高い技術的能力を有していると評価。</li></ul>	
<p><u>令和7年6月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>IAEAが令和6年に実施された追加的モニタリングに関する報告書を公表。ALPS処理水の海洋放出が人や環境に対して与える影響は無視できるほどであるとするIAEA包括報告書の結論と整合している旨記載されている。</li></ul>	

## 対策2：モニタリングの強化・拡充

### ②水産物のモニタリングの拡充【農林水産省】

- 原発事故の影響を受けている地方自治体や地元関係者が行う水産物の放射性セシウムの検査への支援を継続。
- 地元関係者の要望も踏まえつつ、新たにトリチウムを対象とする水産物のモニタリングを実施。

これまでの取組	今後の取組
<p><u>～令和7年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 水産物の安全性を確保するため、水産物中の放射性セシウム検査を継続的に実施。<ul style="list-style-type: none"><li>- 平成23年3月開始</li><li>- 水産物中の放射性セシウム検査数：222,582（令和7年7月29日時点）</li></ul></li><li>消費者等の安心の回復と信頼の確保につなげるため、検査結果の正確な情報を提供。<ul style="list-style-type: none"><li>- 平成25年6月開始</li><li>- 「水産物中の放射性物質」について消費者、加工業者等への説明会：計232回（令和7年7月15日現在）</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 原発事故の影響を受けている地方自治体や地元関係者が行う水産物の放射性セシウム検査への支援を継続的に実施。</li><li>• トリチウムを対象とする水産物のモニタリングを、迅速分析も併せて継続的に実施。</li><li>• ALPS処理水の海洋放出開始前後の水産物モニタリング結果を比較し、変化がないことを確認。</li><li>• IAEAによる海洋環境に係る分析機関間比較を継続。試料採取の手法、分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力の確認。</li><li>• 国際社会に対して更に透明性の高い情報提供を行っていくため、関係国の関心を踏まえ、IAEAの枠組みの下で追加的モニタリングを実施。</li></ul>
<p><u>令和4年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 新たにトリチウムを対象とする水産物のモニタリングを実施。<ul style="list-style-type: none"><li>- 水産物中のトリチウム分析数（精密な分析）：652（令和7年7月31日時点）</li><li>- 分析結果は、すべて検出限界値未満。</li></ul></li></ul>	
<p><u>令和5年8月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 生産者、消費者の方に早期に情報を提供するため、サンプル採取日の翌日又は翌々日に結果を公表できるトリチウムの迅速分析法も開始。<ul style="list-style-type: none"><li>- 水産物中のトリチウム分析数（迅速な分析）：438（令和7年7月31日時点）</li><li>- 分析結果は、すべて検出限界値未満。</li></ul></li></ul>	

## 対策2：モニタリングの強化・拡充

### ②水産物のモニタリングの拡充【農林水産省】(続き)

- 原発事故の影響を受けている地方自治体や地元関係者が行う水産物の放射性セシウムの検査への支援を継続。
- 地元関係者の要望も踏まえつつ、新たにトリチウムを対象とする水産物のモニタリングを実施。

これまでの取組	今後の取組
<p><u>令和6年10月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• IAEAによる分析機関間比較を実施。試料採取の手法、分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力の確認。</li><li>• IAEAにより、従前の分析機関間比較に加えALPS処理水に係る海洋環境中の海水等のモニタリングの裏付け分析も実施。【再掲】</li></ul>	
<p><u>令和6年12月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• IAEAによる分析機関間比較の報告書(ILC 2023に関する報告書)が公表。海洋サンプル中の放射性核種の分析に参加した日本の分析機関が、引き続き高い正確性と能力を有していると評価。【再掲】</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 原発事故の影響を受けている地方自治体や地元関係者が行う水産物の放射性セシウム検査への支援を継続的に実施。</li><li>• トリチウムを対象とする水産物のモニタリングを、迅速分析も併せて継続的に実施。</li><li>• ALPS処理水の海洋放出開始前後の水産物モニタリング結果を比較し、変化がないことを確認。</li><li>• IAEAによる海洋環境に係る分析機関間比較を継続。試料採取の手法、分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力の確認。</li><li>• 国際社会に対して更に透明性の高い情報提供を行っていくため、関係国の関心を踏まえ、IAEAの枠組みの下で追加的モニタリングを実施。</li></ul>
<p><u>令和7年2月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• IAEAの枠組みの下での追加的モニタリングの一環として、IAEA関係者及び第三国分析機関の専門家が来日し、水産物の選定を実施。【再掲】</li></ul>	
<p><u>令和7年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 「IAEAによる海洋環境中の放射性核種分析における分析機関間比較(第2回)に関する報告書」が公表。正確な分析結果から、海洋サンプル中の放射性核種の分析に参加した日本の分析機関が、高い技術的能力を有していると評価。【再掲】</li></ul>	

## 対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

### ①国際機関との緊密な連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】

- IAEAは、ALPS処理水の取扱いに係る安全性等について、IAEA安全基準に基づくレビューや、海域モニタリングでの試料採取の手法や分析機関の分析能力の確認を行うとともに、これらの結果については、その進捗に応じて適時に公表する。
- OECD/NEA等の専門的知見を有する国際機関においても、専門家によるワークショップ等を通じて、国際社会に積極的な発信を行い、信頼性及び透明性の向上を図る。

これまでの取組	今後の取組
<p>➤ IAEAとの連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】</p> <p><u>令和3年4月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 梶山経済産業大臣（当時）とグロッキー事務局長がテレビ会議。IAEAが協力の準備を加速化させることに合意。</li></ul> <p><u>令和3年7月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ ALPS処理水の取扱いに係るIAEAとの協力枠組みに関する付託事項（TOR）に署名。</li></ul> <p><u>令和3年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 梶山経済産業大臣（当時）とグロッキー事務局長が会談。ALPS処理水の安全性に関するIAEAレビュー・ミッションの派遣、厳正で透明性のあるレビューの実施に合意。</li></ul> <p><u>令和3年9月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ エブラール事務次長が来日し、今後の協力等に関する意見交換、福島視察を実施。</li></ul> <p><u>令和3年11月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ カルーソ調整官及び国際専門家（フランス、ロシア及び韓国）が来日し、ALPS処理水の安全性に関するレビュー・ミッションの準備会合を開催。今後のレビューにおいて参照される安全基準等について技術的な議論を実施。</li><li>・ IAEA主催の東京電力福島第一原子力発電所事故10年に当たっての国際会議のALPS処理水の安全性に関する特別セッションにおいて、萩生田経済産業大臣（当時）が基本方針を説明。（ビデオメッセージ）</li></ul> <p><u>令和3年11月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ IAEAによる分析機関間比較を実施。試料採取の手法、分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力の確認。【再掲】</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ALPS処理水の放出開始後も長期間にわたり、ALPS処理水の安全性について、IAEAが国際的な安全基準に照らした専門的な評価（レビュー）を定期的に実施。</li><li>・ IAEAによる分析機関間比較を実施。試料採取の手法、分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力の確認。</li><li>・ 国際社会に対して更に透明性の高い情報提供を行っていくため、関係国の関心を踏まえ、IAEAの枠組みの下で従来のモニタリングを拡充し、追加的モニタリングを実施。【再掲】</li></ul>

## 対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

### ①国際機関との緊密な連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】

これまでの取組	今後の取組
▶ IAEAとの連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】(続き)	
<u>令和3年12月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>萩生田経済産業大臣（当時）とグロッサー事務局長がテレビ会談。令和4年中に中間報告書を取りまとめることを確認。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>ALPS処理水の放出開始後も長期間にわたり、ALPS処理水の安全性について、IAEAが国際的な安全基準に照らした専門的な評価（レビュー）を定期的に実施。</li></ul>
<u>令和4年2月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>第1回IAEA処理水安全性レビューの実施。（レビューミッションの来日）<ul style="list-style-type: none"><li>①放出される水の性状、②放出プロセスの安全性、③人と環境の保護に関する放射線影響についてIAEAの安全基準に照らした評価を実施</li></ul></li><li>IAEA処理水特設ウェブサイトを開設。日本語含む7か国語で情報発信。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>IAEAによる分析機関間比較を実施。試料採取の手法、分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力の確認。</li></ul>
<u>令和4年3月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>IAEAによる第1回規制レビューの実施。<ul style="list-style-type: none"><li>IAEA及び海外の専門家が来日</li><li>原子力規制委員会における実施計画変更認可申請に係る審査・確認のプロセス及び内容について、IAEA安全基準等に照らしたレビューの実施</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>国際社会に対して更に透明性の高い情報提供を行っていくため、関係国の関心を踏まえ、IAEAの枠組みの下で従来のモニタリングを拡充し、追加的モニタリングを実施。【再掲】</li></ul>
<u>令和4年2月、3月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>東京電力が測定・確認用設備からALPS処理水のサンプルを採取する場にIAEA関係者が立ち会い。</li></ul>	
<u>令和4年3月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>IAEAによるALPS処理水に係るモニタリングの裏付け分析に向けたサンプル採取を実施。</li></ul>	
<u>令和4年4月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>IAEAが、処理水の安全性レビューに関する進捗報告書を公表。<ul style="list-style-type: none"><li>①放出関連設備の安全性については、設備の設計と運用手順の中で的確に予防措置が講じられている、②東京電力が作成した放射線影響評価は、規制当局が定める水準より大幅に小さいと示していることを留意する等と記載</li></ul></li></ul>	

## 対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

### ①国際機関との緊密な連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】

これまでの取組	今後の取組
▶ IAEAとの連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】(続き)	
<u>令和4年5月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>グロッサー事務局長が来日。<ul style="list-style-type: none"><li>岸田総理（当時）はグロッサー事務局長と会談を行い、IAEAによる科学的・客観的なレビューの重要性に触れつつ、引き続き透明性をもって対応していく旨述べ、グロッサー事務局長はIAEAとして引き続き協力していく旨述べた</li><li>林外務大臣（当時）とグロッサー事務局長が会談を行い、IAEAと緊密に連携していくことで一致</li><li>萩生田経済産業大臣（当時）とグロッサー事務局長が会談を行い、ALPS処理水の安全性に関するレビューを含め、緊密に連携していくことを確認</li><li>グロッサー事務局長が東京電力福島第一原子力発電所を視察</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>ALPS処理水の放出開始後も長期間にわたり、ALPS処理水の安全性について、IAEAが国際的な安全基準に照らした専門的な評価（レビュー）を定期的に実施。</li><li>IAEAによる分析機関間比較を実施。試料採取の手法、分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力の確認。</li><li>国際社会に対して更に透明性の高い情報提供を行っていくため、関係国の関心を踏まえ、IAEAの枠組みの下で従来のモニタリングを拡充し、追加的モニタリングを実施。【再掲】</li></ul>
<u>令和4年6月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>IAEAによる分析機関間比較の報告書が公表。参加した日本の分析機関（JAEA等の10機関）については、引き続き、試料採取方法は適切であり、かつ、高い正確性と能力を有していると評価。【再掲】</li></ul>	
<u>令和4年6月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>IAEAが、規制レビューに関する進捗報告書を公表。<ul style="list-style-type: none"><li>IAEAタスクフォースは、原子力規制委員会による審査・確認プロセスにおいて、IAEAの安全基準が用いられているとの認識を表明</li><li>タスクフォースは、原子力規制委員会が日本国内の独立した規制機関として機能し、適切に法的な安全規制の枠組みを策定及び実施し、ALPS処理水の海洋放出の安全性を確認する責任を有していることを確認</li></ul></li></ul>	
<u>令和4年9月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>IAEA総会において、東京電力福島第一原子力発電所廃炉の進捗及びALPS処理水をテーマとしたサイドイベントを開催。また、IAEA事務局はALPS処理水の安全性レビューの取組に関するサイドイベントを開催。</li></ul>	

## 対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

### ①国際機関との緊密な連携 【外務省、経済産業省、原子力規制庁】

これまでの取組	今後の取組
▶ IAEAとの連携 【外務省、経済産業省、原子力規制庁】（続き）	
<u>令和4年10月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>IAEAによるALPS処理水に係るモニタリングの裏付け分析に向けたサンプル採取を実施。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>ALPS処理水の放出開始後も長期間にわたり、ALPS処理水の安全性について、IAEAが国際的な安全基準に照らした専門的な評価（レビュー）を定期的に実施。</li></ul>
<u>令和4年10月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>東京電力が測定・確認用設備からALPS処理水のサンプルを採取する場に、IAEA関係者が立ち会い。</li><li>ワシントンDCにおいて、IAEAが主催した国際閣僚会議が開催され、同会議に参加していた太田経済産業副大臣（当時）は、グロッキー事務局長と会談を実施。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>IAEAによる分析機関間比較を実施。試料採取の手法、分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力の確認。</li></ul>
<u>令和4年11月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>IAEAによる分析機関間比較を実施。試料採取の手法、分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力の確認。【再掲】</li><li>IAEAにより、従前の分析機関間比較に加え海洋環境中の海水等に係るモニタリングの裏付け分析も実施。【再掲】</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>国際社会に対して更に透明性の高い情報提供を行っていくため、関係国の関心を踏まえ、IAEAの枠組みの下で従来のモニタリングを拡充し、追加的モニタリングを実施。【再掲】</li></ul>
<u>令和4年11月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>第2回IAEA処理水安全性レビューの実施。（レビューミッションの訪日）<ul style="list-style-type: none"><li>第1回レビューミッションでも扱われた8つの項目に関する、前回レビューにおけるIAEAからの指摘事項の反映状況（主に放射線環境影響評価報告書）のレビュー</li><li>令和4年11月14日に東京電力が原子力規制委員会に提出した実施計画変更認可申請書の内容（測定・評価対象核種の選定、改訂版放射線環境影響評価報告書等）のレビュー</li><li>東京電力福島第一原子力発電所を訪れ、工事状況をレビュー</li></ul></li></ul>	
<u>令和4年12月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>IAEAはALPS処理水に係るモニタリングの裏付け分析の実施状況に関する報告書を公表。【再掲】</li></ul>	

## 対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

### ①国際機関との緊密な連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】

これまでの取組	今後の取組
▶ IAEAとの連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】(続き)	
<u>令和5年1月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>IAEAによる第2回規制レビューの実施。<ul style="list-style-type: none"><li>IAEA及び海外の専門家が来日</li><li>原子力規制委員会からALPS処理水の海洋放出時の運用及び測定・評価対象核種の選定の考え方等に係る確認状況や、海洋放出設備に係る検査状況等を説明</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>ALPS処理水の放出開始後も長期間にわたり、ALPS処理水の安全性について、IAEAが国際的な安全基準に照らした専門的な評価（レビュー）を定期的に実施。</li><li>IAEAによる分析機関間比較を実施。試料採取の手法、分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力の確認。</li><li>国際社会に対して更に透明性の高い情報提供を行っていくため、関係国の関心を踏まえ、IAEAの枠組みの下で従来のモニタリングを拡充し、追加的モニタリングを実施。【再掲】</li></ul>
<u>令和5年4月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>第2回IAEA処理水安全性レビューに関する報告書の公表。</li><li>西村経済産業大臣（当時）は、グロッキー事務局長とオンライン会談を実施。</li><li>林外務大臣（当時）は、グロッキー事務局長とオンライン会談を実施。</li></ul>	
<u>令和5年5月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>第2回IAEA規制レビュー報告書の公表。</li><li>IAEA原子力発電所の廃炉に関する国際会議において、福島の復興と東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に関するサイドイベントを開催し、経済産業省から東京電力福島第一原子力発電所の廃炉とALPS処理水の海洋放出の安全性について説明。</li></ul>	
<u>令和5年5月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>IAEAによるALPS処理水の放射性核種分析における第1回目の分析機関間比較結果の報告書が公表。</li></ul>	
<u>令和5年5月、6月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>IAEAによる包括レビュー・ミッションの実施。<ul style="list-style-type: none"><li>これまでに実施したALPS処理水の安全性に関するレビュー、規制に関するレビューについて日本側から最新の状況に関する情報提供及び説明を実施</li></ul></li></ul>	

## 対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

### ①国際機関との緊密な連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】

これまでの取組	今後の取組
▶ IAEAとの連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】(続き)	
<u>令和5年7月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>・ IAEAが、これまでのIAEAによる一連のレビューを総括する、包括報告書を公表。</li><li>・ グロッサー事務局長が来日。<ul style="list-style-type: none"><li>- グロッサー事務局長から岸田総理（当時）に包括報告書を手交</li><li>- 林外務大臣（当時）と、グロッサー事務局長が会談を行い、ALPS処理水の安全性・規制面のレビュー等に関わるIAEAの中立的・専門的で透明性のある取組に謝意を表明しつつ、両者は、引き続き科学的根拠に基づく議論が重要であることで一致</li><li>- 西村経済産業大臣（当時）と、グロッサー事務局長が会談を行い、海洋放出前、放出中、放出後にわたって続くIAEAによるレビューを通じて、国際的な安全基準に整合的であることを継続的に確認し、安全性の確保に万全を期すことの重要性について一致</li><li>- グロッサー事務局長が福島を訪問。廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会に出席し、地元参加者と意見交換を行うとともに、東京電力福島第一原子力発電所を視察</li><li>- 東京電力福島第一原子力発電所内のIAEAオフィスを開設、常駐を開始</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ALPS処理水の放出開始後も長期間にわたり、ALPS処理水の安全性について、IAEAが国際的な安全基準に照らした専門的な評価（レビュー）を定期的に実施。</li><li>・ IAEAによる分析機関間比較を実施。試料採取の手法、分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力の確認。</li><li>・ 国際社会に対して更に透明性の高い情報提供を行っていくため、関係国の関心を踏まえ、IAEAの枠組みの下で従来のモニタリングを拡充し、追加的モニタリングを実施。【再掲】</li></ul>
<u>令和5年8月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 林外務大臣（当時）及び西村経済産業大臣（当時）は、グロッサー事務局長とオンライン会談を実施。</li></ul>	
<u>令和5年9月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 上川外務大臣（当時）は、グロッサー事務局長との間で福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出に関するIAEAによる確認・評価活動に関する日本とIAEA間の協力覚書に署名。</li><li>・ IAEA総会において、酒井経済産業副大臣（当時）が出席し、東京電力福島第一原子力発電所廃炉の進捗及びALPS処理水をテーマとしたサイドイベントを開催。</li></ul>	
<u>令和5年10月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>・ IAEAによる分析機関間比較を実施。試料採取の手法、分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力の確認。【再掲】</li><li>・ IAEAにより、従前の分析機関間比較に加えALPS処理水に係る海洋環境中の海水等のモニタリングの裏付け分析も実施。【再掲】</li></ul>	

## 対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

### ①国際機関との緊密な連携 【外務省、経済産業省、原子力規制庁】

これまでの取組	今後の取組
▶ IAEAとの連携 【外務省、経済産業省、原子力規制庁】（続き）	
<u>令和5年10月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 岩田経済産業副大臣（当時）は、エヴラール事務次長と会談を実施。</li><li>・ IAEAによる放出開始後第1回目のレビューミッションを実施。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ALPS処理水の放出開始後も長期間にわたり、ALPS処理水の安全性について、IAEAが国際的な安全基準に照らした専門的な評価（レビュー）を定期的に実施。</li></ul>
<u>令和5年12月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>・ IAEAによる海洋モニタリングに関する報告書の公表。【再掲】</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ IAEAによる分析機関間比較を実施。試料採取の手法、分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力の確認。</li></ul>
<u>令和6年1月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>・ IAEAによる放出開始後第1回目のレビューミッションに関する報告書の公表。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国際社会に対して更に透明性の高い情報提供を行っていくため、関係国の関心を踏まえ、IAEAの枠組みの下で従来のモニタリングを拡充し、追加的モニタリングを実施。【再掲】</li></ul>
<u>令和6年1月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「ALPS処理水の放射性核種分析における第2回目の分析機関間比較」に関する報告書を公表。</li><li>・ 「海洋環境中の海水等の放射性核種分析におけるIAEAの分析機関間比較」に関する報告書を公表。【再掲】</li></ul>	

## 対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

### ①国際機関との緊密な連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】

これまでの取組	今後の取組
▶ IAEAとの連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】(続き)	
<u>令和6年3月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>グロッサー事務局長が来日。<ul style="list-style-type: none"><li>岸田総理（当時）はグロッサー事務局長と会談を行い、グロッサー事務局長の力強いコメントに謝意を述べた上で、日本は引き続きIAEAと連携し、科学的根拠に基づき、高い透明性をもって、日本の取組に対する国際社会の理解・支持を広げていう旨述べ、グロッサー事務局長から、福島訪問時にALPS処理水の海洋放出が国際基準に完全に則り、計画どおり安全に実施されていることを確認した、引き続き、IAEAの関与を継続していく旨述べた。</li><li>林官房長官はグロッサー事務局長と会談を行い、引き続き科学的根拠に基づき高い透明性をもって、ALPS処理水の安全性を国内外に丁寧に説明していく考え方である旨述べ、グロッサー事務局長から、処理水の最後の一滴が放出されるまでIAEAとして関与していく旨述べた。</li><li>上川外務大臣（当時）はグロッサー事務局長と会談及びワーキング・ディナーを行い、上川大臣から、IAEAのこれまでの独立的・中立的かつ科学的見地からの関与に謝意を述べつつ、引き続き連携していきたい旨述べた。同事務局長は、今次訪日を通じて、ALPS処理水の放出が引き続き、IAEAの安全基準に即した形で計画どおり実行されていることを確認した旨述べた。</li><li>斎藤経済産業大臣（当時）はグロッサー事務局長と会談を行い、両者は科学的根拠に基づく情報発信の重要性及びIAEAによる長期にわたる継続的なレビューの実施について一致。</li><li>グロッサー事務局長が東京電力福島第一原子力発電所を視察。</li><li>IAEAの取組に対して合計約1,850万ユーロの資金拠出を発表（太平洋島嶼国等を対象とした海洋環境保護及び海洋放射能モニタリングに係る能力構築支援等（約360万ユーロ）を含む。）</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>ALPS処理水の放出開始後も長期間にわたり、ALPS処理水の安全性について、IAEAが国際的な安全基準に照らした専門的な評価（レビュー）を定期的に実施。</li><li>IAEAによる分析機関間比較を実施。試料採取の手法、分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力の確認。</li><li>国際社会に対して更に透明性の高い情報提供を行っていくため、関係国の関心を踏まえ、IAEAの枠組みの下で従来のモニタリングを拡充し、追加的モニタリングを実施。【再掲】</li></ul>
<u>令和6年4月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>IAEAによる放出開始後第2回目のレビューミッションを実施。</li></ul>	
<u>令和6年7月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>IAEAが放出開始後第2回目のレビューミッションに関する報告書を公表。</li></ul>	

## 対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

### ①国際機関との緊密な連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】

これまでの取組	今後の取組
▶ IAEAとの連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】(続き)	
<u>令和6年9月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>IAEA総会において、経済産業省主催のサイドイベントを開催し、廃炉と復興に焦点を当て、関係省庁等から、廃炉と福島県における復興の概観、東京電力福島第一原子力発電所における廃炉の現状、燃料デブリの取り出し、オフサイトにおける取組の進捗を発信。</li><li>岸田総理(当時)はグロッキー事務局長と電話会談を実施。各国の関心を踏まえ、IAEAの従来のモニタリングを拡充し、その中で、中国を含む参加国の専門家による採水等のサンプリングや、分析機関間比較が実施されることで一致。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>ALPS処理水の放出開始後も長期間にわたり、ALPS処理水の安全性について、IAEAが国際的な安全基準に照らした専門的な評価(レビュー)を定期的に実施。</li><li>IAEAによる分析機関間比較を実施。試料採取の手法、分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力の確認。</li><li>国際社会に対して更に透明性の高い情報提供を行っていくため、関係国の関心を踏まえ、IAEAの枠組みの下で従来のモニタリングを拡充し、追加的モニタリングを実施。【再掲】</li></ul>
<u>令和6年10月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>IAEAによる分析機関間比較を実施。試料採取の手法、分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力の確認。【再掲】</li><li>IAEAにより、従前の分析機関間比較に加えALPS処理水に係る海洋環境中の海水等のモニタリングの裏付け分析も実施。【再掲】</li><li>9月に我が国とIAEAとの間で実施することで一致したIAEAの枠組みの下での追加的モニタリングの一環として、IAEA関係者及び第三国分析機関の専門家による採水を実施。【再掲】</li></ul>	
<u>令和6年11月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>IAEAによる職業被ばく(外部被ばく)に関する分析機関間比較の報告書が公表。結果は、ALPS処理水の取扱いに従事する作業員の外部被ばく線量を正確に評価する日本の能力を信頼せるものであると評価。</li></ul>	
<u>令和6年12月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>IAEAによる放出開始後第3回目のレビューミッションを実施。</li><li>IAEAによる分析機関間比較の報告書(ILC 2023に関する報告書)が公表。海洋サンプル中の放射性核種の分析に参加した日本の分析機関が、引き続き高い正確性と能力を有していると評価。【再掲】</li></ul>	

## 対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

### ①国際機関との緊密な連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】

これまでの取組	今後の取組
▶ IAEAとの連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】(続き)	
<u>令和7年2月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>グロッシー事務局長が来日。<ul style="list-style-type: none"><li>石破総理はグロッキー事務局長と会談を行い、石破総理から、ALPS処理水の海洋放出を始めとする東京電力福島第一原子力発電所の廃炉を含む、福島の復興に向けたプロセスへのIAEAの協力に謝意を述べた上で、引き続き緊密に連携したい旨述べた。グロッキー事務局長は、ALPS処理水の安全な放出を確認することを含め、IAEAとして引き続き、日本の取組に協力していく旨述べた。</li><li>岩屋外務大臣はグロッキー事務局長と会談及びワーキング・ディナーを行い、岩屋大臣から、追加的モニタリングを始めとするALPS処理水の海洋放出への事務局長自身の力強いコミットメントを含め、福島の復興に向けた日本の取組に対する、IAEAによる科学的根拠に基づく中立的・専門的な立場からの協力に謝意を述べた。</li><li>グロッキー事務局長は、ALPS処理水の海洋放出について「最後の一滴」まで安全な放出を確認することを含め、IAEAとして引き続き、日本の取組に協力していく旨述べた。</li><li>武藤経済産業大臣はグロッキー事務局長と会談を行い、武藤大臣から、引き続き、ALPS処理水の海洋放出を含め、安全かつ着実に、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に取り組んでいく旨を述べた。グロッキー事務局長は、IAEAとして引き続き、日本の取組に協力していく旨を述べた。</li><li>浅尾環境大臣はグロッキー事務局長と会談を行い、ALPS処理水に係る海域モニタリングについて引き続き連携していくことなどについて、意見交換を行った。</li><li>グロッキー事務局長は、福島県を訪問し、ALPS処理水の海洋放出に関するIAEAの枠組みの下での追加的モニタリングの一環としての海水の採水を統括した。東京電力福島第一原子力発電所内で、小早川東京電力ホールディングス株式会社社長と会談を行い、双方は、ALPS処理水の海洋放出がこれまで安全に行われており、国際的な安全基準に基づくレビューが今後も継続されることを確認した。</li><li>IAEAの取組に対して合計約1,400万ユーロの資金拠出を発表（太平洋島嶼国を対象とした、海洋放射能モニタリングに係る能力構築支援（約200万ユーロ）を含む。）</li></ul></li><li>IAEAの枠組みの下での追加的モニタリングの一環として、IAEA関係者及び第三国分析機関の専門家が来日し、海水の採水、水産物の選定、希釈前のALPS処理水の採水を実施。海水の採水では、外務省賓客として訪日中であったグロッキーIAEA事務局長が採水を統括した。【再掲】</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>ALPS処理水の放出開始後も長期間にわたり、ALPS処理水の安全性について、IAEAが国際的な安全基準に照らした専門的な評価（レビュー）を定期的に実施。</li><li>IAEAによる分析機関間比較を実施。試料採取の手法、分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力の確認。</li><li>国際社会に対して更に透明性の高い情報提供を行っていくため、関係国の関心を踏まえ、IAEAの枠組みの下で従来のモニタリングを拡充し、追加的モニタリングを実施。【再掲】</li></ul>

## 対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

### ①国際機関との緊密な連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】

これまでの取組	今後の取組
▶ IAEAとの連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】(続き)	
<u>令和7年3月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>IAEAが放出開始後第3回目のレビューミッションに関する報告書を公表。</li><li>「ALPS処理水の放射性核種分析における第3回目の分析機関間比較」に関する報告書が公表。東京電力は、高い技術的能力を実証する、正確な結果を報告している、東京電力が採用した様々な核種に対する分析方法は、適切で目的にかなったものであるとの評価。</li><li>「IAEAによる海洋環境中の放射性核種分析における分析機関間比較（第2回）に関する報告書」が公表。正確な分析結果から、海洋サンプル中の放射性核種の分析に参加した日本の分析機関が、高い技術的能力を有していると評価。 【再掲】</li><li>IAEAによる職業被ばく（内部被ばく）に関する分析機関間比較の報告書が公表。結果は、東京電力福島第一原子力発電所における作業員の体内への放射性核種の取り込みに起因する排泄物及び人体中の放射能を正確に測定する能力を東京電力が有していると評価。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>ALPS処理水の放出開始後も長期間にわたり、ALPS処理水の安全性について、IAEAが国際的な安全基準に照らした専門的な評価（レビュー）を定期的に実施。</li><li>IAEAによる分析機関間比較を実施。試料採取の手法、分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力の確認。</li><li>国際社会に対して更に透明性の高い情報提供を行っていくため、関係国の関心を踏まえ、IAEAの枠組みの下で従来のモニタリングを拡充し、追加的モニタリングを実施。 【再掲】</li></ul>
<u>令和7年4月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>IAEAの枠組みの下での追加的モニタリングの一環として、IAEA関係者及び第三国分析機関の専門家が来日し、海洋放出前に海水による希釀をした後のALPS処理水の採水を実施。 【再掲】</li></ul>	
<u>令和7年5月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>IAEAによる放出開始後第4回目のレビューミッションを実施。</li></ul>	
<u>令和7年6月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>IAEAが令和6年10月に実施された追加的モニタリングに関する報告書を公表。 【再掲】</li><li>IAEAの枠組みの下での追加的モニタリングの一環として、IAEA関係者及び第三国分析機関の専門家が来日し、希釀前のALPS処理水の採水を実施。 【再掲】</li></ul>	

## 対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

### ①国際機関との緊密な連携 【外務省、経済産業省、原子力規制庁】

これまでの取組	今後の取組
➤ OECD/NEA等の国際機関との連携 【外務省、経済産業省】	
<u>令和3年4月、6月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>経済産業省とマグウッドOECD/NEA事務局長による電話会談。OECD/NEAが刊行した「東京電力福島第一原子力発電所事故から10年：進展と教訓」や、今後の協力可能性等について議論を実施。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>ALPS処理水の安全性に関する国際社会への情報発信の在り方等について、マグウッドOECD/NEA事務局長及び専門家との議論を通じて、今後の新たな協力内容（セミナー等）について検討を実施。</li></ul>
<u>令和3年10月、令和4年8月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>NDF福島第一廃炉国際フォーラムにおいて、海外有識者の参加を得て、学生を含めた地元の方々と廃炉と地域の未来をテーマに議論を実施。令和3年はマグウッドOECD/NEA事務局長も参加。</li></ul>	
<u>令和4年7月、令和5年7月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>OECD/NEAとNDFが共催する国際メンタリングワークショップJoshikai in Fukushimaにて、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉等について講演。マグウッドOECD/NEA事務局長も参加。</li></ul>	
<u>令和5年8月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>NDF福島第一廃炉国際フォーラムにおいて、1F廃炉と地域の未来を考える×地域の方々の声に耳を澄ませるをテーマに議論を実施。マグウッドOECD/NEA事務局長も参加。</li></ul>	
<u>令和6年7月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>OECD/NEAとNDFが共催する国際メンタリングワークショップJoshikai in Fukushimaにて、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉等について講演。</li></ul>	
<u>令和6年8月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>NDF福島第一廃炉国際フォーラムにおいて、地元の皆様と考える1F廃炉をテーマに、地元の方々や海外有識者等を交えて議論を実施。</li></ul>	
<u>令和7年8月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>NDF福島第一廃炉国際フォーラムにおいて、地元の皆様と考える1F廃炉をテーマに、地元の方々や海外有識者等を交えて議論を実施。マグウッドOECD/NEA事務局長も参加。</li></ul>	

## 対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

### ②地元自治体・農林漁業者等の関与 【農林水産省、経済産業省、環境省】

- 放出前のALPS処理水の分析において、JAEA等の第三者による測定・評価を行い、公開する。
- 東京電力が実施する海域環境モニタリングにおける試料採取や検査の立会い等において、地元自治体や農林漁業者、消費者等の参加を得るべく、処分計画の具体化と併せた検討を行うよう、東京電力に求める。

これまでの取組	今後の取組
<p>➤ 放出前の分析におけるJAEA等の第三者による測定・評価 【経済産業省】</p> <p><u>令和3年10月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• JAEAがALPS処理水の第三者分析を実施すべく、必要な機材の確保等の準備を進める方針を公表。</li></ul> <p><u>令和4年6月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 分析施設の竣工。その後、施設の運用開始。</li></ul> <p><u>令和5年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• JAEAのALPS処理水の第三者分析に関する特設WEBページの新設。</li><li>• ALPS処理水の第三者分析の本格的な開始。</li></ul> <p><u>令和5年6月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• JAEAが放出前に毎回、測定・確認用タンクから採取したALPS処理水の第三者分析結果を公表。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• JAEAが放出前の第三者分析を実施し、その結果を公表することで、ALPS処理水の安全性を確保するとともに、透明性高く発信。</li></ul>

## 対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

### ②地元自治体・農林漁業者等の関与 【農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後の取組
<p>▶ 東電が実施する海域環境モニタリングにおける地元自治体や農林漁業者、消費者等の参加 【農林水産省、経済産業省、環境省】</p> <p><u>令和3年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>東京電力が公表した「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する検討状況」の中で、測定時のサンプル採取時に、地元自治体・農林水産事業者等の視察の受入れを実施する旨を公表。</li></ul> <p><u>令和4年10月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>環境省が実施する海域モニタリングにおいて、海水及び水生生物の採取への地元自治体の職員の立会いを実施。</li></ul> <p><u>令和5年3月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>東京電力は、地元自治体の職員等の立会いの下、測定・確認用設備からALPS処理水の採水を実施。</li></ul> <p><u>令和5年7月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>流通事業者の方々を対象に、ALPS処理水海洋放出設備に関する視察（現場説明会）を実施。</li></ul> <p><u>令和6年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>東京電力が実施する海域モニタリングにおいて、海水の採取への地元自治体の職員の立会いを実施。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>作業の信頼性を担保するために、第三者の関与を継続し、立会いを行う機会や回数等について継続的に見直しを実施。</li></ul>

## 対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

### ③徹底した情報公開と高頻度の情報提供【復興庁、経済産業省】

- 放出前の放射性物質の客観性及び透明性の高い測定の結果、希釈設備の稼働状況、放出後における東京電力が実施する各地域での海域環境モニタリングの結果等の情報を丁寧に公開するよう東京電力に求める。
- 政府においても、ホームページによる公表や、廃炉・汚染水・処理水対策チーム会合事務局会議における報道機関への説明等の情報の公開に加え、国内外の関心の高さを踏まえ、ALPS処理水についての情報を一元的に公開する等、国内外に向けて正確で分かりやすい情報提供を行う。

これまでの取組	今後の取組
<u>～令和7年8月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>• 廃炉・汚染水・処理水対策チーム会合事務局会議において取りまとめた、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置に向けた取組に関する進捗状況等の記者ブリーフィング・地元自治体への説明を実施。 〔&lt;記者ブリーフィング&gt; - 場所：東京及び福島 - 日時：原則月末木曜日（月1回）〕 〔&lt;地元自治体への説明&gt; - 場所：浜通り13市町村 - 日時：不定（月1回）〕</li><li>• 経済産業省の「廃炉・汚染水・処理水ポータルサイト」に開設されたALPS処理水に特化したページにて、関連する情報を一元的に公開。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 引き続き、記者ブリーフィング・地元自治体への説明等を通して、報道機関・周辺市町村に向けた継続的な情報提供を実施。</li><li>• 経済産業省の「廃炉・汚染水・処理水ポータルサイト」及び「みんなで知ろう。考えよう。ALPS処理水のこと」について、更新作業を継続し、最新の情報を提供。</li><li>• これまでの取組状況も踏まえ、国内外に向けて分かりやすく情報提供を行うべく、情報の一元化や情報の受け手に応じた発信の在り方を検討・実施。</li></ul>
<u>令和4年12月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>• 経済産業省において、ALPS処理水について知ってほしい5つのことをまとめたサイト「みんなで知ろう。考えよう。ALPS処理水のこと」を立ち上げ。</li></ul>	
<u>令和5年1月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>• 経済産業省において、「みんなで知ろう。考えよう。ALPS処理水のこと」の英語版サイトを公開。</li></ul>	
<u>令和5年6月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>• 経済産業省の「みんなで知ろう。考えよう。ALPS処理水のこと」において、ALPS処理水に係るモニタリングについて結果が一目でわかるマーク形式で表示するページを公開。【再掲】</li></ul>	
<u>令和5年7月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>• 経済産業省の「みんなで知ろう。考えよう。ALPS処理水のこと」において、IAEAの包括報告書の内容をまとめたページを公開。</li></ul>	

## 対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

### ③徹底した情報公開と高頻度の情報提供【復興庁、経済産業省】(続き)

これまでの取組	今後の取組
<u>令和3年8月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>東京電力は、安全確保のための設備や運用について公表。その中でALPS処理水に含まれる放射性物質の客観性の高い測定・確認、海域モニタリングの強化・拡充と情報公開について検討状況を公表。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>東京電力は、ALPS処理水放出開始後も海域モニタリングを継続し、放出前との比較も行いながら、分かりやすい情報公開を隨時実施。</li></ul>
<u>令和3年11月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>東京電力が、「ALPS処理水の海洋放出に係る放射線影響評価報告書（設計段階）」を公表。【再掲】</li><li>報告書の中で、沿岸から約1kmを放出地点とする新たな海洋拡散シミュレーションを公表。【再掲】</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>放出設備の稼働状況、放出を行うタンク群の分析結果等も隨時発信。</li></ul>
<u>令和4年2月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>東京電力が、人及び環境への放射線影響評価並びに海洋拡散シミュレーションの結果について、分かりやすいパンフレット（日・英・中・韓）を作成し、説明・周知。【再掲】</li></ul>	
<u>令和4年4月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>東京電力が、IAEAによる1回目の安全性レビューや原子力規制委員会による確認、外部からの意見も踏まえ、放射線影響評価報告書の記載内容の詳細化・精緻化を行い、改訂版を公表。【再掲】</li><li>3月に改定したモニタリング計画に基づき、海洋放出前の海域モニタリングを開始。</li><li>処理水の安全性レビューに関する進捗報告書を公表。【再掲】<ul style="list-style-type: none"><li>①放出関連設備の安全性については、設備の設計と運用手順の中で的確に予防措置が講じられている、②東京電力が作成した放射線影響評価は、規制当局が定める水準より大幅に小さいと示していることを留意する等と記載</li></ul></li></ul>	
<u>令和4年11月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>東京電力が、測定・評価対象核種の選定等を踏まえ、放射線影響評価報告書を改訂し、「ALPS処理水の海洋放出に係る放射線環境影響評価報告書（建設段階）」を公表。【再掲】</li></ul>	

### 対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

#### ③徹底した情報公開と高頻度の情報提供【復興庁、経済産業省】(続き)

これまでの取組	今後の取組
<u>令和5年2月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>東京電力が、IAEAによる2回目の安全性レビューや原子力規制委員会による確認も踏まえ、放射線環境影響評価報告書を改訂し、「ALPS処理水の海洋放出に係る放射線環境影響評価報告書（建設段階・改訂版）」を公表。【再掲】</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>東京電力は、ALPS処理水放出開始後も海域モニタリングを継続し、放出前との比較も行いながら、分かりやすい情報公開を隨時実施。</li></ul>
<u>令和5年4月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>第2回IAEA処理水安全性レビューに関する報告書の公表。【再掲】</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>放出設備の稼働状況、放出を行うタンク群の分析結果等も隨時発信。</li></ul>
<u>令和5年5月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>東京電力が、放射線環境影響評価報告書（建設段階）の内容をパンフレットに反映。【再掲】</li></ul>	
<u>令和5年7月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>これまでのIAEAによる一連のレビューを総括する、包括報告書を公表。【再掲】</li></ul>	
<u>令和6年1月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>放出開始後第1回目となるレビューミッションに関する報告書を公表。【再掲】</li></ul>	
<u>令和6年3月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>東京電力が、放出開始後第1回目となるレビューミッションに関する報告書の概要リーフレットを公開。</li></ul>	
<u>令和6年7月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>放出開始後第2回目となるレビューミッションに関する報告書を公表。【再掲】</li></ul>	
<u>令和6年9月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>東京電力が、放出開始後第2回目となるレビューミッションに関する報告書の概要リーフレットを公開。</li></ul>	

## 対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

### ③徹底した情報公開と高頻度の情報提供【復興庁、経済産業省】(続き)

これまでの取組	今後の取組
<u>令和6年12月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>東京電力が、令和5年8月の海洋放出開始により運用段階に入り、令和6年8月で1年を経過したことから、令和5年8月の放出開始から令和6年8月までの1年間について、実際の放出実績に基づき放射線環境影響評価を実施。「ALPS処理水の海洋放出に係る放出開始後1年間の放射線環境影響評価報告書（運用段階）」を公表。【再掲】</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>東京電力は、ALPS処理水放出開始後も海域モニタリングを継続し、放出前との比較も行いながら、分かりやすい情報公開を隨時実施。</li><li>放出設備の稼働状況、放出を行うタンク群の分析結果等も隨時発信。</li></ul>
<u>令和7年2月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>東京電力が、放射線環境影響評価報告書（運用開始）の内容をパンフレットに反映。【再掲】</li></ul>	
<u>令和7年3月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>放出開始後第3回目となるレビュー・ミッションに関する報告書を公表。【再掲】</li></ul>	

## 対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

### ①農林漁業者への説明の徹底【農林水産省、経済産業省】

- 農林漁業者等の生産者に対する説明会や意見交換を重ね、今回の決定の背景や検討の経緯等への理解を深めていただくとともに、懸念を払拭するための対策の提示や処分計画の進捗、状況変化の確認や風評対策への協力依頼も含め、説明を尽くす対応を継続。

これまでの取組	今後の取組
<p><u>～令和7年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>農林漁業者等の生産者の皆様に対して、以下の内容について、内閣府、経済産業省、農林水産省等による説明会・意見交換を実施。(約570回)<ul style="list-style-type: none"><li>➤ ALPS処理水の安全性</li><li>➤ 基本方針決定の背景・検討経緯</li><li>➤ 行動計画の内容</li><li>➤ 具体的な支援策</li></ul></li><li>意見交換の内容を踏まえ、必要な対応を検討。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>農林漁業者等の生産者の皆様に対して、説明を尽くす対応を継続。処分の実施状況やモニタリング結果、風評対策等について、適時に説明を実施。</li><li>必要な支援策を実行に移すとともに、引き続き対策の実施状況を継続的に確認。</li><li>対策が円滑に実施されるよう、現場との意見交換等を継続。頂いた御意見を踏まえて必要な対応を検討。</li></ul>
<p><u>令和4年10月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>漁業者を始めとする地元住民等との車座での意見交換等を実施。</li><li>令和4年10月、令和5年2月には、西村経済産業大臣（当時）が、若手漁業者や水産流通加工業者との車座での対話を実施。</li></ul>	

## 対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

### ②製品の流通過程である加工・流通・小売の各段階への徹底した説明【復興庁、農林水産省、経済産業省】

- 正確な情報に基づき適切な取引が行われるよう、加工・流通・小売の各段階の事業者等に対して、ALPS処理水の安全性に係る説明や理解醸成活動に関する情報提供を徹底。
- 各団体に対して、視察ツアーの組成や、機関誌への掲載、Q & Aの配布等の協力を求める。
- 農産物等流通実態調査等を基に、サプライチェーンにおいて、公正な取引が徹底されるよう、適切な指導・助言を行い、必要に応じてヒアリング等を通じた取引実態の把握等を実施。

これまでの取組	今後の取組
➤ 加工・流通・小売の各段階の事業者等に対する説明や情報提供【復興庁、農林水産省、経済産業省】	
<p><u>～令和7年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 加工・流通・小売の各段階の事業者等に対して、以下の内容について、経済産業省による説明会・意見交換を実施（約190回）。<ul style="list-style-type: none"><li>➤ ALPS処理水の安全性</li><li>➤ 基本方針決定の背景・検討経緯</li><li>➤ 行動計画の内容</li><li>➤ 具体的な支援策</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 引き続き、加工・流通・小売の各段階の事業者に対して、処分の実施状況やモニタリング結果、風評対策等について、適時に説明や情報提供を実施。</li></ul>
<p><u>令和3年12月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 流通業・小売業等の業界団体を対象に含むメールマガジンを立ち上げ、適時に政府動向やイベント情報等を発信。</li></ul>	
<p><u>令和4年4月、5月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 流通業・小売業等の業界団体に対して、ALPS処理水の安全性等の基本的な知識を含む資料を提供するとともに、会員企業等に対する周知依頼を発出。（約1360団体）</li></ul>	
<p><u>令和4年10月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 流通・小売の事業者や消費者団体等に対して東京電力福島第一原子力発電所等の視察機会を提供。<ul style="list-style-type: none"><li>- 全国消費者団体連合会、全国スーパー・マーケット協会（協会機関誌にも視察の模様を掲載）、日本ボランタリーチェーン協会 等</li></ul></li></ul>	
<p><u>令和5年2月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 流通業界雑誌において、流通・小売関係者、消費者による福島県産農林水産物に関する風評の影響の払拭と流通・消費の拡大に向けた対談記事を掲載。</li></ul>	

## 対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

### ②製品の流通過程である加工・流通・小売の各段階への徹底した説明【復興庁、農林水産省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
▶ 加工・流通・小売の各段階の事業者等に対する説明や情報提供【復興庁、農林水産省、経済産業省】（続き）	
<p><u>令和4年12月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>経済産業省と小売関係の業界団体（※）を構成員とする「ALPS処理水の処分に係る風評対策・流通対策連絡会（以下、連絡会）」を立ち上げ。放出開始後も、開始前と変わらずに取引を継続できる環境を整備するため、必要な対策等について意見交換。 (※) 全国スーパー・マーケット協会、日本スーパー・マーケット協会、日本チェーンストア協会、日本ボランタリーチェーン協会、オール日本スーパー・マーケット協会</li></ul> <p><u>令和5年4月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>連絡会において、小売業界から「ALPS処理水の海洋放出が開始された後も、三陸常磐ものこれまでどおり取り扱っていきたいと考えています」という考え方をお示しいただくとともに、第三者による安全性の厳格な確認や放出開始前後にわたるモニタリング結果の公表はじめ、政府の対策について要望いただいた。</li><li>経済産業省・復興庁において、食品関係の卸・小売等の事業者向けに、海洋放出を理由とした買いたたきを控えること等を求める通知を発出。あわせて、ALPS処理水についてのリーフレットやQ&amp;A等の説明資料を周知。（約230団体）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>引き続き、加工・流通・小売の各段階の事業者に対して、処分の実施状況やモニタリング結果、風評対策等について、適時に説明や情報提供を実施。</li></ul>

## 対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

### ②製品の流通過程である加工・流通・小売の各段階への徹底した説明【復興庁、農林水産省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
▶ 加工・流通・小売の各段階の事業者等に対する説明や情報提供【復興庁、農林水産省、経済産業省】（続き）	
<p><u>令和5年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>連絡会において、西村経済産業大臣（当時）から、ALPS処理水の海洋放出について、政府として安全性の確保や透明性の高い情報発信に取り組んでいくことなどを述べた上で、小売業界に対して、三陸常磐ものの変わらない取扱いや、三陸常磐ものの魅力発信・販売促進への協力を依頼した。</li><li>小売業界からは、「ALPS処理水の海洋放出が開始された後も、三陸常磐ものこれまでどおり取り扱っていきたい」という考え方をお示しいただいた。また、4月の連絡会で要望いただいた、国際機関等の第三者による安全性の厳格な確認や、トリチウムを含むモニタリング結果の公表、安全性についての統一的な説明資料の作成、小売業が紹介できる対応窓口の設置などの対策に、引き続き取り組んでほしい旨、要望いただいた。</li><li>食品関係の卸・小売等の事業者向けに、復興庁・農林水産省・経済産業省の大臣連名で通知を発出し、海洋放出が行われたことをもって買いたたき等を行わないことや、魅力発信・消費拡大に協力いただきたいことを要請するとともに、モニタリング情報の参照先、取引に関する相談先や個別施策の問合せ先の周知、取引先や消費者からの問合せがあった場合に活用できる資料等を紹介。（約230団体）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>引き続き、加工・流通・小売の各段階の事業者に対して、処分の実施状況やモニタリング結果、風評対策等について、適時に説明や情報提供を実施。</li></ul>

## 対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

### ②製品の流通過程である加工・流通・小売の各段階への徹底した説明 【復興庁、農林水産省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
<p>▶ 加工・流通・小売の各段階の事業者等に対する説明や情報提供 【復興庁、農林水産省、経済産業省】（続き）</p> <p><u>～令和7年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>福島県産農産物等流通実態調査結果について関係団体等に対して説明を実施。（令和2年度結果説明23回、令和3年度結果説明23回、令和4年度結果説明21回、令和5年度結果説明20回、令和6年度結果説明15回）</li></ul> <p><u>令和7年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>令和6年度福島県産農産物等流通実態調査結果も踏まえ、令和7年度調査を実施。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>過年度における福島県産農産物等流通実態調査結果を踏まえ、引き続き調査を実施するとともに、結果の公表や説明を継続。</li></ul>
<p>▶ 各団体との協力 【経済産業省】</p> <p><u>令和3年6月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>業界内機関紙等に、ALPS処理水に関する情報を掲載。<ul style="list-style-type: none"><li>例：日本経済団体連合会、全国水産卸協会、全国スーパーマーケット協会 等</li></ul></li></ul> <p><u>令和3年12月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>業界団体を対象に含むメールマガジンを立ち上げ、適時に政府動向やイベント情報等を発信。</li></ul> <p><u>令和4年4月、5月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>業界団体に対し、ALPS処理水の安全性等の基本的な知識を含む資料を提供するとともに、会員企業等に対する周知依頼を発出。（約1360団体）</li></ul> <p><u>令和5年4月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>経済産業省・復興庁において、食品関係の卸・小売等の事業者向けに、海洋放出を理由とした買いたたきを控えること等を求める通知を発出。あわせて、ALPS処理水についてのリーフレットやQ&amp;A等の説明資料を周知。（約230団体）【再掲】</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>各団体との連携を継続。業界のニーズに合わせて、適時に必要な情報提供等を実施。</li></ul>

## 対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

### ②製品の流通過程である加工・流通・小売の各段階への徹底した説明【復興庁、農林水産省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
<p>▶ 各団体との協力【経済産業省】(続き)</p> <p><u>令和5年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>食品関係の卸・小売等の事業者向けに、復興庁・農林水産省・経済産業省の大臣連名で通知を発出し、海洋放出が行われたことをもって買いたたき等を行わないことや、魅力発信・消費拡大に協力いただきたいことを要請するとともに、モニタリング情報の参照先、取引に関する相談先や個別施策の問合せ先の周知、取引先や消費者からの問合せがあった場合に活用できる資料等を紹介。（約230団体）【再掲】</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>各団体との連携を継続。業界のニーズに合わせて、適時に必要な情報提供等を実施。</li></ul>

## 対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

### ②製品の流通過程である加工・流通・小売の各段階への徹底した説明【復興庁、農林水産省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
<p>➤ 公正な取引の徹底【復興庁、農林水産省、経済産業省】</p> <p><u>令和3年7月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>福島県産農産物等流通実態調査において流通段階ごとの価格形成の追跡調査を実施。（令和3年度実績24件、令和4年度実績24件、令和5年度実績24件、令和6年度実績24件）<ul style="list-style-type: none"><li>- 買い叩きが行われていないか等の実態把握</li></ul></li></ul> <p><u>令和4年1月以降</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>経済産業省による事業者ヒアリングの実施。<ul style="list-style-type: none"><li>- 適切な取引が実施されているか等の実態把握</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>引き続き、福島県産農産物等流通実態調査において流通段階ごとの価格形成の追跡調査等を継続。</li><li>経済産業省は、放出後も適切な取引が継続しているかを確認するため、必要なデータの収集や事業者へのヒアリング等の取組を実施。</li></ul>

## 対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

### ③大消費地への重点対応【復興庁、農林水産省、経済産業省】

- 大消費地において、安全性についての科学的根拠の提示と福島県や近隣県産品等の魅力を発信すべく、重点的な広報活動を実施。
- 大消費地への重点対応と並行して、福島県や近隣県での説明や消費拡大の取組をこれまで以上に強化。

これまでの取組	今後の取組
<u>～令和7年8月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>• 経済産業省が、関東や近畿等の大都市圏において地方自治体や流通事業者・小売事業者・関連団体等に対する説明を実施。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 全国の流通業・小売業等の事業者や消費者に対して、安心の普及・浸透を目指し、説明会やイベント等を通じて情報発信を繰り返し実施。</li></ul>
<u>令和3年12月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>• 経済産業省・復興庁において、シンポジウム@東京を開催。<ul style="list-style-type: none"><li>- 視聴者数：のべ738名</li><li>- 被災地産品の魅力発信と、風評影響の払拭（ALPS処理水によるものを含む）に向けて具体的にどういう取組ができるか、を主なテーマに議論</li><li>- 福島県職員・JAの方にも御登壇いただき、産品のPRを実施</li><li>- シンポジウム終了後は、登壇者・県関係者・来場者による交流会を実施し、県産品の消費拡大に向けたきっかけづくりを実施</li></ul></li><li>• 農林水産省において、東北の水産物をTOKYO SAKE FESTIVAL 2021（秋葉原）にて、ブース出展。（6社）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 全国の流通業・小売業等の業界において、販売員といった、現場で顧客に接する方等に対する資料提供や勉強会・説明会を順次実施。</li><li>• 経済産業省において、被災地産品の魅力発信と、風評影響の払拭（ALPS処理水によるものを含む）のための取組を順次実施。</li></ul>
<u>令和4年3月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>• 復興庁において、福島県内自治体等と連携し、大阪において風評払拭及び福島の食・観光の魅力を知ってもらうための情報発信イベントを開催。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 農林水産省において、東北の水産物の魅力を情報発信するために大消費地でのイベント等へのブース出展を拡大。</li></ul>
<u>令和4年4月、5月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>• 流通業・小売業等の業界団体に対して、ALPS処理水の安全性等の基本的な知識を含む資料を提供するとともに、会員企業等に対する周知依頼を発出。（約1360団体）【再掲】</li></ul>	
<u>令和4年6月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>• 経済産業省において、多摩センターや恵比寿で開催されているマルシェへの出展をサポート。福島産水産物の試食の提供や農水産物の販売等を実施。</li></ul>	

## 対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

### ③大消費地への重点対応【復興庁、農林水産省、経済産業省】(続き)

これまでの取組	今後の取組
<p><u>令和4年9月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>農林水産省において、東北の水産物をGOOD LIFE FAIR 2022（東京ビッグサイト）にて、ブース出展。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>全国の流通業・小売業等の事業者や消費者に対して、安心の普及・浸透を目指し、説明会やイベント等を通じて情報発信を繰り返し実施。</li></ul>
<p><u>令和4年11月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>復興庁において、福島県内自治体等と連携し、名古屋において風評払拭及び福島の食・観光の魅力を知ってもらうための情報発信イベントを開催。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>全国の流通業・小売業等の業界において、販売員といった、現場で顧客に接する方等に対する資料提供や勉強会・説明会を順次実施。</li></ul>
<p><u>令和5年11月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>復興庁・農林水産省において、ALPS処理水の海洋放出の安全性や福島の魅力を知ってもらうため、東北の水産物を全国ふるさとフェア2023（横浜赤レンガ倉庫）にブース出展。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>経済産業省において、被災地產品の魅力発信と、風評影響の払拭（ALPS処理水によるものを含む）のための取組を順次実施。</li></ul>
<p><u>令和5年11月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>復興庁において、福島県内自治体等と連携し、ALPS処理水の海洋放出の安全性や福島の魅力を知ってもらうため、大阪のイベントにブース出展。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>農林水産省において、東北の水産物の魅力を情報発信するために大消費地でのイベント等へのブース出展を拡大。</li></ul>
<p><u>令和6年2月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>復興庁において、ALPS処理水の海洋放出の安全性や福島の魅力を知ってもらうため、イオンレイクタウン（越谷市）で情報発信イベントを開催。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>復興庁において、復興の現状やALPS処理水の海洋放出の安全性等を知ってもらうための取組を順次実施。</li></ul>
<p><u>令和6年7月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>復興庁において、復興の現状やALPS処理水の海洋放出の安全性等を知ってもらうため、神戸のイベントにブース出展。</li></ul>	
<p><u>令和6年9月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>復興庁において、復興の現状やALPS処理水の海洋放出の安全性等を知ってもらうため、札幌のイベントにブース出展。</li></ul>	
<p><u>令和6年10月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>復興庁において、復興の現状やALPS処理水の海洋放出の安全性等を知ってもらうため、福岡のイベントにブース出展。</li></ul>	

## 対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

### ③大消費地への重点対応【復興庁、農林水産省、経済産業省】(続き)

これまでの取組	今後の取組
<p><u>令和6年11月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>農林水産省において、東北の水産物の魅力を知ってもらうため、全国ふるさとフェア2024（横浜赤レンガ倉庫）にブース出展（令和6年11月2日～4日）。</li><li>復興庁において、復興の現状やALPS処理水の海洋放出の安全性等を知ってもらうため、大阪のイベントにブース出展。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>全国の流通業・小売業等の事業者や消費者に対して、安心の普及・浸透を目指し、説明会やイベント等を通じて情報発信を繰り返し実施。</li></ul>
<p><u>令和6年12月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>復興庁において、復興の現状やALPS処理水の海洋放出の安全性等を知ってもらうため、イオンレイクタウン（越谷市）で情報発信イベントを開催。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>全国の流通業・小売業等の業界において、販売員といった、現場で顧客に接する方等に対する資料提供や勉強会・説明会を順次実施。</li></ul>
<p><u>令和7年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>復興庁において、復興の現状やALPS処理水の海洋放出の安全性等を知ってもらうため、渋谷のモディで情報発信イベントを開催。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>経済産業省において、被災地產品の魅力発信と、風評影響の払拭（ALPS処理水によるものを含む）のための取組を順次実施。</li><li>農林水産省において、東北の水産物の魅力を情報発信するために大消費地でのイベント等へのブース出展を拡大。</li><li>復興庁において、復興の現状やALPS処理水の海洋放出の安全性等を知ってもらうための取組を順次実施。</li></ul>

## 対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

### ③大消費地への重点対応【復興庁、農林水産省、経済産業省】(続き)

これまでの取組	今後の取組
<p><u>令和4年4月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>経済産業省において、シーフードショー大阪における三陸・常磐地方の事業者の出展をサポートするとともに、事業者の方々を招いたトークショーや、福島産のお魚を使ったお寿司の試食会等を実施。</li></ul>	
<p><u>令和4年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>経済産業省において、東京で開催されたジャパン・インターナショナル・シーフードショーにおける三陸・常磐地方の事業者の出展をサポートするとともに、三陸・常磐地方の水産物を使ったお寿司の試食会やシェフによるライブクッキングを実施。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>地元のニーズ等も踏まえながら、必要な取組を検討・実施。</li><li>「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」として、全国のリテラーと連携した販促イベントを実施。</li></ul>
<p><u>令和4年10月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>経済産業省において、地元の各団体や事業者の皆様等の協力のもと、三陸常磐エリアの豊潤な海の幸を多くの方に知っていただき、味わっていただくための施策として「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」を開始。</li><li>第1弾として、よみうりランドでイベントを開催。①水産物を扱ったバーベキュー や②レストランとコラボしたメニューの提供に加え、③漁業関係者の方々に協力いただきながら、水産物を販売するブースを出展。</li></ul>	
<p><u>令和5年1月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」として、東京ドームで開催される物産イベント「ふるさと祭り東京」で、三陸常磐の水産物を販売するブース出展を実施。</li></ul>	
<p><u>令和5年2月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>経済産業省において、シーフードショー大阪における三陸・常磐地方の事業者の出展をサポート。</li></ul>	
<p><u>令和5年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」として、東京ドームで開催されるプロ野球オープン戦において、三陸常磐水産品の魅力を発信。</li></ul>	

## 対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

### ③大消費地への重点対応【復興庁、農林水産省、経済産業省】(続き)

これまでの取組	今後の取組
<p><u>令和5年6月</u></p>	
<ul style="list-style-type: none"><li>「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」として、首都圏の小売業者と連携し、三陸常磐水産品を扱うキャンペーンを実施。</li></ul>	
<p><u>令和5年7月</u></p>	
<ul style="list-style-type: none"><li>「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」として、豊洲において、三陸常磐水産物の魅力を発信するトークイベントや販売ブース出店、飲食店とのコラボキャンペーン等を実施。さらに、仲卸業者の方の御協力を得て作成したPR動画の発信、市場関係者を対象にした試食・交流会も実施。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>地元のニーズ等も踏まえながら、必要な取組を検討・実施。</li><li>「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」として、全国のリテラーと連携した販促イベントを実施。</li></ul>
<p><u>令和5年8月</u></p>	
<ul style="list-style-type: none"><li>「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」として、東京で開催されたジャパン・インターナショナル・シーフードショーにおける三陸・常磐地方の事業者の出展をサポートするとともに、三陸・常磐地方の水産物を使ったお寿司の試食会を実施。</li></ul>	
<p><u>令和5年8月～</u></p>	
<ul style="list-style-type: none"><li>「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」として、全国の小売業者と連携し、三陸常磐水産品を扱うキャンペーンを実施。（実施都府県：岩手県、宮城県、福島県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、東京都、神奈川県、千葉県、長野県、大阪府、山口県、福岡県）</li></ul>	
<p><u>令和5年12月</u></p>	
<ul style="list-style-type: none"><li>「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」として、大手コンビニエンスストアと連携し、三陸常磐水産品を扱うキャンペーンを実施。</li></ul>	
<p><u>令和6年2月</u></p>	
<ul style="list-style-type: none"><li>「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」として、シーフードショー大阪における三陸・常磐地方の事業者の出展をサポート。</li></ul>	

## 対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

### ③大消費地への重点対応【復興庁、農林水産省、経済産業省】(続き)

これまでの取組	今後の取組
<p><u>令和6年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」として、福島県の小売業者と連携し、三陸常磐水産品の魅力を伝える試食イベントや、福島県内の流通・小売事業者との意見交換を実施。</li><li>「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」として、東京で開催されたジャパン・インターナショナル・シーフードショーにおける三陸・常磐地方の事業者の出展をサポート。</li></ul>	
<p><u>令和7年3月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」として、大手コンビニエンスストア・小売業者・外食チェーンと連携し、「三陸常磐食べようフェア」を開催。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>地元のニーズ等も踏まえながら、必要な取組を検討・実施。</li><li>「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」として、全国のリテラーと連携した販促イベントを実施。</li></ul>
<p><u>令和7年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」として、東京で開催されたジャパン・インターナショナル・シーフードショーにおける三陸・常磐地方の事業者の出展をサポート。</li></ul>	

## 対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

### ④消費者の理解向上【消費者庁、復興庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

- 多様な媒体を活用し、ターゲットに応じた内容の工夫を行う等、正確で分かりやすい情報発信を積極的に展開。
- インフルエンサー等を通じて、消費者に届く情報発信、消費者が得たい情報にたどり着きやすくするための環境整備、消費者の安心につながる取組を拡充。
- 食品中の放射性物質に関する基準値の内容や、地方自治体等が行った食品中の放射性物質の検査結果について、ホームページ等における速やかな国内外への情報発信を継続。
- 経済産業省・東京電力が開催する地域住民のための視察・座談会の回数・地域の拡大、企業研修における視察機会の提供。

#### これまでの取組

#### 今後の取組

##### ➤ 正確で分かりやすい情報発信【消費者庁、復興庁、農林水産省、経済産業省、環境省】

～令和7年8月

- SNSやWEBサイトを用いた情報発信。
    - 関係省庁のホームページにおいて、継続的な情報発信を実施
- (例) 経済  
産業  
省
- 「廃炉・汚染水・処理水対策ポータルサイト」にて、各種コンテンツや解説記事を掲載
- 頻繁に問われる質問に対する回答集を公開
  - ALPS処理水や廃炉の現状についての事実を伝える短編動画を掲載。
  - IAEAレビュー報告書の内容をまとめた記事や、報告書の日本語訳等を公開
  - 経済産業省によるさまざまな広報の取組を紹介するページを開設
  - ALPS処理水の処分に関する安全対策・風評対策の最近の動向をまとめた資料を毎月公表。公表時はメールマガジン等で広く配信
  - ALPS処理水の特設サイト「みんなで知ろう。考え方。ALPS処理水のこと」を立ち上げ(英語版サイトも公開)
  - ALPS処理水についてよく質問いただく事項をそれぞれシェアやすい1枚の画像にまとめたコンテンツを作成し、特設サイトや経済産業省公式Twitterで発信(英語版も作成)
  - ALPS処理水の安全性や処分の必要性について1分程度でわかりやすく解説する動画を5つ作成し特設サイトやYouTubeで発信。5つの動画合計で600万回以上再生

- SNSやWEBサイトを用いた情報発信。
  - 解説動画の広告展開を継続し、全国の消費者や学生、流通・小売等のサプライチェーンの担い手となる方々に見ていただけるよう、配信方法について柔軟に検討
  - 説明会やイベント等で頂いた御意見を反映する形で、ホームページの内容を充実させるとともに、必要とされる情報を適時に発信
  - 情報発信をより強化すべきと考えられる対象や、社会的に関心が高い事項を丁寧に確認しつつ、適時に適切な手段を用いて情報発信を実施
  - 被災地の食品に関する安全性について、多言語(日本語、英語、中国語(簡・繁・広)及び韓国語)によるメッセージを国内外の消費者に向けて、引き続き発信

## 対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

### ④消費者の理解向上【消費者庁、復興庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組		今後の取組
▶ 正確で分かりやすい情報発信【消費者庁、復興庁、農林水産省、経済産業省、環境省】(続き)		
• SNSやWEBサイトを用いた情報発信。(続き)	- 関係省庁のホームページにおいて、継続的な情報発信を実施(続き)	• SNSやWEBサイトを用いた情報発信。 <ul style="list-style-type: none"><li>経済産業省公式Twitterの投稿頻度を拡大するとともに、関係機関との連携を継続</li><li>解説動画の広告展開を継続し、全国の消費者や学生、流通・小売等のサプライチェーンの担い手となる方々に見ていただけるよう、配信方法について柔軟に検討</li><li>説明会やイベント等で頂いた御意見を反映する形で、ホームページの内容を充実させるとともに、必要とされる情報を適時に発信</li><li>情報発信をより強化すべきと考えられる対象や、社会的に関心が高い事項を丁寧に確認しつつ、適時に適切な手段を用いて情報発信を実施</li><li>被災地の食品に関する安全性について、多言語（日本語、英語、中国語（簡・繁・広）及び韓国語）によるメッセージを国内外の消費者に向けて、引き続き発信</li></ul>
復興庁	復興庁ホームページにALPS処理水の解説ページと動画を掲載。動画はプッシュ型広告により620万回再生 <ul style="list-style-type: none"><li>全国の方を対象に東京電力福島第一原子力発電所のオンラインツアーを実施。計1,200人が視聴。アーカイブ動画は視聴回数約8,000回</li><li>「Fukushima Updates」にALPS処理水関連情報を追加<ul style="list-style-type: none"><li>FAQとして処理水に関するQ&amp;Aを追加</li><li>外務省と連携してIAEAのコメント等を含む動画を掲載</li></ul></li></ul>	
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"><li>三陸・常磐の水産物の魅力等を紹介するサイト「UO・ON」にて東北の水産物の魅力を情報発信</li><li>東北エリアの水産加工情報を集約した「UMIUMA」での情報発信</li><li>訪日外国人向けの情報サイト「MATCHA、JAPANKURU」で東北の水産物の情報発信</li></ul>	
	<ul style="list-style-type: none"><li>Yahoo!ニュースに定期的にバナーを設置し、ALPS処理水の情報に触れる機会を拡大</li><li>国連機関（UNSCEAR）が発表した放射線による健康影響に関する情報を有識者が分かりやすく解説する動画を制作し、プッシュ型広告で配信</li><li>全国の方を対象に、東京電力福島第一原子力発電所のオンラインツアーと意見交換の機会を提供</li><li>令和5年1月、被災地の食品に関する安全性について、多言語（日本語、英語、中国語（簡・繁・広）及び韓国語）による河野太郎消費者及び食品安全担当大臣（当時）のメッセージを国内外の消費者に向けて発信（YouTubeによる発信、関係府省のWEBサイトへの掲載やイベントでの放映）。令和5年8月には、国内外の消費者に対し、①関係府省のSNSを活用した多言語による発信、②在外公館における発信、③イベントでの放映、等により本メッセージの発信を強化</li></ul>	

## 対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

### ④消費者の理解向上【消費者庁、復興庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後の取組				
▶ 正確で分かりやすい情報発信【消費者庁、復興庁、農林水産省、経済産業省、環境省】(続き)					
<ul style="list-style-type: none"><li>パンフレット・リーフレットを用いた情報発信。<ul style="list-style-type: none"><li>ALPS処理水について解説したコンテンツを作成し、ホームページ等に公開するほか、説明先や地元イベント等において広く配布</li><li>学生に対する情報発信を強化するため、より易しい言葉で廃炉やALPS処理水について解説した学生向け冊子を作成・配布</li><li>廃炉やALPS処理水について解説したパンフレット及び学生向け冊子を、全国各地の図書館約200館に配布</li><li>全国科学館連携協議会の全加盟館に対して、廃炉やALPS処理水について解説したパンフレットや学生向け冊子等を案内。希望があった科学館に紙媒体を送付し、館内での配布・設置を依頼</li><li>関係省庁が例年作成しているパンフレット等に、ALPS処理水やトリチウムに関する記載を新たに追記及び最新情報に改訂 (例)<table border="1"><tr><td>環境省</td><td>『放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料』</td></tr><tr><td>消費者庁</td><td>『食品と放射能Q&amp;A』</td></tr></table></li></ul></li></ul>	環境省	『放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料』	消費者庁	『食品と放射能Q&A』	<ul style="list-style-type: none"><li>パンフレット・リーフレットを用いた情報発信。<ul style="list-style-type: none"><li>引き続き関係者の御意見を伺いつつ、既存のコンテンツの改訂や、必要とされる情報を盛り込んだコンテンツの作成を行うとともに、それらが幅広い地域・世代の方の手にわたるよう、配布先の拡大や、発信方法の工夫を実施</li></ul></li></ul>
環境省	『放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料』				
消費者庁	『食品と放射能Q&A』				
<ul style="list-style-type: none"><li>流通事業者・小売事業者の意見を踏まえ、水産物の安全・安心をお伝えすることを目的とした、ALPS処理水についてのリーフレットやQ&amp;Aを作成</li><li>輸出関係の事業者の意見を踏まえ、海外の事業者等への説明に使っていただくことなどを想定したALPS処理水についてのリーフレットを作成</li></ul>					

## 対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

### ④消費者の理解向上【消費者庁、復興庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後の取組
▶ 正確で分かりやすい情報発信【消費者庁、復興庁、農林水産省、経済産業省、環境省】(続き)	
<ul style="list-style-type: none"><li>地元メディア・全国メディアと連携した情報発信。<ul style="list-style-type: none"><li>各地方の主要地元紙等にALPS処理水に関する情報や、情報発信に向けた取組実績を記載した記事を定期的に掲載</li><li>全国の人々が日常生活の中でALPS処理水の処分やその安全性に関する情報に触れることができるよう、全国地上波のテレビCM、Yahoo!JAPANやGoogleのバナー、YouTubeのWEB広告、全国紙、各地方の主要地元紙等の新聞広告を活用して情報発信</li><li>ALPS処理水をテーマとしたラジオ番組やテレビ番組を全国に向けて放送</li><li>テレビ、FMラジオにおいて、岩手、宮城及び福島の漁業者の声を通じて三陸常磐の海と水産物の魅力について伝える番組を放送</li><li>三陸・常磐の魅力を伝えるサイト「UMIUMA」のテレビCMを放送</li><li>福島県産の水産物等の魅力を伝える動画を作成し、動画サイト「TIMELINE」で配信、及び素材の特徴を紹介しつつ調理しやすさを意識した動画を作成し、「DELISH KITCHEN」で配信</li><li>福島県産水産物の魅力を発信するドラマを制作・放映（放送期間：2022年11月～2023年3月、2024年2月～3月、2025年1月）</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>地元メディア・全国メディアと連携した情報発信。<ul style="list-style-type: none"><li>引き続き、ALPS処理水に関する情報や、情報発信に向けた取組実績を記載した記事を定期的に掲載</li><li>農林水産省は、全国に波及効果のあるメディア（テレビCM、雑誌、Web広告等）を活用し、被災地水産物の美味しさや魅力等のPRを強化</li><li>地元を始めとした国民の関心事項を継続して確認しつつ、必要に応じて、メディアと連携したプッシュ型の情報発信を実施</li></ul></li></ul>

## 対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

### ④消費者の理解向上【消費者庁、復興庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後の取組
▶ 正確で分かりやすい情報発信【消費者庁、復興庁、農林水産省、経済産業省、環境省】(続き)	
<ul style="list-style-type: none"><li>地元イベント等に参加しての情報発信。<ul style="list-style-type: none"><li>地元で開催されるイベント・お祭りに説明ブースを出展し、訪れた一般の方々と双方向のコミュニケーションを実施</li></ul></li></ul> <p>令和4年4月 富岡桜まつり@富岡町 令和4年6月 あぜりあ市@葛尾村 令和4年7月 全日本級別サーフィン選手権大会@南相馬市 令和4年8月 ならは百年祭@楢葉町 令和4年9月 標葉祭り@大熊町 ふたばワールド2022@双葉町 令和4年11月 復興なみえ十日市祭@浪江町 令和4年12月 ゼロカーボンフェスティバル@大熊町 令和5年1月 双葉町ダルマ市@双葉町 令和5年4月 富岡桜まつり@富岡町 令和5年6月 全日本級別サーフィン選手権大会@いわき市 令和5年8月 ならは百年祭@楢葉町 岩沢サーフィングームス@楢葉町 FSA主催サーフィン大会@いわき市 令和5年9月 なつ祭りinおおくま@大熊町 ツールドふくしま@楢葉町 Kitaizumi Surf Festival 2023@南相馬市 令和5年10月 ふたばワールド2023in おおくま@大熊町 LIVE AZUMA2023@福島市 標葉祭り@浪江町 令和5年11月 相馬原釜市場まつり@相馬市 復興なみえ町十日市祭り@浪江町 令和6年4月 夜ノ森桜まつり2024@富岡町 令和6年7月 全日本級別サーフィン選手権大会@南相馬市 令和6年8月 標葉祭り@葛尾村 令和6年9月 なつ祭りinおおくま@大熊町 ふたばワールド2024in ひろの@広野町 令和6年10月 Kitaizumi Surf Festival 2024@南相馬市 LIVE AZUMA2024@福島市 令和6年11月 復興なみえ町十日市祭り@浪江町 令和7年1月 双葉町ダルマ市@双葉町 令和7年4月 夜の森桜まつり@富岡町 令和7年7月 標葉祭り@双葉町</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>地元イベント等に参加しての情報発信。<ul style="list-style-type: none"><li>地元で開催されるイベント・お祭りへの説明ブース出展を継続(直近の出展予定) 令和7年8月 なつ祭りinおおくま 令和7年10月 ふたばワールド</li></ul></li><li>地元を始めとした住民の方々と直にコミュニケーションをとる機会を捉え、積極的に対話を実施</li></ul>

## 対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

### ④消費者の理解向上【消費者庁、復興庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

#### これまでの取組

#### 今後の取組

##### ▶ 正確で分かりやすい情報発信【消費者庁、復興庁、農林水産省、経済産業省、環境省】(続き)

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ その他の情報発信。<ul style="list-style-type: none"><li>- 福島県内の市町村役場職員向けの説明会の開催</li><li>- NDF福島第一廃炉国際フォーラム、共創ワークショップ「廃炉の対話」における説明の実施</li><li>- 福島県内外の車座意見交換会、住民セミナー等の場において、ALPS処理水に関する説明を実施</li><li>- 令和3年4月以降、消費者に対し「食品と放射能」についての情報発信を実施。（令和3年4月以降、約540回）関係府省で連携した取組としては、一般向け意見交換会（8回）、協力を得られた大学の学生との意見交換会（17回）及び親子向けイベント（10回）等（オンライン配信含む）を実施。また、被災地の食品の安全性と魅力等を発信するイベントを開催（6回）</li><li>- 日本サーフィン連盟と連携し、全日本大会において、廃炉の説明やQ&amp;A配布、ライブ配信での動画放映を実施。全国のサーファーにコンテンツを配布する等、マリンスポーツに関わる団体と連携した情報発信を実施</li><li>- 福島県において「常磐もの」の魅力と安全性の発信や釣りによる誘客を目的としたイベントを令和4年8月及び令和5年3月、7月、8月、10月、令和6年10月に開催し、テレビ番組や専門誌等を通じて発信</li><li>- インフルエンサーによる東京電力福島第一原子力発電所とその周辺地域への現地視察を実施<br/>例：ダボス会議GSC、日米学生会議、ミス・ワールド・ジャパン等</li><li>- インフルエンサーを起用した福島の食や旅の魅力を伝える動画の配信</li><li>- 住民の帰還等、復興の進捗やALPS処理水の処分を含む廃炉等をテーマとする一般参加型のオンラインイベントを開催</li><li>- 福島県・宮城県において、漁業者団体と連携し、小中学生を対象に地元水産物の試食・調理等を体験するイベントを開催し、その安全性や魅力を発信</li><li>- 「持続可能な復興広報を考える検討会議」において、風評の影響の払拭に向けて有識者から出された情報発信のアイデアやノウハウについて報告書を取りまとめ。完成した報告書は広報実務の手引きとして各省庁に配布するとともに、復興庁HPに掲載</li></ul></li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・ その他の情報発信。<ul style="list-style-type: none"><li>- 福島県及び近隣県の復興の現状、及び地域の食・観光の魅力等を多様なメディアを通じて発信</li><li>- インフルエンサー・著名人による現地の視察、イベント参加を進め、その発信力を生かして多様な地域・世代に対する積極的な情報発信を実施</li><li>- 様々な年代、属性の方が訪れる施設（役場、道の駅等）へのコンテンツ配布を実施</li><li>- 福島県内外の車座、セミナー等の場において、ALPS処理水に関する説明を継続</li><li>- 関係府省庁で連携しつつ、全国各地で消費者に対する意見交換会を引き続き開催予定。消費者に対する情報発信については、意見交換におけるアンケート結果等を活用しつつ、在り方を検討</li><li>- 親子を対象とした、食品中の放射性物質を始めとする食品の安全性に関する情報を発信するイベントを開催予定</li><li>- 引き続き、日本サーフィン連盟等、マリンスポーツに関わる団体との連携を継続し、全国のプレーヤーに対する情報発信を実施</li><li>- 釣り等を通じて福島県産水産物の魅力や安全性を体験するイベントを開催し、その情報を発信</li></ul></li></ul> |
|--|--|

## 対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

### ④消費者の理解向上【消費者庁、復興庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

#### これまでの取組

#### 今後の取組

##### ▶ 正確で分かりやすい情報発信【消費者庁、復興庁、農林水産省、経済産業省、環境省】（続き）

- ・ その他の情報発信。
  - 食品中の放射性物質やALPS処理水に係る情報発信について、消費者団体と意見交換を実施
  - 風評影響の抑制に向けた水産物の販路拡大を目的として、地域に根ざした魅力発信を強化するとともに、全国の消費者を対象とした安全性・魅力発信等の取組を実施

令和7年8月

- ・ 令和7年8月、NDF福島第一廃炉国際フォーラムを開催し、地元の皆様と考える1F廃炉をテーマに、地元の方々や海外有識者等を交えて議論を実施。マグウッドOECD/NEA事務局長も参加。

- ・ その他の情報発信。
  - 福島県及び近隣県の復興の現状、及び地域の食・観光の魅力等を多様なメディアを通じて発信
  - インフルエンサー・著名人による現地の視察、イベント参加を進め、その発信力を生かして多様な地域・世代に対する積極的な情報発信を実施
  - 様々な年代、属性の方が訪れる施設（役場、道の駅等）へのコンテンツ配布を実施
  - 福島県内外の車座、セミナー等の場において、ALPS処理水に関する説明を継続
  - 関係府省庁で連携しつつ、全国各地で消費者に対する意見交換会を引き続き開催予定。消費者に対する情報発信については、意見交換におけるアンケート結果等を活用しつつ、在り方を検討
  - 親子を対象とした、食品中の放射性物質を始めとする食品の安全性に関する情報を発信するイベントを開催予定
  - 引き続き、日本サーフィン連盟等、マリンスポーツに関わる団体との連携を継続し、全国のプレーヤーに対する情報発信を実施
  - 釣り等を通じて福島県産水産物の魅力や安全性を体験するイベントを開催し、その情報を発信

## 対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

### ④消費者の理解向上【消費者庁、復興庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後の取組
▶ 食品中の放射性物質に関する基準値や検査結果についての情報発信【消費者庁、厚生労働省、農林水産省】	
<p>～令和7年8月</p> <ul style="list-style-type: none"><li>食品中の放射性物質のモニタリング検査の実施・検査結果等の公表。<ul style="list-style-type: none"><li>農林水産省、厚生労働省及び消費者庁のWEBサイト並びに「食品と放射能Q&amp;A」リーフレットにおいて結果を公表。</li></ul></li><li>水産物中の放射性物質のモニタリング結果について、日本語及び英語のほか、中国語（簡体字及び繁体字）、韓国語での更新を開始し、より幅広い範囲に水産物の安全性を発信。</li><li>農林水産省は、情報が分散している福島県産水産物の検査情報等を一括確認できる環境を整備する等、福島県の安全安心の周知を行うとともに、水産物の美味しさと魅力の発信を行うための検討会を令和4年度、5年度及び6年度に各4回、令和7年度も第1回検討会を6月に開催。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>食品中の放射性物質のモニタリング検査の実施・検査結果等の公表を継続し、食品中の放射性物質に関する状況を消費者を始めとする幅広い方々に透明性高く発信。<ul style="list-style-type: none"><li>農林水産省、厚生労働省及び消費者庁のWEBサイト並びに「食品と放射能Q&amp;A」リーフレットにおいて結果を公表</li></ul></li><li>農林水産省は、引き続き、情報が分散している福島県産水産物の検査情報等を一括確認できる環境を整備する等、福島県の安全安心の周知を行うとともに、水産物の美味しさと魅力を発信。</li></ul>

## 対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

### ④消費者の理解向上【消費者庁、復興庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

#### ▶ 観察・座談会の回数・地域の拡大、企業研修における観察機会の提供【経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
<p>～令和7年7月</p> <ul style="list-style-type: none"><li>経済産業省・東京電力において、東京電力福島第一原子力発電所の地域住民向け観察・座談会を実施。<ul style="list-style-type: none"><li>参加者数：924名（令和7年7月末時点）</li><li>令和3年9月以前は浜通り13市町村を対象に開催</li><li>令和3年10月以降は、対象を福島県全域に拡大</li><li>令和4年度からは回数も拡大し、13市町村を対象に年12回、13市町村以外を対象に年5回の開催</li><li>令和5年度からは更に回数を拡大し、13市町村を対象に年12回、13市町村以外を対象に年8回の開催を計画</li><li>令和6年度からは福島県内一括申し込みとし、年12回の開催を計画。また、各回の定員を拡大</li></ul></li><li>東京電力においては、以下の取組も実施。<ul style="list-style-type: none"><li>現地観察の積極的な実施 観察者数：延べ151,101名（令和7年7月末時点）</li><li>一人でも多くの方に廃炉の状況を御理解いただくため、新たな観察メニューを開設（観察簡便化：令和2年11月～、スマートコース：令和3年10月～、オンライン観察メニュー化：令和3年10月～）</li><li>令和4年9月～観察時の質疑応答時間を利用し車座対話を実施（延べ316名（令和7年7月末時点））</li><li>企業研修の実施（延べ402件6,984名（令和7年7月末））</li><li>廃炉作業に興味のある県内企業向けの廃炉スタディツアーを開催（延べ107社137名（令和7年7月末））</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>取組状況も踏まえ、福島県内自治体と連携した観察の実施や、全国の事業者に対する観察機会の提供拡大等、観察の対象・回数の拡大を計画的に実施。</li></ul>

## 対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

### ⑤販売員等への説明の徹底【復興庁、経済産業省、観光庁】

- スーパー等の小売店の販売員や旅館従業員・旅行会社スタッフ等、消費者から直接質問を受ける可能性のある方々が、自ら安全性に確信を持って説明いただけるように、セミナーの開催や研修用コンテンツや説明資料の整備、質疑応答集の提供等を実施。
- 流通業・小売業における安全の確認や発信を行うまでの支援を実施していくとともに、消費者団体等の消費者からの問合せを受け得る方々への説明も重ねる。

これまでの取組	今後の取組
<u>令和3年6月～</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>• 業界内機関紙、メールマガジン等に、ALPS処理水に関する情報を掲載。<ul style="list-style-type: none"><li>- 発出先：日本経済団体連合会、全国旅行業協会、日本旅行業協会ほか</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 業界内機関紙、メールマガジン等に、ALPS処理水に関する情報を継続的に掲載。</li></ul>
<u>令和3年12月～</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>• 全国の流通業・小売業、観光業、レジャー関係等の業界団体を対象としたメールマガジンを立ち上げ、適時に政府動向やイベント情報等を発信。</li></ul>	
<u>令和4年4月、5月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>• 全国の流通業・小売業、観光業、レジャー関係等の業界団体に対して、ALPS処理水の安全性等の基本的な知識を含む資料を提供するとともに、会員企業等に対する周知依頼を発出。（約1360団体）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 全国の流通業・小売業、観光業、レジャー関係等の業界において、販売員といった、現場で顧客に接する方等に対する資料提供や勉強会・説明会を順次実施。</li></ul>
<u>～令和7年8月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>• 消費者団体に対する説明会、意見交換会を随時実施。</li></ul>	
<u>令和4年10月～</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>• 流通事業者・小売事業者や消費者団体等に対して東京電力福島第一原子力発電所等の視察機会を提供。<ul style="list-style-type: none"><li>- 例：全国消費者団体連合会 全国スーパーマーケット協会 日本ボランタリーチェーン協会 等</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 流通事業者・小売事業者や消費者団体等に対して東京電力福島第一原子力発電所等の視察機会を提供。【再掲】</li></ul>
<u>令和3年11月、令和4年2月、10月、令和5年1月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>• 日本旅行業協会と連携し、被災地や東京電力福島第一原子力発電所を回り、新規旅行商品を造成するための会員企業向けツアーを実施。約50社が参加。</li></ul>	
<u>令和5年4月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>• 経済産業省・復興庁において、食品関係の卸・小売等の事業者向けに、海洋放出を理由とした買いたたきを控えること等を求める通知を発出。あわせて、ALPS処理水についてのリーフレットやQ&amp;A等の説明資料を周知。（約230団体）【再掲】</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 旅行商品造成に向けて、日本旅行業協会とのツアーやセミナーを継続的に実施。実施後には旅行商品造成のフォローアップを実施。</li></ul>

## 対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

### ⑤販売員等への説明の徹底【復興庁、経済産業省、観光庁】(続き)

これまでの取組	今後の取組
<p><u>令和5年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>実際の取引におけるお困りごと（ALPS処理水の放出を理由とする取引停止や買い叩き等）について、事業者からの相談を受け付けるため、ALPS処理水放出に関する風評影響専用ダイヤルを開設し、個別の施策についての問い合わせ先等とあわせて、流通事業者・小売事業者を含む事業者に周知。同内容を経済産業省HPにも掲載。</li><li>食品関係の卸・小売等の事業者向けに、復興庁・農林水産省・経済産業省の大連名で通知を発出し、海洋放出が行われたことをもって買いたたき等を行わないことや、魅力発信・消費拡大に協力いただきたいことを要請するとともに、モニタリング情報の参照先、取引に関する相談先や個別施策の問合せ先の周知、取引先や消費者からの問合せがあった場合に活用できる資料等を紹介。（約230団体）【再掲】</li><li>小売事業者等に活用頂けるよう、ALPS処理水の海洋放出後も水産物の安全性が引き続き確保されることを解説する動画を作成。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>業界内機関紙、メールマガジン等に、ALPS処理水に関する情報を継続的に掲載。</li><li>全国の流通業・小売業、観光業、レジャー関係等の業界において、販売員といった、現場で顧客に接する方等に対する資料提供や勉強会・説明会を順次実施。</li><li>流通事業者・小売事業者や消費者団体等に対して東京電力福島第一原子力発電所等の視察機会を提供。</li><li>旅行商品造成に向けて、日本旅行業協会とのツアーを継続的に実施。実施後には旅行商品造成のフォローアップを実施。</li></ul>

## 対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

### ⑥教育現場における理解醸成に向けた取組の強化【復興庁、文部科学省、経済産業省、観光庁】

- 福島県内を始めとする学校への出前授業を今後も継続する。
- 全国の小学生、中学生、高校生等、若い世代に対しては、放射線副読本にALPS処理水に関する記載を追加し、文部科学省のホームページで公表するとともに、ALPS処理水について分かりやすく説明したチラシ等と併せて、関係省庁が連携して全国の各学校へ配布・周知する。そのほか、出前授業や教員研修を実施することにより、放射線副読本の活用を促進する。
- 全国の修学旅行等の福島県への誘致促進に取り組む。

これまでの取組	今後の取組
<p>➤ <b>出前授業の継続・拡大【復興庁、経済産業省】</b></p> <p><u>～令和7年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 福島県内外で出前授業を131回実施。<ul style="list-style-type: none"><li>- 県内：新地高校、安達高校、ふたば未来学園、本宮高校、須賀川桐陽高校ほか(45回)</li><li>- 県外：さいたま市立大宮北高校、日比谷高校ほか（86回）</li><li>- 廃炉やALPS処理水について解説した学生向け冊子を作成し、出前授業で活用</li></ul></li></ul> <p><u>～令和7年1月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• NDFが主催する廃炉について考えるワークショップ（共創ワークショップ）等において、学生を含めた地元の方々と意見交換。</li></ul> <p><u>令和4年2月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 福島県内の高校生とともに、東京電力福島第一原子力発電所の「廃炉」に関する情報発信を考えるオンラインWSを開催。最終的な成果物として高校生自ら作成したリーフレットは、各地イベント等の場で広く配布。</li></ul> <p><u>令和7年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• NDFは、県内外や海外の高校生が、参加する国際STEAMワークショップを新設。国内外で活躍する研究者・技術者との意見交換等、高校生の理系の進路を後押しするとともに、福島の復興や1F廃炉の現状について理解を深めてもらう。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 福島県内はもちろん、県外も含めて広く学生に東京電力福島第一原子力発電所の廃炉やALPS処理水等について知ってもらえるよう、学生向け・教員向けの両面の取組を進めるとともに、継続性のある取組を検討。</li></ul>

## 対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

### ⑥教育現場における理解醸成に向けた取組の強化【復興庁、文部科学省、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後の取組
▶ 出前授業の継続・拡大【復興庁、経済産業省】(続き)	
<u>令和4年9月～令和7年3月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>復興庁において、復興の現状や廃炉、ALPS処理水の理解促進に向けて、全国27都道府県、30校の高校・中学校を対象とした出前授業を実施するとともに、一部の学校の生徒・教師を原子力災害被災地に招へい。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>福島県内はもちろん、県外も含めて広く学生に東京電力福島第一原子力発電所の廃炉やALPS処理水等について知ってもらえるよう、学生向け・教員向けの両面の取組を進めるとともに、継続性のある取組を検討。</li></ul>
<u>令和4年11月～令和5年3月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>経済産業省において、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉やALPS処理水等について、全国の若い世代の理解を深めるべく、委託事業を実施。採録を全国紙等で掲載。<ul style="list-style-type: none"><li>令和5年2月～3月にかけて、福島県内外における出前授業を集中的に実施</li><li>令和5年3月には、福島県内外の高校生とともに、これからの廃炉とALPS処理水について関するWSを開催。廃炉やALPS処理水について学ぶとともに、参加者同士で意見やアイデアを交わしながら広告を作成</li></ul></li></ul>	
<u>令和5年4月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>復興庁において、復興の現状や廃炉、ALPS処理水に関する児童・生徒向け動画を制作・公開。</li></ul>	
<u>令和6年8月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>復興庁において、小学生向けに放射線の基礎知識を知ってもらうためのアニメーション動画を制作・公開。</li></ul>	

## 対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

### ⑥教育現場における理解醸成に向けた取組の強化【復興庁、文部科学省、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後の取組
<p>➤ 放射線副読本の活用促進【復興庁、文部科学省、経済産業省】</p> <p>～令和7年8月</p> <ul style="list-style-type: none"><li>令和3年度に放射線副読本にALPS処理水に関する記載を新たに追加し、全国の学校に配布・周知するとともに、全国の教育委員会に対して活用促進を依頼。</li><li>令和3年度には、放射線副読本と併せて、ALPS処理水について説明する関係省庁のチラシも配布。</li><li>令和6年度には令和5年8月に開始されたALPS処理水の海洋放出を踏まえ、ALPS処理水に関する記載等を更新・充実し、全国の教育委員会・学校に周知するとともに、副読本の更なる活用促進を依頼。</li><li>加えて、学校における1人1台端末等を活用しつつ、出前授業や教員研修を通して、放射線副読本の活用を促進。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>学校における1人1台端末等を活用しつつ、出前授業や教員研修を通じた放射線副読本の活用促進を継続。</li><li>1人1台端末等を活用した放射線副読本の活用事例の全国展開に向けた取組を実施。</li></ul>

## 対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

### ⑥教育現場における理解醸成に向けた取組の強化【復興庁、文部科学省、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後の取組
▶ 修学旅行等の福島県への誘致促進【文部科学省、経済産業省、観光庁】	
<u>～令和7年8月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>現地の正確な情報に基づき福島県への修学旅行等が実施できるよう、教育関係者が集まる会議等において説明や情報提供を実施。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>引き続き、教育関係者が集まる会議等において福島県への修学旅行等の実施に係る説明や情報提供を実施。</li></ul>
<u>令和3年10月以降</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>福島県を支援し教育旅行関係者のツアー（オンライン開催を含む）を実施。（計31回実施約350名参加）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>教育旅行関係者のツアーの実施等、修学旅行等の誘致促進に向けた支援を継続的に実施。</li></ul>
<u>令和3年4月～令和4年3月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>(公財)福島イノベーション・コスト構想推進機構と(公社)福島相双復興推進機構を通じ、全国から修学旅行等の誘致を決定。(32校)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>(公財)福島イノベーション・コスト構想推進機構を通じた学生等も対象にした体験ツアー等の実施を継続。</li></ul>
<u>令和4年4月～令和6年9月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>(公社)福島相双復興推進機構を通じ、学生向け就業体験の誘致を実施。また、学生がまちづくりプランを競い合うコンテストの「福島復興ステージ」の設置・実施に協力。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>旅行商品造成に向けて、日本旅行業協会とのツアーを継続的に実施。実施後には旅行商品造成のフォローアップを実施。</li></ul>
<u>令和3年11月、令和4年2月、10月、令和5年1月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>日本旅行業協会と連携し、被災地や東京電力福島第一原子力発電所を回り、新規旅行商品を造成するための会員企業向けツアーを実施。約50社が参加。【再掲】</li></ul>	

## 対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

### ⑦自治体による地域の取組や魅力の情報発信【復興庁】

- 風評やその影響を抑止するため、福島県及び県内市町村が自らの創意工夫によって行う地域の魅力、安全性等の情報発信を支援する。

#### これまでの取組

##### ～令和7年8月

- 地域情報発信交付金により、福島県の各自治体が企画・実施する風評払拭に向けた情報発信を支援。（これまでに1県53市町村332事業について交付を決定）

- 地域情報発信交付金を活用して、福島県の各自治体による情報発信を支援。

##### 令和5年3月

- 地域発の魅力の発信を強化するため、福島県の4市町に広報アドバイザーを派遣し、効果的な情報発信を支援。

## 対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

### ⑧誤解を生じさせないための情報発信の徹底【復興庁、経済産業省】

- 事実と異なる主張・情報発信に対しては、経済産業省のホームページにおいて科学的根拠に基づく情報を発信する等、誤解が生じないための対策を講じる。
- ポータルサイト「Fukushima Updates」（多言語対応）を入口とする情報網を構築すること等を通じて、国内外に向けて正確で分かりやすい情報を提供。
- 「汚染水」と「ALPS処理水」の定義の明確化等、誤解が生じやすい表現について見直しを行う。
- 新聞・テレビ、ネットメディアや業界専門誌等、広く関心のあるメディアに対しても説明を行う等、開かれた対応を徹底。

		これまでの取組	今後の取組
<u>令和3年4月</u>			
• 「ALPS処理水」の定義の明確化、使い分けの徹底。			
<u>～令和7年8月</u>			
• 関係省庁のホームページにおいて、継続的な情報発信を実施。			
(例) 経済産業省	「廃炉・汚染水・処理水対策ポータルサイト」にて、各種コンテンツや解説記事を掲載 <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 頻繁に問われる質問に対する回答集を公開</li><li>➤ ALPS処理水や廃炉の現状についての事実を伝える短編動画を掲載</li><li>➤ IAEAレビュー報告書の解説記事等を公開</li><li>➤ ALPS処理水の特設サイト「みんなで知ろう。考え方。ALPS処理水のこと」を立ち上げ（英語版サイトも公開）</li><li>➤ ALPS処理水についてよく質問いただく事項をそれぞれシェアしやすい1枚の画像にまとめたコンテンツを作成し、特設サイトや経済産業省公式Twitterで発信（英語版も作成）</li><li>➤ ALPS処理水の安全性や処分の必要性について1分程度でわかりやすく解説する動画を5つ作成し特設サイトやYouTubeで発信。5つの動画合計で600万回以上再生</li></ul>	• 経済産業省の「廃炉・汚染水・処理水対策ポータルサイト」及び「みんなで知ろう。考え方。ALPS処理水のこと」において、事実と異なる主張に対しては、科学的根拠に基づく正確で分かりやすい情報を発信することにより対応。 <ul style="list-style-type: none"><li>- 説明会やイベント等で頂く御意見やメディアでの報道状況等を踏まえて、頻繁に問われる質問に対する回答集の内容を更新</li></ul>	
復興庁	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 復興庁ホームページにALPS処理水の解説ページと動画を掲載。動画はプッシュ型広告により620万回再生</li><li>➤ 「Fukushima Updates」にALPS処理水関連情報を追加<ul style="list-style-type: none"><li>- FAQとして処理水に関するQ&amp;Aを追加</li><li>- 外務省と連携してIAEAのコメント等を含む動画を掲載</li></ul></li><li>➤ 「Fukushima Updates」の多言語化対応（英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語、仏語、スペイン語、タイ語、ベトナム語）を実施。</li></ul>	• メディア向け説明会を引き続き実施し、多様なメディアに対する情報発信を継続。	
外務省	外務省ホームページ上にALPS処理水特設ページを開設 <ul style="list-style-type: none"><li>➤ ALPS処理水についてよく聞かれる質問や政府・IAEAの取組みをわかりやすく解説した動画を掲載</li><li>➤ ALPS処理水基礎資料に関しては日本語・英語を含む10か国語による情報発信</li></ul>	• ポータルサイト「Fukushima Updates」の機能強化。（継続） <ul style="list-style-type: none"><li>- 動画等コンテンツを充実</li></ul>	

## 対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

### ⑧誤解を生じさせないための情報発信の徹底【復興庁、経済産業省】（続き）

- 事実と異なる主張・情報発信に対しては、経済産業省のホームページにおいて科学的根拠に基づく情報を発信する等、誤解が生じないための対策を講じる。
- ポータルサイト「Fukushima Updates」（多言語対応）を入口とする情報網を構築すること等を通じて、国内外に向けて正確で分かりやすい情報を提供。
- 「汚染水」と「ALPS処理水」の定義の明確化等、誤解が生じやすい表現について見直しを行う。
- 新聞・テレビ、ネットメディアや業界専門誌等、広く関心のあるメディアに対しても説明を行う等、開かれた対応を徹底。

これまでの取組	今後の取組
<p><u>令和3年4月、9月、令和5年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• メディア向け説明会の実施。<ul style="list-style-type: none"><li>- 大手、地元メディアのほか、ホビー誌やネットメディア等の様々な媒体を対象にした説明会を実施</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 経済産業省の「廃炉・汚染水・処理水対策ポータルサイト」及び「みんなで知ろう。考えよう。ALPS処理水のこと」において、事実と異なる主張に対しては、科学的根拠に基づく正確で分かりやすい情報を発信することにより対応。<ul style="list-style-type: none"><li>- 説明会やイベント等で頂く御意見やメディアでの報道状況等を踏まえて、頻繁に問われる質問に対する回答集の内容を更新</li></ul></li><li>• メディア向け説明会を引き続き実施し、多様なメディアに対する情報発信を継続。</li><li>• ポータルサイト「Fukushima Updates」の機能強化。（継続）<ul style="list-style-type: none"><li>- 動画等コンテンツを充実</li></ul></li></ul>

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ①処理水の性状や安全性等の認識状況の把握【復興庁、外務省、経済産業省】

- ALPS処理水の性状や安全性等の認識状況（トリチウムの知識、放射性物質の人体への影響の知識等）について、国内の消費者や海外を対象としたインターネット調査等を活用し、その状況を継続的に把握する。

これまでの取組	今後の取組
<p><u>～令和6年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>復興庁において国外における風評に関する以下の調査・分析を実施。<ul style="list-style-type: none"><li>国外における論調分析</li><li>認識状況調査（インターネット調査）</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>引き続き、ALPS処理水の処分に伴う新たな風評影響の発生の徴候が見られないか継続的に監視。</li></ul>
<p><u>令和3年11月～令和4年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>経済産業省において「ALPS処理水による風評影響調査関連事業」を実施。<ul style="list-style-type: none"><li>風評に関する情報収集・分析、ヒアリング調査の実施</li><li>サンプル調査を実施、翌年度の詳細な調査計画の策定</li></ul></li></ul>	
<p><u>令和4年8月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>経済産業省において「ALPS処理水による風評影響調査事業」を開始。処理水の放出前から風評影響の状況を継続的に把握。<ul style="list-style-type: none"><li>消費者を対象としたアンケート調査（令和4年11月）</li><li>事業者を対象としたヒアリング調査（随時）、アンケート調査（令和4年11月～12月）</li><li>產品の卸売価格等の調査（随時）</li><li>產品の輸出額等の調査（随時）、輸出専門商社等を集めた連絡会の立ち上げ（令和4年12月）</li><li>宿泊客数等の調査（随時）</li></ul></li></ul>	
<p><u>令和5年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>実際の取引におけるお困りごと（ALPS処理水の放出を理由とする取引停止や買い叩き等）について、事業者からの相談を受け付けるため、ALPS処理水放出に関する風評影響専用ダイヤルを開設し、個別の施策についての問い合わせ先等とあわせて、流通事業者・小売事業者を含む事業者に周知。同内容を経済産業省HPにも掲載。【再掲】</li></ul>	

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ②風評の構造（メカニズム）の把握【復興庁、外務省、経済産業省】

- インターネット調査の結果等も用い、どのように情報を得たのか、どのようなアプローチが効果的か等、情報通信環境の変化も踏まえて、風評の構造（メカニズム）等を分析。
- 有識者の参加を得て、風評のメカニズムや今回取りまとめる対策等も含め、専門的見地から御意見を頂く機会を設ける。

これまでの取組	今後の取組
<p>➤ 風評の構造（メカニズム）等の分析【復興庁、経済産業省】</p> <p><u>～令和6年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 復興庁において国外における風評に関する以下の調査・分析を実施。【再掲】<ul style="list-style-type: none"><li>- 国外における論調分析</li><li>- 認識状況調査（インターネット調査）</li></ul></li></ul> <p><u>令和4年8月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 経済産業省において「ALPS処理水による風評影響調査事業」を実施。ALPS処理水の安全性等に関する不安や懸念の解消のために必要な情報を把握。得られた知見を、情報発信等の取組に反映し、風評抑制のための効果的なアプローチを実施。</li></ul>	<p>➤ 引き続き、ALPS処理水の処分に伴う新たな風評影響の発生の徴候が見られないか継続的に監視。</p>

## 対策 5：国際社会への戦略的な発信

### ②風評の構造（メカニズム）の把握【復興庁、外務省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
<p>➤ 有識者の参加【経済産業省】</p> <p>～令和7年8月</p> <ul style="list-style-type: none"><li>放射線や風評対策の専門家との意見交換等を通じ、専門的見地から御意見を頂く機会を確保する取組を継続的に実施。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>放射線や風評対策の専門家との意見交換等を通じ、専門的見地から御意見を頂く機会を確保する取組を継続的に実施。</li></ul>

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ④ 各国・地域及び市場関係者に対する情報発信 【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

- 外務省（在外公館等含む。）及び経済産業省から国際機関・各國政府等・海外の報道機関への説明を強化・継続。
- 在京大使館等への体系的な説明も強化・継続するとともに、福島第一原子力発電所への視察機会を積極的に提供。
- 各国・地域の状況に応じて、誰に対して、どのような媒体を使い、どのような内容を発信するのか等を戦略的に検討し、それに基づいた対応を実施。当該地域の市場や経済実態に合わせ、関連ビジネスが円滑に展開できるよう市場関係者に対する情報発信も進める。
- 日本産食品を取り扱う事業者等に対しても、分かりやすい説明資料を作成、多言語化して広く提供。

これまでの取組	今後の取組
<p>➤ 在外公館等からの説明の強化・継続 【外務省、経済産業省】</p> <p>～令和7年8月</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 各国政府等に対して、基本方針に関する説明を実施。</li><li>• IAEA総会等の国際会議において、我が方の立場を国際社会に対して説明・発信。</li><li>• 在外公館、JETRO、現地商工団体等が連携して、ALPS処理水の安全性について現地の日本産食品取扱い企業や現地政府への説明を実施。 例：香港における「ALPS関係者会議」</li><li>• 海外の報道機関による取材に対する透明性高く丁寧な情報提供。</li><li>• 事実と異なる報道があった際には、外国メディアへの説明、反論記事の掲載等、現地の状況を踏まえた適切な報道対応を実施。</li><li>• 外国報道関係者を東京電力福島第一原子力発電所等に招聘。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 各国政府等に対し、取組の進捗があるたびに即時説明を行う等、高い透明性を持って丁寧に説明を行っていくとともに、適切なフォーラムにおける対外発信を実施。</li><li>• 在外公館が民間団体等と連携して、現地企業や現地政府への説明を実施。</li><li>• 海外の報道機関による取材に対して透明性高く丁寧な情報提供。</li><li>• 他国・地域からの誤った理解に基づく発信にはしかるべき反論。</li><li>• SNS、在外公館等のHP等による、日本語、現地語を通じた適切な情報発信の継続。</li></ul>

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ④ 各国・地域及び市場関係者に対する情報発信 【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

#### これまでの取組

#### 今後の取組

##### ▶ 各本国及び在京大使館等への説明の強化・継続 【外務省、経済産業省、農林水産省】

～令和7年8月

- 在京大使館等に対する説明会を実施。（17回）

令和3年

- 4月：基本方針公表（49か国・地域）
- 8月：東京電力による検討状況（69か国・地域）
- 9月：IAEAの幹部来日（45か国・地域）
- 11月：東京電力による環境への放射線影響評価（38か国・地域）
- 12月：東京電力による実施計画変更認可申請（38か国・地域）

令和4年

- 2月：IAEA処理水安全性レビュー（34か国・地域）
- 3月：IAEA規制レビュー（35か国・地域）
- 5月：東京電力による実施計画変更認可申請の補正申請（人及び環境への放射線影響評価改訂）及びIAEA処理水安全性レビュー報告書（30か国・地域）
- 5月：原子力規制委員会の実施計画変更認可申請の審査書案（30か国・地域）
- 6月：IAEA規制レビュー報告書（31か国・地域）
- 7月：原子力規制委員会による実施計画変更の認可（33か国・地域）
- 11月：東京電力による実施計画変更認可申請（放射線環境影響評価改訂含む）及び第2回IAEA処理水安全性レビュー（24か国・地域）

令和5年

- 1月：ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議及びIAEA第2回処理水規制レビュー（23か国・地域）
- 5月：IAEA処理水第2回安全性レビュー報告書、第2回規制レビュー報告書及び原子力規制委員会によるALPS処理水の海洋放出時の運用等に係る実施計画変更の認可（22か国・地域）
- 7月：IAEAグロッキー事務局長の訪日概要及び包括報告書の説明（46か国・地域）
- 8月：8月22日に開催されたALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議（第6回）についてその内容や日本の今後の取組に関する説明（32か国・地域）

令和6年

- 8月：ALPS処理水の海洋放出実績、今後の放出計画及び海洋放出開始後に実施されたIAEAレビュー結果の説明（19か国・地域）

- 在京大使館等に対する説明や、二国・地域間での対話・説明会を通して、各国・地域の状況に応じて、関心事項や取組の進捗について、高い透明性を持って説明。

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ④ 各国・地域及び市場関係者に対する情報発信 【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

#### これまでの取組

#### 今後の取組

##### ▶ 各国本邦及び在京大使館等への説明の強化・継続 【外務省、経済産業省、農林水産省】（続き）

～令和7年8月

- ・ 韓国本邦向け説明会を実施。（11回）
- ・ 太平洋島嶼国・地域に対し、ハイレベルの会談の機会を通じ、説明を行うとともに、太平洋諸島フォーラム（PIF）事務局や専門家向けにも累次説明会を実施。（全PIF加盟国・地域（16か国・2地域）との政治的対話、PIF事務局向け8回、専門家向け6回）
- ・ 二国・地域間での対話を実施

（例）令和5年

- 2月：岸田総理（当時）とミクロネシア連邦大統領との会談
- 2月：岸田総理（当時）と太平洋諸島フォーラム（PIF）代表団との会談
- 3月：林外務大臣（当時）のソロモン諸島及びクック諸島訪問
- 4月：武井外務副大臣（当時）のバヌアツ共和国及びフィジー共和国訪問
- 5月：武井外務副大臣（当時）のツバル訪問
- 5月：岸田総理（当時）と尹韓国大統領（当時）との会談
- 5月：高田太平洋・島サミット（PALM）担当大使（当時）のミクロネシア訪問
- 5月：岸田総理（当時）とクック諸島首相との会談
- 6月：岸田総理（当時）とウィップス・パラオ大統領との会談
- 6月：太田経済産業副大臣（当時）と丘應樺（アルジヤーノン・ヤウ）香港商務経済発展長官との会談
- 6月：武井外務副大臣（当時）と丘應樺（アルジヤーノン・ヤウ）香港商務経済発展長官との会談
- 7月：岸田総理（当時）と尹韓国大統領（当時）との会談
- 7月：林外務大臣（当時）と朴韓国外交部長官（当時）との会談
- 8月：秋本外務大臣政務官（当時）のパプアニューギニア訪問、
- 10月：堀井外務副大臣（当時）のパプアニューギニア訪問
- 11月：堀井外務副大臣（当時）のPIF域外国対話出席、ソロモン諸島訪問
- 11月：岸田総理（当時）と習近平中国国家主席との会談
- 11月：上川外務大臣（当時）と王毅中国外交部長との会談
- 12月：岸田総理（当時）とカブア・マーシャル諸島大統領（当時）との会談
- 12月：上川外務大臣（当時）とロバート・ミクロネシア連邦外務大臣との会談

- ・ 在京大使館等に対する説明や、二国・地域間での対話・説明会を通して、各国・地域の状況に応じて、関心事項や取組の進捗について、高い透明性を持って説明。

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ④ 各国・地域及び市場関係者に対する情報発信 【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後の取組
▶ 各本国及び在京大使館等への説明の強化・継続 【外務省、経済産業省、農林水産省】（続き）	
<u>令和6年</u> 1月：上川外務大臣（当時）とアイタロー・パラオ国務大臣との会談 2月：上川外務大臣（当時）のサモア訪問、フィジーでのPALM中間閣僚会議出席 3月：岸田総理大臣（当時）とハイネ・マーシャル諸島大統領との会談 4月～5月：高村外務大臣政務官（当時）のフィジー共和国及びツバル訪問、高村外務大臣政務官（当時）のパラオ共和国及びミクロネシア連邦訪問、石原総理補佐官（当時）のパプアニューギニア及びナウル訪問、柘植外務副大臣（当時）のトンガ訪問 5月：岸田総理（当時）と李強中国総理との会談 6月：岸田総理（当時）とウィップス・パラオ大統領との会談 6月：石原総理補佐官（当時）のソロモン諸島訪問 7月：第10回太平洋・島サミット（P A L M 1 0）開催 7月：上川外務大臣（当時）と王毅中国外交部長との会談 8月：高村外務大臣政務官（当時）の太平洋諸島フォーラム（PIF）域外国対話出席	<ul style="list-style-type: none"><li>在京大使館等に対する説明や、二国・地域間での対話・説明会を通して、各国・地域の状況に応じて、関心事項や取組の進捗について、高い透明性を持って説明。</li></ul>
<u>令和4年3月</u> ・ 台湾の視察団が来日し、東京電力福島第一原子力発電所を視察。	
<u>令和4年4月</u> ・ フォローアップとして台湾から質問状が提出され、オンラインにて日本側から回答。	
<u>令和4年5月～7月</u> ・ 中国及びロシアより、共同質問状が提出され、本質問状に対して回答を実施。 ・ 質問状、回答書についてはIAEAウェブサイトにおいて公表。	

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ④ 各国・地域及び市場関係者に対する情報発信 【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後の取組
▶ 各国本邦及び在京大使館等への説明の強化・継続 【外務省、経済産業省、農林水産省】（続き）	
<u>令和4年11月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>台湾の視察団が来日し、東京電力福島第一原子力発電所や分析施設・研究所を視察。フォローアップとして台湾から質問状が提出され、書面にて日本側から回答。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>在京大使館等に対する説明や、二国・地域間での対話・説明会を通して、各国・地域の状況に応じて、関心事項や取組の進捗について、高い透明性を持って説明。</li></ul>
<u>令和5年2月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>PIFの視察団が来日し、東京電力福島第一原子力発電所を視察。</li></ul>	
<u>令和5年4月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>ドイツ連邦シュテフィ・レムケ環境・自然保護・原子力安全・消費者保護大臣が来日し、東京電力福島第一原子力発電所を視察。</li><li>イギリスのハリソン自然環境及び土地活用担当大臣が来日し、東京電力福島第一原子力発電所を視察。</li></ul>	
<u>令和5年5月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>フランス原子力安全情報・透明性高等委員会（HCTISN）が来日し、東京電力福島第一原子力発電所を視察。</li><li>EU欧州委員会エネルギー総局一行が来日し、東京電力福島第一原子力発電所を視察。</li><li>韓国の視察団が来日し、東京電力福島第一原子力発電所を視察。</li><li>中南米在京駐日大使一行が、東京電力福島第一原子力発電所を視察。</li><li>中国及びロシアより提出された共同質問状に対し回答。IAEAウェブサイトにおいても公表。</li></ul>	
<u>令和5年6月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>ウィップス・パラオ大統領が来日し、東京電力福島第一原子力発電所を視察。</li><li>台湾の視察団が来日し、東京電力福島第一原子力発電所を視察。</li><li>アレクサンダー・C・ビング駐日マーシャル諸島大使が東京電力福島第一原子力発電所を視察。</li></ul>	
<u>令和5年7月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>フォローアップとして台湾から質問状が提出され、オンラインにて日本側から回答。</li><li>日本政府が作成した東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水に係る太平洋諸島フォーラム（PIF）との対話に関する報告書を公表。</li></ul>	

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ④ 各国・地域及び市場関係者に対する情報発信 【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

#### これまでの取組

#### 今後の取組

##### ▶ 各本国及び在京大使館等への説明の強化・継続 【外務省、経済産業省、農林水産省】（続き）

###### 令和5年7月、8月

- ・ 中国及びロシアより提出された更なる共同質問状に対し回答。IAEAウェブサイトにおいても公表。

###### 令和5年8月

- ・ 在京外交団等向けオンライン説明会の開催（32カ国・地域）。

###### 令和5年9月

- ・ 韓国の専門家視察団が来日し、東京電力福島第一原子力発電所を視察（2回）。
- ・ 岸田総理大臣（当時）とアルバニージー・オーストラリア連邦首相との会談を実施。
- ・ 上川外務大臣（当時）とウォン・オーストラリア連邦外務大臣との会談を実施。

###### 令和5年10月

- ・ 韓国の専門家視察団が来日し、東京電力福島第一原子力発電所を視察。
- ・ 堀井副大臣（当時）とマラペ・パプアニューギニア首相との表敬を実施。
- ・ 堀井副大臣（当時）とアダムズ豪州外務貿易省次官との会談を実施。

###### 令和5年10月

- ・ 豪州で行われた日豪経済閣僚対話において、福島第一原子力発電所からの水の放出について議論し、経済産業大臣から科学的根拠に基づいた対応の重要性と、放出の安全性を監視するIAEA（国際原子力機関）の役割を強調した。

###### 令和5年10月

- ・ 岸田総理（当時）は訪日中のメッテ・フレデリクセン・デンマーク王国首相と会談し、ALPS処理水の海洋放出について、今後とも、高い透明性を持って、国際社会の理解を一層深める努力を不斷に続けていくことを説明するとともに、デンマークとも緊密に連携していきたい旨を述べ、フレデリクセン首相は、日本の透明性の高い取組を評価する旨述べた。
- ・ ALPS処理水の海洋放出に伴う日本産水産物等への影響等に関する日露省庁間の対話をテレビ会議形式で実施。その後も追加資料の提供を継続。

- ・ 在京大使館等に対する説明や、二国・地域間での対話・説明会を通して、各国・地域の状況に応じて、関心事項や取組の進捗について、高い透明性を持って説明。

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ④各國・地域及び市場関係者に対する情報発信【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後の取組
▶ 各国本邦及び在京大使館等への説明の強化・継続【外務省、経済産業省、農林水産省】(続き)	
<u>令和5年11月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>韓国の専門家視察団が来日し、東京電力福島第一原子力発電所を視察。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>在京大使館等に対する説明や、二国・地域間での対話・説明会を通して、各国・地域の状況に応じて、関心事項や取組の進捗について、高い透明性を持って説明。</li></ul>
<u>令和5年11月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>米国サンフランシスコでAPEC閣僚会議が開催。中国及び香港とのバイ会談において、西村経済産業大臣（当時）から、ALPS処理水の海洋放出の安全性について説明し、日本産食品輸入規制の即時撤廃を求めた。</li><li>また、マレーシア、シンガポール、及びフィジーとのバイ会談において、西村大臣から、ALPS処理水の海洋放出について、日本の立場に理解を表明していることに謝意を示すとともに、引き続き高い透明性をもって情報提供をしていく旨を述べた。</li></ul>	
<u>令和5年11月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>岸田総理（当時）は、マレーシアを訪問し、アンワル・イブラヒム・マレーシア首相と会談を行い、アンワル首相から、ALPS処理水に関し、科学的根拠に基づく日本の取組を評価する旨を述べた。</li></ul>	
<u>令和5年11月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>岸田総理（当時）は、習近平・中国国家主席と会談を行い、岸田総理（当時）からは、ALPS処理水の海洋放出について、科学的根拠に基づく冷静な対応を改めて強く求めるとともに、日本産食品輸入規制の即時撤廃を改めて求めた。</li></ul>	
<u>令和5年11月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>堀井副大臣（当時）とマネレ・ソロモン諸島外務・貿易大臣（当時）との表敬を実施。</li><li>堀井副大臣（当時）とアゴバカ・ソロモン諸島通信・航空大臣（当時）との表敬を実施。</li></ul>	
<u>令和5年11月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>上川外務大臣（当時）は、王毅・中国外交部長と会談を行い、上川大臣から、ALPS処理水の海洋放出について、日本産食品の即時撤廃を強く求めた。また、双方は、建設的な立場をもって協議と対話を通じて問題を解決する方法を見い出していくこととした。</li></ul>	

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ④ 各国・地域及び市場関係者に対する情報発信 【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後の取組
▶ 各国本邦及び在京大使館等への説明の強化・継続 【外務省、経済産業省、農林水産省】（続き）	
<u>令和5年12月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>岸田総理（当時）は、エマニュエル・マクロン・フランス共和国大統領と電話会談を行い、両首脳は「特別なパートナーシップ」の下での日仏協力のロードマップを発出。日仏協力のロードマップにおいて、日仏両国における東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の着実な実施に向けた産業協力の検討やこれらの協力に必要となる人材育成・交流等の拡大について盛り込まれた。</li><li>岸田総理大臣（当時）とカブア・マーシャル諸島共和国大統領（当時）との会談を実施。</li><li>上川外務大臣（当時）とロバート・ミクロネシア連邦外務大臣との会談を実施。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>在京大使館等に対する説明や、二国・地域間での対話・説明会を通して、各国・地域の状況に応じて、関心事項や取組の進捗について、高い透明性を持って説明。</li></ul>
<u>令和5年12月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>韓国の専門家視察団が来日し、東京電力福島第一原子力発電所を視察。</li><li>ALPS処理水の取扱いに関する韓国政府向けオンライン説明会を開催。</li></ul>	
<u>令和5年12月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>岸田総理（当時）は、訪日中のヨナス・ガール・ストーレ・ノルウェー王国首相と会談を実施。両首脳は、ALPS処理水の海洋放出について、国際原子力機関（IAEA）の包括報告書が、ALPS処理水の海洋放出は関連する国際安全基準に合致していると結論付けていることに留意し、IAEAにより実施されている継続的なレビュー及びモニタリングが極めて重要であることを確認。</li></ul>	
<u>令和5年12月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>岸田総理（当時）は、訪日中のデイビッド・カブア・マーシャル諸島共和国大統領と会談を実施。ALPS処理水について、岸田総理からは、科学的根拠に基づき、高い透明性を持って、丁寧な説明を継続してきたことに触れた上で、IAEAの継続的な関与の下でのモニタリングを通じ、放出が計画どおり安全に行われていることが確認されていることを改めて説明の上、今後も高い透明性をもって情報共有を行っていく旨を述べた。両首脳は、科学的根拠に基づき対話を継続していくことを確認。</li></ul>	

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ④ 各国・地域及び市場関係者に対する情報発信 【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後の取組
▶ 各国本邦及び在京大使館等への説明の強化・継続 【外務省、経済産業省、農林水産省】（続き）	
<u>令和5年12月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>日本ASEAN特別首脳会議の機会に、齋藤経済産業大臣（当時）は訪日中のブルネイ・アミン財務・経済大臣（ブルネイ）と会談を実施。</li><li>日本ASEAN特別首脳会議の機会に、齋藤経済産業大臣（当時）は訪日中のケオ・ラタナック鉱業エネルギー大臣（カンボジア）と会談を実施。</li><li>日本ASEAN特別首脳会議の機会に、齋藤経済産業大臣（当時）は訪日中のアリフィン・タスリフ・エネルギー鉱物資源大臣（インドネシア）（当時）と会談を実施。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>在京大使館等に対する説明や、二国・地域間での対話・説明会を通して、各国・地域の状況に応じて、関心事項や取組の進捗について、高い透明性を持って説明。</li></ul>
<u>令和5年12月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>西村経済産業大臣（当時）とシムソン欧州委員会委員（エネルギー担当）との会談を実施。</li><li>西村経済産業大臣（当時）とボグданノフ経済産業大臣（ブルガリア）（当時）との会談を実施。</li><li>西村経済産業大臣（当時）とヴェストレ貿易・産業大臣（ノルウェー）（当時）との会談を実施。</li><li>西村経済産業大臣（当時）とウルソ企業・メイドインイタリー大臣（イタリア）との会談を実施。</li></ul>	
<u>令和6年1月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>齋藤経済産業大臣（当時）とエマニュエル駐日米国大使（当時）との会談</li><li>齋藤経済産業大臣（当時）と米国議会日本研究グループ訪日議員団との会談を実施。</li><li>上川外務大臣（当時）とアイタロー・パラオ共和国国務大臣との会談を実施。</li><li>駐日太平洋島嶼国グループ大使による上川外務大臣（当時）表敬を実施。</li></ul>	
<u>令和6年1月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>石井経済産業大臣政務官（当時）はルクスィッチ・デジタル・交通省政務次官（ドイツ）と会談を実施。</li><li>岸田総理（当時）は訪日中のヨナス・ガール・ストーレ・ノルウェー王国首相と会談を実施。</li></ul>	
<u>令和6年1月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>韓国の専門家視察団が来日し、東京電力福島第一原子力発電所を視察。</li></ul>	

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ④ 各国・地域及び市場関係者に対する情報発信 【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

#### これまでの取組

#### 今後の取組

##### ▶ 各本国及び在京大使館等への説明の強化・継続 【外務省、経済産業省、農林水産省】（続き）

###### 令和6年2月

- 韓国の専門家視察団が来日し、東京電力福島第一原子力発電所を視察。
- 上川外務大臣（当時）とマタアファ・サモア独立国首相兼外務貿易大臣との表敬を実施。
- 上川外務大臣（当時）とカネコ・マーシャル諸島共和国外務・貿易大臣との会談を実施。
- 上川外務大臣（当時）とプナ太平洋諸島フォーラム（PIF）事務局長との会談を実施。
- 上川外務大臣（当時）とブラウン・バヌアツ共和国外相特使との会談を実施。
- 上川外務大臣（当時）とカミカミザ・フィジー副首相兼对外貿易・企業・中小企業大臣の会談を実施。
- 上川外務大臣（当時）とクン・ナウル共和国外務・貿易副大臣との会談を実施。
- 上川外務大臣（当時）とトカチエンコ・パプアニューギニア独立国外務大臣との会談を実施。
- 太平洋・島サミット（PALM）第5回中間閣僚会合の議長統括において、IAEAを原子力安全に関する権威として認識し、2023年7月4日に公表されたIAEA包括報告書に留意し、本件に関して科学的根拠に基づくことの重要性で一致。
- IAEAの理事会理事5名（インド、アルゼンチン、ブルキナファソ、豪州、バングラデシュ）が来日し、東京電力福島第一原子力発電所を視察。

- 在京大使館等に対する説明や、二国・地域間での対話・説明会を通して、各国・地域の状況に応じて、関心事項や取組の進捗について、高い透明性を持って説明。

###### 令和6年3月

- 韓国の専門家視察団が来日し、東京電力福島第一原子力発電所を視察。
- 東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出に関する日中専門家間の対話を実施。
- 岸田総理（当時）とハイネ・マーシャル諸島共和国大統領との会談を実施。

###### 令和6年4月

- イタリアで行われたG7外相会合の外相コミュニケにおいて、「我々は、科学者及びパートナー並びにIAEAと積極的に協調しながら、多核種除去設備（ALPS）処理水の放出を責任ある形で管理するための、安全で、透明性が高く、科学に基づいた日本のプロセスを支持する。」との文言が盛り込まれた。
- 岸田総理（当時）は米国・ワシントンを訪問し、ジョセフ・バイデン米国大統領（当時）と会談を実施。日米共同声明において、バイデン大統領は、日本による東京電力福島第一原子力発電所の多核種除去設備（ALPS）処理水の、科学的根拠に基づく、安全かつ責任ある海洋放出を賞賛した。
- 韓国の専門家視察団が来日し、東京電力福島第一原子力発電所を視察。

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ④ 各国・地域及び市場関係者に対する情報発信 【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後の取組
▶ 各国本邦及び在京大使館等への説明の強化・継続 【外務省、経済産業省、農林水産省】（続き）	
<u>令和6年5月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>齋藤経済産業大臣（当時）は、マクレイ貿易大臣（ニュージーランド）とバイ会談を実施。</li><li>石井経済産業大臣政務官（当時）は、丘應樺（アルジャーノン・ヤウ）香港商務経済発展長官と会談を実施。</li><li>岸田総理（当時）は、李強中国国務院総理と首脳会談を実施し、ALPS処理水の海洋放出についても議論。岸田総理から、中国側による日本産食品の輸入規制の即時撤廃を改めて求めた。両首脳は、問題の解決に向けて、これまでの意思疎通の進展を踏まえ、事務レベルで協議のプロセスを加速していくことで一致。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>在京大使館等に対する説明や、二国・地域間での対話・説明会を通して、各国・地域の状況に応じて、関心事項や取組の進捗について、高い透明性を持って説明。</li></ul>
<u>令和6年5月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>台湾の専門家視察団が来日し、東京電力福島第一原子力発電所を視察。</li><li>韓国の専門家視察団が来日し、東京電力福島第一原子力発電所を視察。</li></ul>	
<u>令和6年6月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>岸田総理は訪日中のスラングル・ウィップス・ジュニア・パラオ大統領と日・パラオ首脳会談を実施。ウィップス大統領は我が国の取組への支持を改めて表明。</li><li>イタリアで行われたG7プーリア・サミットの首脳コミュニケにおいて、「我々は、科学者、パートナー、IAEAと積極的に協調しながら、多核種除去設備（ALPS）処理水の放出を責任ある形で管理するための、安全で、透明性が高く、科学に基づいた日本のプロセスを支持する。」との文言が盛り込まれた。</li></ul>	
<u>令和6年6月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>鯨外務省アジア大洋州局長（当時）は、劉勁松中国外交部アジア司長との協議を実施。</li><li>韓国の専門家視察団が来日し、東京電力福島第一原子力発電所を視察。</li><li>同年2月に受領したロシア側からの照会事項に対する回答。</li></ul>	

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ④ 各国・地域及び市場関係者に対する情報発信 【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

#### これまでの取組

#### 今後の取組

##### ▶ 各本国及び在京大使館等への説明の強化・継続 【外務省、経済産業省、農林水産省】（続き）

###### 令和6年7月

- ・ フォローアップとして台湾から質問状が提出され、オンラインにて日本側から回答。
- ・ 韓国の専門家視察団が来日し、東京電力福島第一原子力発電所を視察。
- ・ ドイツ連邦議会および在京ドイツ大使館が東京電力福島第一原子力発電所を視察。

###### 令和6年7月

- ・ 岸田総理（当時）は、訪日中のフェレティ・ペニタラ・テオ・ツバル首相と会談を実施。
- ・ 岸田総理（当時）は、訪日中のシャーロット・サルワイ・タビマスマス・バヌアツ共和国首相（当時）と会談を実施。
- ・ 岸田総理（当時）は、訪日中のダルトン・タンゲランギ・ニウ工首相と会談を実施。
- ・ 岸田総理（当時）は、訪日中のジェームス・マラペ・パプアニューギニア独立国首相と会談を実施。
- ・ 岸田総理（当時）は、訪日中のスラングル・ウィップス・ジュニア・パラオ共和国大統領と会談を実施。
- ・ 岸田総理（当時）は、訪日中のヒルダ・C・ハイネ・マーシャル諸島共和国大統領と会談を実施。
- ・ 岸田総理（当時）は、訪日中のシティヴェニ・リンガママンダ・ランブカ・フィジー共和国首相と会談を実施。
- ・ 岸田総理（当時）は、訪日中のフィアメ・ナオミ・マタアファ・サモア独立国首相兼外務貿易大臣と会談を実施。
- ・ 岸田総理（当時）は、訪日中のマーク・ブラウン・クック諸島首相と会談を実施。
- ・ 岸田総理（当時）は、訪日中のファカヴァメイリク・トンガ王国首相（当時）と会談を実施。
- ・ 岸田総理（当時）は、訪日中のジャーマイア・マネレ・ソロモン諸島首相と会談を実施。
- ・ 岸田総理（当時）は、訪日中のウェズリー・W・シミナ・ミクロネシア連邦大統領と会談を実施。
- ・ 岸田総理（当時）は、訪日中のデイビッド・アデアン・ナウル共和国大統領と会談を実施。
- ・ 第10回太平洋・島サミット（PALM10）日本・PIF首脳宣言において、岸田総理大臣は、放出は関連する国際的な安全基準及び慣行に沿って実施されているという日本政府の立場を説明し、国際原子力機関（IAEA）と緊密に連携し続けていくことにコミットした。首脳は、IAEAを原子力安全に関する権威として認識し、2023年7月4日に公表されたIAEA包括報告書に留意し、本件に関して科学的根拠に基づくことの重要性で一致した。

- ・ 在京大使館等に対する説明や、二国・地域間での対話・説明会を通して、各国・地域の状況に応じて、関心事項や取組の進捗について、高い透明性を持って説明。

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ④ 各国・地域及び市場関係者に対する情報発信 【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後の取組
▶ 各国本邦及び在京大使館等への説明の強化・継続 【外務省、経済産業省、農林水産省】（続き）	
<u>令和6年7月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>上川外務大臣（当時）は、王毅・中国外交部長と会談を行い、両外相は、ALPS処理水の海洋放出について、事務レベル協議や専門家対話での意思疎通が積み重ねられてきていることを評価しつつ、問題の解決に向けた協議のプロセスを加速していくことで一致した。上川大臣からは、日本産食品に対する輸入規制の即時撤廃を改めて強く求めた。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>在京大使館等に対する説明や、二国・地域間での対話・説明会を通して、各国・地域の状況に応じて、関心事項や取組の進捗について、高い透明性を持って説明。</li></ul>
<u>令和6年8月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>鯨外務省アジア大洋州局長（当時）は、劉勁松中国外交部アジア司長との協議を実施。</li><li>在京外交団等向けオンライン説明会の開催（19カ国・地域）。</li><li>韓国の専門家視察団が来日し、東京電力福島第一原子力発電所を視察。</li></ul>	
<u>令和6年9月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>中国との間では、9月に、ALPS処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制について「日中間の共有された認識」を発表し、中国側は、国際原子力機関（IAEA）の枠組みの下での追加的モニタリングを実施後、日本産水産物の輸入規制措置の調整に着手し、日本産水産物の輸入を着実に回復させることとなった。</li></ul>	
<u>令和6年10月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>石破内閣総理大臣は、李強中国国务院総理と首脳会談を実施。両首脳は、ALPS処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制に関する両政府の発表を共に評価し、石破総理から、日本産水産物の輸入回復を早期に実現するよう求めた。</li><li>韓国の専門家視察団が来日し、東京電力福島第一原子力発電所を視察。</li></ul>	

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ④ 各国・地域及び市場関係者に対する情報発信 【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後の取組
▶ 各本国及び在京大使館等への説明の強化・継続 【外務省、経済産業省、農林水産省】（続き）	
<p><u>令和6年11月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>石破総理は、習近平国家主席と日中首脳会談を実施。両首脳は、ALPS処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制に関する発表を両国できちんと実施していくことを確認し、石破総理から、中国による日本産水産物の輸入回復を早期に実現するよう求めた。</li><li>武藤経済産業大臣は、王文涛中国商務部長と会談。武藤経済産業大臣から、ALPS処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制に関する両政府の発表を踏まえ、日本産水産物の輸入回復を早期に実現するよう求めた。</li><li>大串経済産業副大臣は、香港の蔡冠深（ジョナサン・クンサン・チョイ）新華集団主席・香港中華総商会会長と意見交換。大串副大臣から、香港政府による日本産食品への輸入規制について、貿易促進につなげるため、早期撤廃に向けた香港産業界からの理解と協力を求めた。</li><li>韓国の専門家視察団が来日し、東京電力福島第一原子力発電所を視察。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>在京大使館等に対する説明や、二国・地域間での対話・説明会を通して、各国・地域の状況に応じて、関心事項や取組の進捗について、高い透明性を持って説明。</li></ul>
<p><u>令和6年12月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>岩屋外務大臣は、王毅外交部長と日中外相会談を実施。ALPS処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制に関する9月の発表を両国できちんと実施していくことで一致し、岩屋大臣から、日本産水産物の輸入規制の撤廃を早期に実現するよう求めた。</li><li>東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出に関する日中専門家間の対話を開催。</li><li>松尾経済産業審議官は、香港の梁君彦（アンドリュー・リヨン）立法会主席及び立法会議員団と会談。松尾経済産業審議官から、香港政府による日本産食品に対する輸入規制の即時撤廃に向けて働きかけを行った。</li><li>韓国の専門家視察団が来日し、東京電力福島第一原子力発電所を視察。</li></ul>	

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ④各国・地域及び市場関係者に対する情報発信【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後の取組
▶ 各国本邦及び在京大使館等への説明の強化・継続【外務省、経済産業省、農林水産省】（続き）	
<u>令和7年1月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>岩屋外務大臣は、スランゲル・S・ウィップス・Jr パラオ共和国大統領を表敬。岩屋大臣から、ウィップス大統領がこれまで日本との関係を重視し、特に、ALPS処理水の海洋放出について、2023年の東京電力福島第一原子力発電所視察などを通じ、その安全性に信頼を寄せていることに謝意を表明。</li><li>江藤農林水産大臣（当時）は、王令浚海関総署副署長と会談。江藤大臣から、中国への輸出拡大に向けて、日本産水産物等の輸入規制の撤廃について働きかけを行った。</li><li>韓国の専門家視察団が来日し、東京電力福島第一原子力発電所を視察。</li><li>IAEAの理事会理事5名（エクアドル、インドネシア、ベルギー、コロンビア、インド）が来日し、東京電力福島第一原子力発電所を視察。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>在京大使館等に対する説明や、二国・地域間での対話・説明会を通して、各国・地域の状況に応じて、関心事項や取組の進捗について、高い透明性を持って説明。</li></ul>
<u>令和7年2月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>石破内閣総理大臣は、訪日中のスランゲル・S・ウィップス・ジュニア・パラオ共和国大統領と首脳会談を実施。石破総理大臣から、ALPS処理水の海洋放出に関し、パラオ政府による我が国への変わらぬ支持に謝意を表明。</li><li>韓国の専門家視察団が来日し、東京電力福島第一原子力発電所を視察。</li></ul>	

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ④ 各国・地域及び市場関係者に対する情報発信 【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後の取組
▶ 各本国及び在京大使館等への説明の強化・継続 【外務省、経済産業省、農林水産省】（続き）	
<p><u>令和7年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>韓国の専門家視察団が来日し、東京電力福島第一原子力発電所を視察。</li><li>第6回日中ハイレベル経済対話が開催。日本産水産物の輸入規制について、双方は、昨年9月に発表した「日中間の共有された認識」が着実に履行されていることを共に評価し、日本側から、日本産水産物の輸入を近く再開するよう求めた。双方は、IAEAの枠組みの下で追加的モニタリングを引き続き実施していくことを確認し、分析結果に異常がないことを前提に、日本産水産物の輸入再開に向けて、関連の協議を推進していくことで一致。</li><li>岩屋外務大臣は、王毅外交部長と日中外相会談を実施。岩屋大臣から、日本産水産物の輸入規制の撤廃を早期に実現するよう求めた。</li><li>武藤経済産業大臣は、中国王文濤商務部長と会談を実施。武藤経済産業大臣から、ALPS処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制に関する両政府の発表が着実に履行されていることを評価し、日本産水産物の輸入回復の早期実現を求めた。</li><li>石破総理は、訪日中のハイネ・マーシャル諸島共和国大統領と首脳会談を実施。ALPS処理水の海洋放出に関し、石破総理大臣から、安全性が確認されている旨説明するとともに、IAEAを通じたモニタリング能力構築支援を実施予定であり、日本として、引き続き、科学的根拠に基づき透明性をもって対応し、安心を高めていく旨述べた。</li><li>シミナ・ミクロネシア連邦大統領が来日し、福島県を訪問、東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水の海洋放出を視察。石破総理は、シミナ大統領との会談で、ALPS処理水の放出に関して、シミナ大統領からの日本の対応への一貫した信頼に心からの謝意を表明、日本として、引き続き科学的根拠に基づき透明性をもって対応し、安心を高めていく旨述べた。岩屋外務大臣は、ロバート・ミクロネシア連邦外務大臣と会談を実施。ALPS処理水の海洋放出について、岩屋大臣から、シミナ大統領一行の東京電力福島第一原子力発電所視察に謝意を表すとともに、引き続き科学的根拠に基づき透明性をもって対応し、安心感を高めていく旨述べた。</li><li>岩屋外務大臣は、ワンガ太平洋諸島フォーラム（PIF）事務局長と会談を実施。岩屋大臣から、ALPS処理水の海洋放出に関しては安全性が確保されている旨説明。また、今後も科学的根拠に基づき透明性をもって対応し、安心感を高めていく旨説明。</li><li>日中当局間で、日本産水産物の輸入再開に伴う技術的事項について協議を実施。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>在京大使館等に対する説明や、二国・地域間での対話・説明会を通して、各国・地域の状況に応じて、関心事項や取組の進捗について、高い透明性を持って説明。</li></ul>

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ④ 各国・地域及び市場関係者に対する情報発信 【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後の取組
▶ 各本国及び在京大使館等への説明の強化・継続 【外務省、経済産業省、農林水産省】（続き）	
<p><u>令和7年4月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>韓国の専門家視察団が来日し、東京電力福島第一原子力発電所を視察。</li><li>日中当局間で、日本産水産物の輸入再開に伴う技術的事項について協議を実施。</li><li>林内閣官房長官は、パリク・ミクロネシア連邦副大統領との会談を実施。3月に訪日したシミナ大統領が福島県を訪問し、福島の復興の様子や東京電力福島第一原子力発電所を視察し、ALPS処理水の海洋放出に関して、安全性の理解、日本の取組への支持表明に対して謝意を述べた。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>在京大使館等に対する説明や、二国・地域間での対話・説明会を通して、各国・地域の状況に応じて、関心事項や取組の進捗について、高い透明性を持って説明。</li></ul>
<p><u>令和7年5月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>韓国の専門家視察団が来日し、東京電力福島第一原子力発電所を視察。</li><li>大串経済産業副大臣は、李成鋼商務部副部長との会談を実施。大串経済産業副大臣より、日本産水産物の輸入回復の早期実現を求め、今後も緊密に意思疎通を重ねていくことを確認。</li><li>大串経済産業副大臣は、丘應樺（アルジャーノン・ヤウ）香港商務経済発展長官との会談を実施。日本産食品輸入規制の即時撤廃を求めた。</li><li>生稻外務政務官は、ハイネ・マーシャル諸島共和国大統領を表敬。ALPS処理水の海洋放出は安全に実施されている点を強調し、引き続き科学的根拠に基づき透明性をもって対応し、安心を高めていく旨述べた。</li><li>令和7年3月に、6名の特別報告者から国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）を通じ、我が国政府に対し、東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水の取扱い等に関する情報提供要請があった件について、OHCHRを通じて当該特別報告者に対し、回答を提出。</li><li>宮路外務副大臣は、丘應樺（アルジャーノン・ヤウ）香港商務経済発展長官の表敬を受け、香港による日本産食品に対する輸入規制の早期撤廃について強く要請した。</li><li>日中当局間で、日本産水産物の輸入再開に伴う技術的事項について協議を実施。日中双方は、中国向け輸出再開のために必要な技術的要件について合意。</li><li>石破内閣総理大臣は、ラデフ・ブルガリア共和国大統領と「日・ブルガリア戦略的パートナーシップ構築に関する共同声明」に署名。ALPS処理水の放出を責任ある形で管理するための、安全で、透明性が高く、科学的根拠に基づいた日本のプロセスを再確認した。</li></ul>	

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ④ 各国・地域及び市場関係者に対する情報発信 【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後の取組
▶ 各本国及び在京大使館等への説明の強化・継続 【外務省、経済産業省、農林水産省】（続き）	
<u>令和7年6月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>石破内閣総理大臣は、セサル・ベルナルド・アレバロ・デ・レオン・グアテマラ共和国大統領と日・グアテマラ共同声明に署名。ALPS処理水の放出を責任ある形で管理するための、安全で、透明性が高く、科学的根拠に基づいた日本のプロセスの意義を強調することで一致した。アレバロ大統領は、この重要な議題に関し、石破総理のリーダーシップを評価した。</li><li>韓国の専門家視察団が来日し、東京電力福島第一原子力発電所を視察。</li><li>中国政府は、日中当局間による技術的要件に関する合意を受け、日本的一部地域の水産物の輸入を回復する公告を発出。これにより、日本の輸出関連施設の再登録の手続が開始され、対中輸出が順次再開されることになった。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>在京大使館等に対する説明や、二国・地域間での対話・説明会を通して、各国・地域の状況に応じて、関心事項や取組の進捗について、高い透明性を持って説明。</li><li>韓国の専門家視察団が来日し、東京電力福島第一原子力発電所を視察予定（令和7年9月予定）。</li></ul>
<u>令和7年7月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>中国政府は、一部輸出関連施設の再登録が完了した旨公表。</li></ul>	
<u>令和7年8月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>小泉農林水産大臣は、宋（ソン）韓国農林畜産食品部長官及び趙（チヨ）韓国外交部長官と会談し、日本産水産物の輸入規制の撤廃に向けて、日本産食品の安全性を取り上げた。</li><li>韓国の専門家視察団が来日し、東京電力福島第一原子力発電所を視察。</li></ul>	

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ④各國・地域及び市場関係者に対する情報発信【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後の取組
▶ 情報発信の在り方についての戦略的検討、市場関係者等に対する情報発信【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】	
<u>令和3年4月～</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>二国間会談・対話、国際会議等の場を活用して、ALPS処理水を始め東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・福島の復興について積極的に発信を実施。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>経済産業省ホームページにて7言語（※）のリーフレットや英語のQ&amp;Aとパンフレット、英語、中国語、韓国語の解説動画等を掲載。 (※) 英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、仏語、スペイン語、ロシア語</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>各事業者等の受け止めを踏まえつつ、現地事業者に向けて、理解醸成に資するQ&amp;A等の情報提供を行う等、現地の動向を常に把握し、それに応じた情報発信を戦略的に実施。</li><li>海外において、復興の現状、廃炉・ALPS処理水、福島県の農水産物や観光等の魅力を発信するイベントを開催。</li></ul>
<u>令和4年2月～</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>IAEAがALPS処理水に関する特別ページを作成し、ALPS処理水の安全性等に関するQ&amp;Aを掲載する等、正確な情報発信を実施。</li><li>上記ページを日本語に翻訳したページも開設。</li></ul>
<u>令和4年8月</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>日本在住の外国人を対象に福島の復興、廃炉等をテーマとした現地視察及び座談会を実施。</li></ul>
<u>令和5年1月</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>タイにおいて、復興の現状、廃炉・ALPS処理水、福島県の農水産物や観光等の魅力を発信するイベントを開催。</li></ul>
<u>令和5年4月～</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>外務省ホームページ及びYouTubeチャンネルにて、ALPS処理水に関する政策広報動画（英語、日本語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字）、スペイン語、ロシア語、アラビア語、仏語）を掲載。</li></ul>

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ④各國・地域及び市場関係者に対する情報発信【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後の取組
▶ 情報発信の在り方についての戦略的検討、市場関係者等に対する情報発信【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】（続き）	
<u>令和5年8月</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>水産物の安全性について伝えることを目的とした、ALPS処理水についてのリーフレットやQ&amp;Aについて、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語版を公表。</li></ul>
<u>令和6年4月</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>廃炉・汚染水・処理水対策や東京電力福島第一原子力発電所の現状をまとめたパンフレット（2種類）を公表。</li><li>外務省ホームページにて、10言語（※）のリーフレットを掲載。 (※) 日本語、英語、中国語、韓国語、ロシア語、仏語、スペイン語、ポルトガル語、アラビア語、タイ語</li></ul>

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ④各國・地域及び市場関係者に対する情報発信【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後の取組
▶ 情報発信の在り方についての戦略的検討、市場関係者等に対する情報発信【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】（続き）	
<u>令和3年3月～</u> <ul style="list-style-type: none"><li>原発事故後の除染の進捗や廃炉に向けた工程、福島産食品の安全性確保に向けた取組を紹介する番組をユーロニュースと協力して制作。テレビ放送及びオンラインで発信。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>日本政府観光局（JNTO）グローバルサイトにて、日本に関する外国人旅行者に向けた正確な情報発信を継続的に実施。</li></ul>
<u>令和3年6月～</u> <ul style="list-style-type: none"><li>日本政府観光局（JNTO）グローバルサイトに、経済産業省のALPS処理水ポータルサイトへのリンクを掲載し、日本に関する外国人旅行者に向けた正確な情報発信を実施。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>復興庁から、関係府省政務による各国・地域要人への働きかけの依頼を引き続き実施。</li><li>引き続き、現地の動向を常に把握し、それに応じた情報発信を戦略的に実施。</li></ul>
<u>令和4年1月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>復興庁から、関係府省政務による各国・地域要人への働きかけを依頼。<ul style="list-style-type: none"><li>統一的な資料を作成し、復興の現状等について、関係府省に政務から各国・地域要人へのPR実施を依頼</li></ul></li></ul>	
<u>令和4年12月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>欧州のニュースサイトにおいて、復興やALPS処理水の処分を含む廃炉等をテーマとして外国人、日本人のパネリストが議論する一般参加型のオンラインイベントを開催。</li></ul>	
<u>令和4年12月～</u> <ul style="list-style-type: none"><li>ALPS処理水の安全性、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の状況、福島産食品の安全性確保に向けた取組等を紹介する番組をユーロニュースと協力して制作し、海外のテレビ放送及びオンラインで発信。</li></ul>	
<u>令和6年1月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>タイにおいて、復興の現状、福島県の農水産物や観光等の魅力を発信するイベントを開催。</li></ul>	
<u>令和6年2月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>ベトナムにおいて、復興の現状、福島県の農水産物や観光等の魅力を発信するイベントを開催。</li></ul>	

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ⑤国際会議・イベントの活用 【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省】

- 関係国首脳が集まる会合において、政府ハイレベルから丁寧な説明を実施。
- IAEAの事故後10年関連行事の場で海外機関との共催によるオンラインセミナー等を開催。
- JETRO等が出展する海外見本市においても、日本製品の魅力等について、政府又は自治体によるトップセールスを含めてPRを行う。
- 2025大阪・関西万博の機会を活用して、被災地の復興状況のPRを行う。

これまでの取組	今後の取組
<p>➤ 国際会議等の活用、事故後10年関連行事等 【復興庁、外務省、経済産業省】</p> <p><u>令和3年7月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 第9回太平洋・島サミット（PALM9）において、菅総理（当時）から出席国・地域の首脳等に対して丁寧な説明を実施。</li></ul> <p><u>令和3年9月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• IAEA総会において事故後10年をテーマとしたサイドイベントを開催。</li></ul> <p><u>令和3年11月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• IAEA主催の東京電力福島第一原子力発電所事故10年に当たっての国際会議のALPS処理水の安全性に関する特別セッションにおいて、萩生田経済産業大臣（当時）が基本方針を説明。（ビデオメッセージ）【再掲】</li></ul> <p><u>令和4年9月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• IAEA総会において東京電力福島第一原子力発電所廃炉の進捗及びALPS処理水をテーマとしたサイドイベントを開催。また、IAEA事務局はALPS処理水の安全性レビューの取組に関するサイドイベントを開催。【再掲】</li></ul> <p><u>令和4年11月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• COP27の特設サイトにおいて、廃炉の現状やALPS処理水についての動画（日本語・英語）を掲載。</li></ul> <p><u>令和4年12月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 福島県において開催された、日・ASEAN諸国の関係者による国際会議の機会を活用して、復興の現状や福島県産の農水産品等の魅力を発信するイベントを開催。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 国際会議の場の活用や、海外機関と連携したイベントの開催等を通じて、各国・地域への政府ハイレベルでの情報発信を実施。</li></ul>

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ⑤国際会議・イベントの活用【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
▶ 国際会議等の活用、事故後10年関連行事等【復興庁、外務省、経済産業省】（続き）	
<u>令和5年4月～</u> <ul style="list-style-type: none"><li>• G7関係閣僚会合において、レセプションでの被災地產品の提供や、被災地の魅力発信のためのブース展示、パンフレットの配布等を実施。<ul style="list-style-type: none"><li>- G7気候・エネルギー・環境大臣会合</li><li>- G7外務大臣会合</li><li>- G7農業大臣会合</li><li>- G7労働雇用大臣会合</li><li>- G7デジタル・技術大臣会合</li><li>- G7科学技術大臣会合</li><li>- G7保健大臣会合</li><li>- G7サミット</li><li>- G7交通大臣会合</li><li>- G7都市大臣会合</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 国際会議の場の活用や、海外機関と連携したイベントの開催等を通じて、各国・地域への政府ハイレベルでの情報発信を実施。</li></ul>
<u>令和5年4月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>• 札幌で行われたG7気候・エネルギー・環境大臣会合の閣僚声明において、G7は東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の進展と科学的根拠に基づくIAEAとの我が国の取組を歓迎するとともに、IAEAによる独立したレビューを支持する旨言及。</li></ul>	
<u>令和5年5月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>• IAEA原子力発電所の廃炉に関する国際会議において、福島の復興と東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に関するサイドイベントを開催し、経済産業省から東京電力福島第一原子力発電所の廃炉とALPS処理水の海洋放出の安全性について説明。【再掲】</li><li>• G7広島サミットの首脳声明において、①G7は東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の進展と科学的根拠に基づくIAEAとの我が国の取組を歓迎するとともに、②IAEAによる独立したレビューを支持する旨言及。</li></ul>	
<u>令和5年7月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>• インドで行われたG20エネルギー移行大臣会合において、西村経済産業大臣（当時）から、IAEA包括報告書の内容及びALPS処理水の対応が科学的根拠と国際基準に基づき進められていることを国際社会に説明してきた旨を発信。</li></ul>	

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ⑤国際会議・イベントの活用 【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
▶ 国際会議等の活用、事故後10年関連行事等 【復興庁、外務省、経済産業省】（続き）	
<u>令和5年7月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>・ ウィーンで行われたNPT運用検討会議第1回準備委員会において、武井外務副大臣から、7月に公表されたIAEAによる包括報告書の内容に言及しつつ、日本は科学的根拠に基づき、高い透明性をもって、国際社会に対して丁寧に説明してきており、こうした努力をこれからも続けていく旨表明。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国際会議の場の活用や、海外機関と連携したイベントの開催等を通じて、各国・地域への政府ハイレベルでの情報発信を実施。</li></ul>
<u>令和5年9月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>・ IAEA総会において、酒井経済産業副大臣（当時）が出席し、東京電力福島第一原子力発電所廃炉の進捗及びALPS処理水をテーマとしたサイドイベントを開催。【再掲】</li></ul>	
<u>令和5年10月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 大阪で行われたG7大阪・堺貿易大臣会合の閣僚声明において、ALPS処理水の海洋放出後に新たに導入された日本産食品への輸入規制撤廃を呼びかける文言が盛り込まれた。</li></ul>	
<u>令和5年11月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 米国サンフランシスコで行われた第2回日米経済政策協議委員会において、日本側から、ALPS処理水の海洋放出に対する米国からの継続的で力強い支持・支援に改めて謝意を述べた上で、4閣僚（外務省、経済産業省、米国務長官、米商務長官）は、科学的根拠に基づかない輸入規制措置は直ちに撤廃されるべきであることについて確認した。</li></ul>	

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ⑤国際会議・イベントの活用 【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
▶ 国際会議等の活用、事故後10年関連行事等 【復興庁、外務省、経済産業省】（続き）	
<u>令和5年12月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>日本の主催により、G7首脳テレビ会談が開催。G7首脳声明が発出された。ALPS処理水に関しては、「我々は、特にインド太平洋地域全体の科学者及びパートナー、並びにIAEAと積極的に協調しながら、福島第一原子力発電所からの多核種除去設備処理水の海への放出を、責任ある形で管理するための、状況の継続的なモニタリングを含む、安全で、透明性が高く、科学に基づいた日本のプロセスを歓迎する。我々はまた、IAEAによる7月4日の包括報告書及び継続的なモニタリングを歓迎する。我々は、プロセスにおいてIAEAが現地に駐在することの重要性を認識する。」とされた。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>国際会議の場の活用や、海外機関と連携したイベントの開催等を通じて、各国・地域への政府ハイレベルでの情報発信を実施。</li></ul>
<u>令和6年2月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>太平洋・島サミット（PALM）第5回中間閣僚会合の議長統括において、IAEAを原子力安全に関する権威として認識し、2023年7月4日に公表されたIAEA包括報告書に留意し、本件に関して科学的根拠に基づくことの重要性で一致。【再掲】</li></ul>	
<u>令和6年4月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>イタリアで行われたG7外相会合の外相コミュニケにおいて、「我々は、科学者及びパートナー並びにIAEAと積極的に協調しながら、多核種除去設備（ALPS）処理水の放出を責任ある形で管理するための、安全で、透明性が高く、科学に基づいた日本のプロセスを支持する。」との文言が盛り込まれた。【再掲】</li></ul>	

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ⑤国際会議・イベントの活用 【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
▶ 国際会議等の活用、事故後10年関連行事等 【復興庁、外務省、経済産業省】（続き）	
<u>令和6年6月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>イタリアで行われたG7プーリア・サミットの首脳コミュニケにおいて、「我々は、科学者、パートナー、IAEAと積極的に協調しながら、多核種除去設備（ALPS）処理水の放出を責任ある形で管理するための、安全で、透明性が高く、科学に基づいた日本のプロセスを支持する。」との文言が盛り込まれた。【再掲】</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>国際会議の場の活用や、海外機関と連携したイベントの開催等を通じて、各国・地域への政府ハイレベルでの情報発信を実施。</li></ul>
<u>令和6年7月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>第10回太平洋・島サミット（PALM10）の官房長官夫妻主催レセプションにおいて、福島の魅力発信のためのブース展示、被災地產品の提供等を実施。</li><li>第10回太平洋・島サミット（PALM10）日本・PIF首脳宣言において、岸田総理大臣は、放出は関連する国際的な安全基準及び慣行に沿って実施されているという日本政府の立場を説明し、国際原子力機関（IAEA）と緊密に連携していくことにコミットした。首脳は、IAEAを原子力安全に関する権威として認識し、2023年7月4日に公表されたIAEA包括報告書に留意し、本件に関して科学的根拠に基づくことの重要性で一致した。【再掲】</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>令和7年9月、IAEA総会において、経済産業省主催のサイドイベントを開催予定。</li></ul>
<u>令和6年9月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>IAEA総会において、経済産業省主催のサイドイベントを開催し、廃炉と復興に焦点を当て、関係省庁等から、廃炉と福島県における復興の概観、東京電力福島第一原子力発電所における廃炉の現状、燃料デブリの取り出し、オフサイトにおける取組の進捗を発信。【再掲】</li></ul>	

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ⑤国際会議・イベントの活用 【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
<p>▶ 海外見本市におけるPR 【外務省、農林水産省、経済産業省】</p> <p><u>～令和7年6月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>JETROは、シンガポール（Seafood Expo Asia 2024）、UAE(Gulfood 2025)、米国（Winter Fancy Food Show 2025、Seafood Expo North America 2025、Bar &amp; Restaurant Expo 2025）等の海外見本市において日本の農水産品を出展する等、令和3年から63回の食品関連海外見本市を通じて日本企業1,883社の出展を支援。（令和7年6月末時点）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>JETROは、欧米やアジア等の世界で開催される主要な農林水産物・食品関連見本市に出展する日本企業を支援。</li><li>JETROが出展する一部の海外見本市において、海外シェフの活用等によって日本産品の魅力をPR。</li></ul>
<p>▶ 2025大阪・関西万博における情報発信 【復興庁、経済産業省】</p> <p><u>令和7年5月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>2025大阪・関西万博において、「震災伝承・災害対応」、「食・水産」、「最新技術」や「福島国際研究教育機構（F-REI）」の4つを大きなテーマとして「復興のストーリー」を展示。また、未曾有の複合災害に直面した浜通り地域等で行われている熱意ある挑戦や取組を、展示、ステージでの対談、体験型コンテンツ、特産品の試飲・試食や物販などを通じて発信。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>大阪・関西万博における成果を、企業誘致や交流人口・関係人口の拡大など、福島の復興につなげていけるよう、コンテンツの活用等を検討。</li></ul>

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ⑥海外の報道機関・インフルエンサー等への情報提供【復興庁、外務省、経済産業省】

- 海外の報道機関に対しては、記者会見の機会の提供、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の特設ブースにおける講演、福島第一原子力発電所への視察招へいの企画等を通じて、科学的根拠に基づく情報を丁寧に発信。
- 海外の科学者・有識者に対しても、事実関係・科学的根拠に基づく情報を継続的に提供。
- 復興庁において、海外のインフルエンサーの招へい等を行い、それぞれの国・地域の関心に応じた情報提供を行う。
- 事実と異なる主張・情報発信に対しては、科学的根拠に基づく情報を経済産業省のホームページにおいて発信する等、誤解が生じないための対策を講じる。

これまでの取組	今後の取組
<p>➤ 海外の報道機関に対する情報発信【復興庁、外務省、経済産業省】</p> <p>～令和7年6月</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 在京の海外報道機関に対する説明会を実施。（16回） 令和3年 4月：14か国・地域/27社 8月：6か国・地域/9社 11月：6か国・地域/12社 12月：2か国・地域/2社 令和4年 2月：6か国・地域/10社 3月：6か国・地域/9社 5月①：8か国・地域/12社 5月②：7か国・地域/13社 6月：4か国・地域/6社 7月：5か国・地域/6社 11月：3か国・地域/3社 令和5年 1月：7か国・地域/9社 5月：6か国・地域/10社 7月：6か国・地域/13社 8月：11か国・地域/23社 令和6年 8月：6か国・地域/10社</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 海外の報道機関に対しては、国内の報道機関への対応との時間差なく、適時情報の提供を行うとともに、海外でも関心のある内容については説明会を実施する等、情報発信を継続。</li><li>• 東京電力による在京外国メディア向けブリーフィング（ALPS処理水の処分を含む中長期ロードマップ進捗状況や理解醸成活動等の紹介）の実施及び取材対応。</li></ul>

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ⑥海外の報道機関・インフルエンサー等への情報提供【復興庁、外務省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
▶ 海外の報道機関に対する情報発信【復興庁、外務省、経済産業省】(続き)	
<u>令和3年6月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>香港メディアに対し、ALPS処理水に関するオンライン・ブリーフィングを実施。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>海外の報道機関に対しては、国内の報道機関への対応との時間差なく、適時情報の提供を行うとともに、海外でも関心のある内容については説明会を実施する等、情報発信を継続。</li></ul>
<u>令和3年7月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>オリンピック・パラリンピックのために来日したメディアに向けてALPS処理水の現状について説明を実施。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>東京電力による在京外国メディア向けブリーフィング(ALPS処理水の処分を含む中長期ロードマップ進捗状況や理解醸成活動等の紹介)の実施及び取材対応。</li></ul>
<u>令和3年11月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>「在京外国メディア向けプレスツアー（福島）」の開催。</li></ul>	
<u>令和4年3月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>オランダ記者向けウェビナー（海外記者招へい事業）を実施し、東電関係者、放射能学研究者等から、ALPS処理水等に関して説明。</li></ul>	
<u>令和4年7月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>デンマーク公共放送やテレビ朝鮮（韓国の放送局）の取材へ対応し、ALPS処理水に関する正確な情報を提供するとともに、説明を実施。</li></ul>	
<u>令和4年9月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>ユーロニュースの取材に対応し、ALPS処理水等に関して説明。</li><li>韓国記者向けオンライン説明会を実施し、ALPS処理水等に関して説明。</li></ul>	
<u>令和4年10月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>東京電力による在京外国メディア向けブリーフィング（ALPS処理水の処分を含む中長期ロードマップ進捗状況や理解醸成活動等の紹介）の実施。</li></ul>	
<u>令和4年11月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>「在京外国メディア向けプレスツアー（福島）」の開催。</li><li>香港現地メディア「香港01」によるALPS処理水に関するインタビュー記事の掲載。</li></ul>	
<u>令和5年1月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>海外紙において、ALPS処理水の処分を含む廃炉、福島の食・観光の魅力等についての記事広告を掲載。</li></ul>	

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ⑥海外の報道機関・インフルエンサー等への情報提供【復興庁、外務省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
▶ 海外の報道機関に対する情報発信【復興庁、外務省、経済産業省】(続き)	
<u>令和5年2月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>「在京外国メディア向けプレスツアー（福島）」の開催。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>海外の報道機関に対しては、国内の報道機関への対応との時間差なく、適時情報の提供を行うとともに、海外でも関心のある内容については説明会を実施する等、情報発信を継続。</li></ul>
<u>令和5年3月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>東南アジア、大洋州及び中南米各国メディア向けにALPS処理水等に関するオンライン・ブリーフィングを実施（計2回）。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>東京電力による在京外国メディア向けブリーフィング（ALPS処理水の処分を含む中長期ロードマップ進捗状況や理解醸成活動等の紹介）の実施及び取材対応。</li></ul>
<u>令和5年5月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>G7広島サミットのために来日した10か国の報道関係者を対象にALPS処理水に関する対面ブリーフィングを実施。</li></ul>	
<u>令和5年6月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>中国駐在の外国メディア記者に対し、ALPS処理水に関するブリーフィングを実施。</li></ul>	
<u>令和5年7月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>香港メディアを中心に、IAEA包括報告書についてのブリーフィングを実施。</li><li>在韓メディア記者に対し、ALPS処理水に関するブリーフィングを実施。</li><li>東京電力による在京外国メディア向け東京電力福島第一原子力発電所視察及びブリーフィング（ALPS処理水の処分を含む中長期ロードマップ進捗状況や理解醸成活動等の紹介）の実施。</li></ul>	
<u>令和5年8月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>ALPS処理水の現状に関する香港メディア向け説明会を開催。</li></ul>	
<u>令和5年10月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>ALPS処理水の現状に関する香港メディア向け説明会を開催。</li><li>スペイン報道関係者を対象に、ALPS処理水、農水産物の安全性等に関する対面ブリーフィング、及び、東京電力福島第一原子力発電所視察を行った。</li><li>東京電力による在京外国メディアブリーフィング（ALPS処理水の処分を含む中長期ロードマップ進捗状況や理解醸成活動等の紹介）の実施。</li></ul>	
<u>令和5年11月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>大洋州、中南米、東南アジア及び欧州各国メディア向けにALPS処理水の現状に関するオンライン・ブリーフィングを実施（計3回）。</li></ul>	

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ⑥海外の報道機関・インフルエンサー等への情報提供【復興庁、外務省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
▶ 海外の報道機関に対する情報発信【復興庁、外務省、経済産業省】(続き)	
<u>令和5年11月～12月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>韓国報道関係者を対象にALPS処理水の現状に関する対面ブリーフィングを実施。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>海外の報道機関に対しては、国内の報道機関への対応との時間差なく、適時情報の提供を行うとともに、海外でも関心のある内容については説明会を実施する等、情報発信を継続。</li></ul>
<u>令和6年1月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>東京電力による在京外国メディアブリーフィング(ALPS処理水の処分を含む中長期ロードマップ進捗状況や理解醸成活動等の紹介)の実施。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>東京電力による在京外国メディア向けブリーフィング(ALPS処理水の処分を含む中長期ロードマップ進捗状況や理解醸成活動等の紹介)の実施及び取材対応。</li></ul>
<u>令和6年2月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>「在京外国メディア向けプレスツアー（福島）」の開催。</li></ul>	
<u>令和6年3月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の進捗状況及びALPS処理水の海洋放出の状況について海外メディア向けテレビ説明会を開催（12カ国・地域）</li></ul>	
<u>令和6年5月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>東京電力による在京外国メディアブリーフィング(ALPS処理水の処分を含む中長期ロードマップ進捗状況や理解醸成活動等の紹介)の実施。</li></ul>	
<u>令和6年6月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>太平洋4か国の報道関係者を対象にALPS処理水の現状に関する対面ブリーフィングを実施。</li></ul>	
<u>令和6年11月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>東京電力による在京外国メディアブリーフィング（2号機からの燃料デブリの試験的取り出しの進捗状況や、ALPS処理水海洋放出の状況等の紹介）の実施。</li></ul>	
<u>令和7年3月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>東京電力による東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の進捗状況及びALPS処理水の海洋放出の状況について海外メディア向けオンライン説明会を開催（経済産業省、東京電力）（7カ国・地域）</li></ul>	
<u>令和7年4月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>東京電力による在京外国メディアブリーフィング（2号機からの燃料デブリの試験的取り出しの状況や、ALPS処理水海洋放出の2025年度放出計画や溶接タンクの解体状況等の紹介）の実施。</li></ul>	

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ⑥海外の報道機関・インフルエンサー等への情報提供【復興庁、外務省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
▶ 海外の科学者・有識者に対する情報提供【復興庁、外務省、経済産業省】	
<u>令和3年6月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>内閣府国際広報誌「キズナ」において福島の魚プロモーションに係る記事を掲載。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>新型コロナウイルスの感染状況を踏まえつつ、インフルエンサー招致等の今後の取組方針の検討、情報提供の推進。</li></ul>
<u>令和4年11月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>経済産業省は、国際原子力青年会議（IYNC）2022に参加し、ALPS処理水の安全性等について説明。ALPS処理水のセッションには、若手の原子力関係者を中心に約40か国から260名ほど（オンライン参加も含む）が参加。</li><li>インフルエンサー、メディアを含む韓国人を招へいし、福島県内の復興の進捗や食・観光の魅力を体感できる各地を訪問するモニターツアーを実施。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>海外の科学者・有識者による取材に対する透明性高く丁寧な情報提供。</li><li>それぞれの国・地域において情報が広く伝わるよう、発信力のある海外の科学者・有識者に加え、インフルエンサーへの情報提供を継続。</li></ul>
<u>令和4年12月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>香港における有識者向けALPS処理水セミナーの開催。</li></ul>	
<u>令和5年2月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>福島の復興、ALPS処理水の安全性等について、科学雑誌に寄稿。</li></ul>	
<u>令和5年3月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>ALPS処理水海洋放出の安全性に関する英文記事をロイターを通じて配信。</li></ul>	

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ⑥海外の報道機関・インフルエンサー等への情報提供【復興庁、外務省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
▶ それぞれの国・地域の関心に応じた情報提供【復興庁、経済産業省】	
<p>～令和6年3月</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ ポータルサイト「Fukushima Updates」へのALPS処理水関連情報の追加。<ul style="list-style-type: none"><li>- FAQにALPS処理水に関するQ&amp;Aを追加</li><li>- 外務省と連携し同省作成動画を掲載</li></ul></li><li>・ 海外への戦略的な情報発信に向けて検討を実施するとともに、以下の情報発信を実施。<ul style="list-style-type: none"><li>- 海外紙（英FT紙、米WSJ紙、香港SCMP紙等）による記事広告</li><li>- YouTube動画の配信</li><li>- インフルエンサーによる発信</li><li>- Euronewsによる福島の復興やALPS処理水に関するオンラインイベント</li></ul></li><li>・ ポータルサイト「Fukushima Updates」の機能強化。<ul style="list-style-type: none"><li>- 「Fukushima Updates」の多言語化対応（英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語、仏語、スペイン語、タイ語、ベトナム語）を実施。</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ポータルサイト「Fukushima Updates」の機能強化。（継続） 【再掲】<ul style="list-style-type: none"><li>- 動画等コンテンツを充実</li></ul></li><li>・ 各国・地域の実情に応じて戦略的な情報発信を実施。<ul style="list-style-type: none"><li>- 外国語のWEB広告</li><li>- 海外におけるイベント開催</li><li>- YouTube動画の配信等</li></ul></li></ul>
<p>令和4年1月</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 復興庁から、関係府省政務による各国・地域要人への働きかけを依頼。【再掲】<ul style="list-style-type: none"><li>- 統一的な資料を作成し、復興の現状等について、関係府省に政務から各国・地域要人へのPR実施を依頼</li></ul></li></ul>	

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ⑥海外の報道機関・インフルエンサー等への情報提供 【復興庁、外務省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
<p>➤ 誤解が生じないための対策 【外務省、経済産業省】</p> <p><u>～令和5年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>汚染水とALPS処理水の違いについて国際会議の場等を通して継続的に情報発信。</li></ul> <p><u>令和3年3月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>原発事故後の除染の進捗や廃炉に向けた工程、福島産食品の安全性確保に向けた取組を紹介する番組をユーロニュースと協力して制作。テレビ放送及びオンラインで発信。 【再掲】</li></ul> <p><u>令和3年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>経済産業省ホームページにて7言語（※）のリーフレットや英語のQ&amp;Aとパンフレット、英語、中国語、韓国語の解説動画等を掲載。 【再掲】 (※) 英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、仏語、スペイン語、ロシア語</li></ul> <p><u>令和3年7月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>外務省ホームページ及びYouTubeチャンネルにて、ALPS処理水や日本産食品の輸入規制緩和・撤廃に関する政策広報動画（（ナレーション版）英語、日本語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字）（字幕版）仏語）を掲載。 【再掲】</li></ul> <p><u>令和4年10月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>海外向け政府広報誌「Highlighting JAPAN」においてALPS処理水の海洋放出の安全性について情報発信。</li></ul> <p><u>令和4年12月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>ALPS処理水の安全性、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の状況、福島産食品の安全性確保に向けた取組等を紹介する番組をユーロニュースと協力して制作し、海外のテレビ放送及びオンラインで発信。 【再掲】</li></ul> <p><u>令和5年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>ALPS処理水海洋放出の安全性に関する英文記事をロイターを通じて配信。 【再掲】</li></ul> <p><u>令和5年5月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>外務省ホームページにALPS処理水のポータルサイトを開設。新規のものを含め政策広報動画等の広報コンテンツを掲載。</li><li>政策広報動画等は、SNSを通じて多言語でも積極的に情報発信。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>汚染水とALPS処理水の違いや、海洋放出の安全性について国際会議の場等を通して継続的に情報発信。</li><li>作成したコンテンツを引き続き多言語化するとともに、SNSやホームページ等を通じて、事実と異なる主張・情報発信に対応。</li></ul>

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ⑥海外の報道機関・インフルエンサー等への情報提供【復興庁、外務省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
➤ 誤解が生じないための対策【外務省、経済産業省（続き）	
<u>令和5年9月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>海外向け政府広報誌「Highlighting JAPAN」においてALPS処理水の海洋放出の安全性について情報発信。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>汚染水とALPS処理水の違いや、海洋放出の安全性について国際会議の場等を通して継続的に情報発信。</li></ul>
<u>令和6年4月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>廃炉・汚染水・処理水対策や東京電力福島第一原子力発電所の現状をまとめたパンフレット（2種類）を公表。【再掲】</li><li>外務省ホームページにて、10言語（※）のリーフレットを掲載。 (※) 日本語、英語、中国語、韓国語、ロシア語、仏語、スペイン語、ポルトガル語、アラビア語、タイ語</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>作成したコンテンツを引き続き多言語化するとともに、SNSやホームページ等を通じて、事実と異なる主張・情報発信に対応。</li></ul>
<u>令和6年7月～令和7年3月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>中国及び香港において、在中国日本国大使館の微博（中国SNS）アカウントなどで41の日本の自治体がそれぞれの魅力を伝える動画を発信する「地域の魅力海外発信支援事業」を実施を実施。また、在中国日本国大使館が主催するイベントにおいて、日本の食品関連企業や自治体が食や観光のPRを実施し、香港では、7月に実施された香港ブックフェアにおいて東北地方などのPRを行った。</li></ul>	
<u>令和6年11月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>海外向け政府広報誌「Highlighting JAPAN」においてALPS処理水の海洋放出の安全性と水産物の消費拡大について情報発信。</li></ul>	

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ⑦輸入規制の緩和・撤廃 【外務省、農林水産省、経済産業省】

- 東京電力福島第一原子力発電所事故及びALPS処理水の海洋放出に伴う日本産農林水産物・食品に対する科学的根拠に基づかない輸入規制の即時撤廃を求める。
- 政府一体となって、対応を加速化。

これまでの取組	今後の取組
<p><u>～令和7年6月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• WTO・SPS委員会等の定期会合にて原発事故後の日本産食品に関する情報の共有を行い、輸入規制を維持している国・地域に都度撤廃を呼びかけ。</li><li>• ALPS処理水の海洋放出に伴い日本産水産物等の輸入停止措置を維持している国・地域に対して特定の貿易上の懸念(STC)を提起。</li><li>• 二国間での協議や対話の場や国際会議等であらゆる機会を捉えて規制撤廃に向けて働きかけを実施。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 二国間での対話の場や国際会議等であらゆる機会を捉えて規制撤廃に向けて働きかけを実施。また、二国間対話や要人との会談の機会を積極的に追求。</li><li>• 二国間での対話の場や国際会議等の機会では、相手国政府へALPS処理水の安全性についても丁寧な説明を実施。</li></ul>
<p><u>令和3年5月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• シンガポールによる輸入規制撤廃。</li></ul>	
<p><u>令和3年9月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 米国による輸入規制撤廃。</li></ul>	
<p><u>令和3年10月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• EUによる輸入規制緩和。<ul style="list-style-type: none"><li>- 放射性物質検査証明の対象品目を限定。栽培きのこ類等の輸出に必要とされた放射性物質検査証明書や産地証明書の発行を不要化</li></ul></li></ul>	
<p><u>令和4年2月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 台湾による輸入規制緩和。<ul style="list-style-type: none"><li>- 輸入が停止されてきた5県（福島、栃木、群馬、茨城、千葉）産農林水産物・食品は、出荷制限品目、野生鳥獣肉、きのこ類、コシアブラを除き輸入停止措置を大幅解除</li></ul></li></ul>	

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ⑦輸入規制の緩和・撤廃【外務省、農林水産省、経済産業省】（続き）

これまでの取組	今後の取組
<u>令和4年3月</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>外務省ホームページ及びYouTubeチャンネルにて、日本の食品安全性確保に向けた取組を紹介する動画（（ナレーション版）英語、日本語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字）（字幕版）仏語））を掲載。</li></ul>
<u>令和4年3月</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>福島産食品の安全性確保に向けた取組を紹介する番組をユーロニュースと協力して制作。テレビ放送及びオンラインで発信。</li></ul>
<u>令和4年6月</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>英国による輸入規制撤廃。</li></ul>
<u>令和4年7月</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>インドネシアによる輸入規制撤廃。</li></ul>
<u>令和4年12月～</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>ALPS処理水の安全性、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の状況、福島産食品の安全性確保に向けた取組等を紹介する番組をユーロニュースと協力して制作し、海外のテレビ放送及びオンラインで発信。【再掲】</li></ul>
<u>令和5年8月</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>EU、ノルウェー、アイスランド、イスラム、リヒテンシュタインによる輸入規制撤廃。</li></ul>
<u>令和6年5月</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>仏領ポリネシアによる輸入規制撤廃。</li></ul>
<u>令和6年7月</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>台湾において、福島県、群馬県、栃木県、茨城県及び千葉県の一部食品に対する輸入停止措置の解除を含む日本産食品に対する輸入規制の緩和の案が発表。</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>二国間での対話の場や国際会議等であらゆる機会を捉えて規制撤廃に向けて働きかけを実施。また、二国間対話や要人との会談の機会を積極的に追求。</li><li>二国間での対話の場や国際会議等の機会では、相手国政府へALPS処理水の安全性についても丁寧な説明を実施。</li></ul>

## 対策5：国際社会への戦略的な発信

### ⑦輸入規制の緩和・撤廃 【外務省、農林水産省、経済産業省】（続き）

これまでの取組	今後の取組
<u>令和6年9月</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>中国との間では、9月に、ALPS処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制について「日中間の共有された認識」を発表し、中国側は、国際原子力機関（IAEA）の枠組みの下での追加的モニタリングを実施後、日本産水産物の輸入規制措置の調整に着手し、日本産水産物の輸入を着実に回復させることとなった。【再掲】</li><li>台湾による輸入規制緩和。これまで輸入停止となっていた5県（福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県）の野生鳥獣肉、きのこ類、コシアブラについて、放射性物質検査報告書及び産地証明書の添付を条件に輸入停止が解除。また、5県以外の放射性物質検査報告書の添付義務が撤廃。</li></ul>
<u>令和7年5月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>日中当局間で、日本産水産物の輸入再開に伴う技術的事項について協議を実施。日中双方は、中国向け輸出再開のために必要な技術的要件について合意。【再掲】</li></ul>	
<u>令和7年6月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>中国政府が37道府県産水産物の輸入解禁に関する公告を発出。輸出関連施設の登録手続きが完了され次第、対中輸出が順次再開されることになった。</li></ul>	
<u>令和7年7月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>7月11日には、一部輸出関連施設の再登録が完了。【再掲】</li></ul>	

## 対策6：安全性等に関する知識の普及状況の観測・把握

### ②風評影響の把握【消費者庁、復興庁、農林水産省、経済産業省】

- 福島県や近隣県の産業において、懸念を払拭するための対策を講じるべく、事業者ヒアリング等を実施し、風評影響を把握。
- 各サプライチェーンにおける事業者の認識の齟齬を改善していくべく、消費者意識の実態調査や福島県産農産物等の生産から流通・販売に至るまでの実態の調査・分析を引き続き継続。

これまでの取組	今後の取組
➤ 事業者ヒアリング等を通した風評影響の把握【復興庁、農林水産省、経済産業省】	
<u>令和3年7月～</u> <ul style="list-style-type: none"><li>• 福島県産農産物等流通実態調査による事業者ヒアリング等の実施。（令和3年度実績28件、令和4年度実績29件、令和5年度実績33件、令和6年度実績35件）<ul style="list-style-type: none"><li>- 買い叩きが行われていないか等の実態把握</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 福島県産農産物等流通実態調査による事業者ヒアリング等の継続。</li><li>• 経済産業省による事業者ヒアリングの実施・継続。<ul style="list-style-type: none"><li>- 適切な取引が実施されているか等の実態把握</li></ul></li><li>• 輸出専門商社等を集めた連絡会を定期的に開催。</li></ul>
<u>令和4年1月～</u> <ul style="list-style-type: none"><li>• 経済産業省による事業者ヒアリングの実施。【再掲】<ul style="list-style-type: none"><li>- 適切な取引が実施されているか等の実態把握</li></ul></li></ul>	
<u>令和4年12月、令和5年3月、令和5年6月、令和5年9月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>• 経済産業省において輸出専門商社等を集めた連絡会を開催。<ul style="list-style-type: none"><li>- 取引の実態や必要な対策等についての意見交換</li><li>- 令和4年12月に開催された連絡会で頂いた御要望を踏まえ、海外の事業者等への説明に使っていただくことなどを想定したALPS処理水についてのリーフレットを作成</li></ul></li></ul>	
<u>令和5年8月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>• 実際の取引におけるお困りごと（ALPS処理水の放出を理由とする取引停止や買い叩き等）について、事業者からの相談を受け付けるため、ALPS処理水放出に関する風評影響専用ダイヤルを開設し、個別の施策についての問い合わせ先等とあわせて、流通事業者・小売事業者を含む事業者に周知。同内容を経済産業省HPにも掲載。【再掲】</li></ul>	

## 対策6：安全性等に関する知識の普及状況の観測・把握

### ②風評影響の把握【消費者庁、復興庁、農林水産省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
▶ サプライチェーンにおける実態調査・分析【消費者庁、復興庁、農林水産省、経済産業省】	
<u>令和3年7月～</u> <ul style="list-style-type: none"><li>福島県産農産物等流通実態調査により生産から流通・販売に至るまでの実態を調査・分析。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>福島県産農産物等流通実態調査による生産から流通・販売に至るまでの実態の調査・分析を継続。</li></ul>
<u>令和4年2月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第15回）」実施。（同年3月結果公表）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>令和8年2月頃に「風評に関する消費者意識の実態調査（第19回）」を実施。（同年3月頃結果公表予定）</li></ul>
<u>令和5年1月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第16回）」実施。（同年3月結果公表）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>消費者の認識を適切に捉え、正確で分かりやすい情報提供に活用することを検討。</li></ul>
<u>令和6年1月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第17回）」実施。（同年3月結果公表）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>サプライチェーン各段階における認識を、生産・流通・販売の各事業者の側面から捉え、そのギャップを埋めるための対応を実施。</li></ul>
<u>令和7年1月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第18回）」実施。（同年3月結果公表）</li></ul>	

※対策6③風評の構造（メカニズム）の把握は、対策5②の再掲。

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援<生産対策>【農林水産省】

- (ア)「がんばる漁業・養殖復興支援事業」の拡充
- (イ) 被災地における種苗放流の支援強化
- (ウ) 漁業用機器設備の導入支援の拡充

- (エ) 水産業共同利用施設等の整備に対する支援の拡充
- (オ) 次世代の担い手となる新規就業者の確保・育成の強化
- (カ) 災害復旧・復興に必要な資金の融通の円滑化

#### これまでの取組

#### 今後の取組

##### (ア)「がんばる漁業・養殖復興支援事業」の拡充【農林水産省】

令和3年4月

- ・ 事業計画認定期間を令和7年度まで延長。

令和3年4月～

- ・ 福島県の相馬地区で策定した計画に基づく沖合底びき網漁船による生産量の回復を図る取組への支援を実施。
- ・ 長期的な不漁への対策として、単一魚種に頼らない柔軟な経営体制への転換等を図るため、対象地域を福島県に加え、青森県から千葉県まで拡大するほか、漁業者に使いやすい制度となるよう、手続の簡素化等運用改善を実施。

令和4年7月

- ・ 福島県の相馬双葉地区沿岸小型船による生産量の回復を図る計画を認定。（令和5年1月より同計画に基づく操業を開始）

令和5年4月～

- ・ 近隣県（青森、岩手、宮城、茨城、千葉）で収益性10%以上向上に取り組む漁業者等を支援対象として追加するとともに、新たに事業規模拡大等を図る養殖業者を支援対象として明確化。

令和5年6月

- ・ 福島県のいわき地区、宮城県の沖合底びき網漁船等による生産量の回復を図る計画を認定。（令和5年9月より同計画に基づく操業を開始）

令和5年10月

- ・ 宮城県のギンザケ養殖業について、収益性の向上等を図る計画を認定。（令和5年11月より同計画に基づく事業を開始）

令和6年4月

- ・ 福島県の江名・中之作地区さんま棒受網漁船による収益性の向上等を図る計画を認定。（令和6年8月より同計画に基づく操業を開始）
- ・ 岩手県唐丹町の大型定置網による漁獲対象種の転換等を図る計画を認定。（令和6年11月より同計画に基づく操業を開始）

- ・ 当該事業を通じて、各地域における漁獲量の回復や単一魚種に頼らない柔軟な経営体制への転換等を推進。
- ・ 事業が円滑に実施されるよう、現場との意見交換等を継続。

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援<生産対策>【農林水産省】

これまでの取組	今後の取組
(ア)「がんばる漁業・養殖復興支援事業」の拡充【農林水産省】(続き)	
<u>令和6年6月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>福島県の小名浜地区大中型まき網漁船による収益性の向上等を図る計画を認定。 (令和7年4月より同計画に基づく操業を開始)</li><li>福島県相馬双葉地区のアオノリ養殖について、生産量の回復を図る計画を認定。 (令和6年8月より同計画に基づく事業を開始)</li><li>宮城県七ヶ浜地区、宮戸西部地区のノリ養殖、塩釜地区のワカメ養殖について、収益性の向上等を図る計画を認定。 (令和6年8月より同計画に基づく事業を開始)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>当該事業を通じて、各地域における漁獲量の回復や単一魚種に頼らない柔軟な経営体制への転換等を推進。</li><li>事業が円滑に実施されるよう、現場との意見交換等を継続。</li></ul>
<u>令和6年10月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>岩手県釜石湾の大型定置網による漁獲対象種の転換等を図る計画を認定。 (令和6年12月より同計画に基づく操業を開始)</li></ul>	
<u>令和6年12月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>岩手県広田湾、越喜来の大型定置網による漁獲対象種の転換等を図る計画を認定。 (令和7年4月及び5月より同計画に基づく操業を開始)</li></ul>	
<u>令和7年3月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>岩手県盛川地区のサーモン養殖について、収益性の向上を図る計画を認定。 (令和7年5月より同計画に基づく事業を開始)</li></ul>	
<u>令和7年6月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>福島県相馬双葉地区のアオノリ養殖について、生産量の回復を図る計画を認定。</li><li>宮城県七ヶ浜地区のノリ養殖について、収益性の向上等を図る計画を認定。</li></ul>	

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援<生産対策>【農林水産省】

これまでの取組	今後の取組
<p><b>(イ) 被災地における種苗放流の支援強化【農林水産省】</b></p> <p><u>令和3年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>種苗生産体制が整うまでの間、岩手県、宮城県及び福島県において、サケやアワビ等の放流種苗確保の取組への支援を実施。</li><li>令和4年4月から支援対象地域に茨城県を追加。</li></ul> <p>(令和3年4月～令和4年3月) - 支援実績71箇所</p> <p>(令和4年4月～令和5年3月) - 支援実績113箇所</p> <p>(令和5年4月～令和6年3月) - 支援実績113箇所</p> <p>(令和6年4月～令和7年3月) - 支援実績125箇所</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>引き続き、岩手県から茨城県までにおいて、放流種苗確保の取組を継続して支援。</li></ul>
<p><b>(ウ) 漁業用機器設備の導入支援の拡充【農林水産省】</b></p> <p><u>令和3年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>福島県の漁業者グループに対する漁業用機器設備の導入支援について、省エネ機器設備に対する補助を実施。</li><li>令和4年4月より、生産性向上等に資する機器まで補助対象を拡大。</li><li>令和6年4月から支援対象地域に青森県、岩手県、宮城県、茨城県、千葉県を追加。</li></ul> <p>(令和3年4月～令和7年3月) - 機器導入支援112台</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>実施状況を踏まえながら、事業を適切に実施し、復興に向けた高収益・環境対応型漁業を推進。</li></ul>

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援<生産対策>【農林水産省】

これまでの取組	今後の取組
<p><b>(イ) 水産業共同利用施設等の整備に対する支援の拡充【農林水産省】</b></p> <p><u>令和3年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>福島県における荷さばき施設等の共同利用施設の整備（6施設）を実施。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>実施状況を踏まえながら、事業を適切に実施し、福島県における共同利用施設の整備を推進。</li></ul>
<p><b>(オ) 次世代の担い手となる新規就業者の確保・育成の強化【農林水産省】</b></p> <p><u>令和4年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>乗組員確保のための水産高校生を対象とした漁業ガイダンスや、福島県において、新たに漁家子弟を含め長期研修支援等やリース方式による就業に必要な漁船・漁具の導入支援を実施。</li></ul> <p><u>令和5年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>福島県に加え対象地域に青森県、岩手県、宮城県、茨城県、千葉県を追加して支援を実施。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>実施状況を踏まえながら、事業を適切に実施し、福島県及び近隣県における漁家子弟を含む新規就業者の確保・育成を推進。</li></ul>
<p><b>(カ) 災害復旧・復興に必要な資金の融通の円滑化【農林水産省】</b></p> <p><u>令和3年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>岩手県、宮城県、福島県、茨城県の被災漁業者等のうち原子力災害による影響を依然として受けている者を対象として、災害復旧・復興に必要な日本政策金融公庫資金、漁業近代化資金及び漁業経営維持安定資金等の貸付金利の実質無利子化等を実施。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>実施状況を踏まえながら、事業を適切に実施し、実質無利子化等により災害復旧・復興の取組を推進。</li></ul>

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援 <加工・流通対策> 【農林水産省、経済産業省】

(ア) 被災地における水産加工業の販路回復の促進支援

(イ) 販路拡大・経営力強化支援と安全実証への支援

(ウ) 福島県内の水産消費地市場の支援

(エ) 公益社団法人福島相双復興推進機構による取組

(オ) 取引が継続できる環境の整備に向けた流通業界との議論

#### これまでの取組

#### 今後の取組

##### (ア) 被災地における水産加工業の販路回復の促進支援 【農林水産省、経済産業省】

###### 令和3年4月～

- 地元の水産加工業者が行う機器整備等を支援。

(令和3年4月～令和4年3月) (令和4年4月～令和5年3月) (令和5年4月～令和6年3月)

- |                |                |                |
|----------------|----------------|----------------|
| - 個別指導実績104件   | - 個別指導実績215件   | - 個別指導実績249件   |
| - 消費地商談会等7回    | - 消費地商談会等11回   | - 消費地商談会等13回   |
| - 機器整備等支援31件採択 | - 機器整備等支援39件採択 | - 機器整備等支援40件採択 |

(令和6年4月～令和7年3月)

- 個別指導実績191件
- 消費地商談会等14回
- 機器整備等支援30件採択

- 福島県や近隣県の水産加工業者のための販路回復等に向けた個別指導、商談会・セミナー開催経費等を支援するとともに、被災県産水産物・水産加工品の安全性や魅力を発信する取組を支援。

- 海外バイヤーを招へいし、被災県の水産加工会社の訪問、商談会（仙台）を実施。

- 輸出に挑戦する水産加工業者等を後押しするため、輸出支援関係機関との連携により、海外展開に向けた取組を支援。

###### 令和4年9月

- 東北復興加工品展示商談会を仙台において開催。

###### 令和4年11月

- 香港、台湾、マレーシア、フィリピン、タイ、シンガポール、UAEの海外バイヤーを招へいし、被災県の水産加工会社の訪問、商談会（いわき）を実施。

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援 <加工・流通対策> 【農林水産省、経済産業省】

(ア) 被災地における水産加工業の販路回復の促進支援

(イ) 販路拡大・経営力強化支援と安全実証への支援

(ウ) 福島県内の水産消費地市場の支援

(エ) 公益社団法人福島相双復興推進機構による取組

(オ) 取引が継続できる環境の整備に向けた流通業界との議論

#### これまでの取組

#### 今後の取組

##### (ア) 被災地における水産加工業の販路回復の促進支援 【農林水産省、経済産業省】(続き)

###### 令和4年7月～

- 東北経済産業局等が中心となり、被災地域の水産加工業者等への情報提供・支援を通じて、当該地域の水産業の振興を目指す以下のような取組を実施。
  - 水産品の魅力発信のためのイベント
  - 未利用魚を活用した商品開発・PR
  - 専門家派遣
  - 水産イノベーションサミット [令和4年11月]
  - 水産Open-Factoryの実施 [～令和5年度]
  - 水産加工品の海外向けPR・現地商談会（シンガポール・台湾・タイ・マレーシア）[～令和5年度]
  - 輸出応援キャラバン in 三陸 [令和5年度]

###### 令和5年9月

- 東北復興加工品展示商談会を郡山において開催。

###### 令和5年11月

- 香港、台湾、マレーシア、USA、UAE、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナムの海外バイヤーを招聘し、被災県の水産加工会社の訪問、商談会（仙台）を実施。

###### 令和6年9月

- 東北復興加工品展示商談会を仙台において開催。

###### 令和6年10月

- 香港、台湾、マレーシア、オーストラリア、メキシコ、ブラジル、USA、UAE、サウジアラビア、シンガポール、ベトナム、フィリピン、インドネシアの海外バイヤーを招聘し、被災県の水産加工会社の訪問、商談会（仙台）を実施。

- 福島県や近隣県の水産加工業者のための販路回復等に向けた個別指導、商談会・セミナー開催経費等を支援するとともに、被災県産水産物・水産加工品の安全性や魅力を発信する取組を支援。
- 海外バイヤーを招へいし、被災県の水産加工会社の訪問、商談会（仙台）を実施。
- 輸出に挑戦する水産加工業者等を後押しするため、輸出支援関係機関との連携により、海外展開に向けた取組を支援。

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援 <加工・流通対策> 【農林水産省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
<p><b>(イ) 販路拡大・経営力強化支援と安全実証への支援 【農林水産省】</b></p> <p><u>令和3年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>福島県産水産物の高付加価値化等を支援。 (令和3年4月～令和4年3月)<ul style="list-style-type: none"><li>- 福島鮮魚便常設棚14店舗</li><li>- 共同出荷支援1件採択</li><li>- 水産エコラベル認証取得支援5件(生産2件、CoC3件)取得</li><li>- 商品開発5品</li></ul></li><li>(令和4年4月～令和5年3月)<ul style="list-style-type: none"><li>- 福島鮮魚便常設棚15店舗</li><li>- 商品開発に向けた課題提案会を実施</li><li>- 水産エコラベル認証取得支援27件 (生産5件、流通加工22件)</li></ul></li><li>(令和5年4月～令和6年3月)<ul style="list-style-type: none"><li>- 福島鮮魚便常設棚16店舗</li><li>- 共同出荷支援3件</li><li>- 水産エコラベル認証取得支援21件 (生産5件、流通加工16件)</li></ul></li><li>(令和6年4月～令和7年3月)<ul style="list-style-type: none"><li>- 福島鮮魚便常設棚16店舗</li><li>- 共同出荷支援3件</li><li>- 水産エコラベル認証取得支援18件 (生産5件、流通加工13件)</li></ul></li></ul> <p><u>令和4年9月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>情報が分散している福島県産水産物の検査情報等を一括確認できる環境を整備する等、福島県の安全安心の周知を行うとともに、水産物の美味しさと魅力の発信を行うための検討会を令和4年度、5年度及び6年度に各4回、令和7年度も第1回検討会を6月に開催。【再掲】</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>引き続き福島県において、福島県産水産物の第三者認証取得、高付加価値化、量販店での販売の取組や、産地流通加工業者がグループを形成し、主要消費地市場に向けて共同出荷を行う取組を支援。</li><li>引き続き情報が分散している福島県産水産物の検査情報等を一括確認できる環境を整備する。</li></ul>

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援 <加工・流通対策> 【農林水産省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
(ウ) 福島県内の水産消費地市場の支援 【農林水産省】	<p><u>令和4年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>福島県内の水産消費地市場において、福島県産水産物の取扱拡大のための取組を行う市場の水産卸・仲卸業者に対して支援を実施。</li></ul>
(エ) 公益社団法人福島相双復興推進機構による取組 【経済産業省】	<p><u>令和3年5月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>(公社) 福島相双復興推進機構に水産販路等支援プロジェクトチームを発足。</li><li>福島浜通り地域等15市町村の水産仲買・加工業者103者を訪問。65者に販路開拓、人材確保等の支援を実施。(令和7年6月末時点) <i>&lt;主な実績&gt;</i><ul style="list-style-type: none"><li>- 21事業者が延べ173者と新たな販路開拓を実現</li><li>- 16事業者が合計142名の人材確保を実現</li></ul></li><li>個別訪問先を拡大しつつ、販路開拓、人材確保等の支援を継続的に実施。</li><li>水産物のサプライチェーンを有機的につなぐことが重要であるという御指摘を基に、現場のニーズや課題を丁寧に聞き取りながら、必要な支援策を検討・実施。</li></ul>

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援 <加工・流通対策> 【農林水産省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
(オ) 取引が継続できる環境の整備に向けた流通業界との議論 【経済産業省】	
令和4年12月	<ul style="list-style-type: none"><li>放出開始後も、開始前と変わらずに取引を継続いただけよう、処分の実施状況やモニタリング結果、風評対策等について、適時に説明や情報提供を実施。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>経済産業省と小売関係の業界団体（※）を構成員とする「ALPS処理水の処分に係る風評対策・流通対策連絡会（以下、連絡会）」を立ち上げ。放出開始後も、開始前と変わらずに取引を継続できる環境を整備するため、必要な対策等について意見交換。【再掲】</li></ul>	
(※) 全国スーパー・マーケット協会、日本スーパー・マーケット協会、日本チェーンストア協会、日本ボランタリーチェーン協会、オール日本スーパー・マーケット協会	
令和5年4月	
<ul style="list-style-type: none"><li>連絡会において、小売業界から「ALPS処理水の海洋放出が開始された後も、三陸常磐ものこれまでどおり取り扱っていきたいと考えています」という考え方をお示しいただくとともに、第三者による安全性の厳格な確認や放出開始前後にわたるモニタリング結果の公表はじめ、政府の対策について要望いただいた。【再掲】</li></ul>	
令和5年8月	
<ul style="list-style-type: none"><li>連絡会において、西村経済産業大臣（当時）から、ALPS処理水の海洋放出について、政府として安全性の確保や透明性の高い情報発信に取り組んでいくことなどを述べた上で、小売業界に対して、三陸常磐ものの変わらない取扱いや、三陸常磐ものの魅力発信・販売促進への協力を依頼した。</li></ul>	
<ul style="list-style-type: none"><li>小売業界からは、「ALPS処理水の海洋放出が開始された後も、三陸常磐ものこれまでどおり取り扱っていきたい」という考え方をお示しいただいた。また、4月の連絡会で要望いただいた、国際機関等の第三者による安全性の厳格な確認や、トリチウムを含むモニタリング結果の公表、安全性についての統一的な説明資料の作成、小売業が紹介できる対応窓口の設置などの対策に、引き続き取り組んでほしい旨、要望いただいた。【再掲】</li></ul>	

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援 <消費対策> 【復興庁、農林水産省、経済産業省】

#### (ア) 外食店等での販売促進支援

(イ) 量販店・専門鮮魚店等での販売促進支援

(ウ) 消費者等への魅力発信を通じた消費拡大・販売促進

(エ) 官民連携の消費拡大に向けた枠組み作り

これまでの取組	今後の取組
<p><b>(ア) 外食店等での販売促進支援【農林水産省】</b></p> <p><u>令和4年4月～令和5年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>外食店を活用した「三陸・常磐フェア」第一弾を11月1日から30日まで開催。</li><li>外食店を活用した「三陸・常磐フェア」第二弾を令和5年1月16日から2月15日まで開催予定。</li><li>福島県や近隣県の水産加工品を、百貨店オンラインショップや高級食品ECサイト等を通じて販売する取組を実施。</li></ul> <p><u>令和5年4月～令和6年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>外食店を活用した「三陸・常磐フェア」第一弾を11月1日から30日まで開催。</li><li>外食店を活用した「三陸・常磐フェア」第二弾を令和6年1月15日から2月14日まで開催</li><li>福島県や近隣県の水産加工品を、百貨店オンラインショップや高級食品ECサイト等を通じて販売する取組を実施。</li></ul> <p><u>令和6年4月～令和7年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>外食店を活用した「三陸・常磐フェア」を2月1日から28日まで開催。</li><li>福島県や近隣県の水産加工品を、百貨店オンラインショップや高級食品ECサイト等を通じて販売する取組を実施。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>風評影響を最大限抑制し、本格的な復興を果たすため、福島県や近隣県の水産加工品を、百貨店オンラインショップや高級食品ECサイト等を通じて販売する取組や、外食店等での販売促進の取組を引き続き実施。</li></ul>

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援 <消費対策> 【復興庁、農林水産省、経済産業省】

#### (ア) 外食店等での販売促進支援

##### (イ) 量販店・専門鮮魚店等での販売促進支援

##### (ウ) 消費者等への魅力発信を通じた消費拡大・販売促進

##### (エ) 官民連携の消費拡大に向けた枠組み作り

これまでの取組	今後の取組
<p><b>(イ) 量販店・専門鮮魚店等での販売促進支援 【農林水産省】</b></p> <p><u>令和4年4月～令和5年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>福島県や被災地県産の鮮魚等を関西等の量販店・専門鮮魚店等を通じて販売促進を行う取組を9月1日から12月27日まで実施。</li></ul> <p><u>令和5年4月～令和6年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>福島県や被災地県産の鮮魚等を関西等の量販店・専門鮮魚店等を通じて販売促進を行う取組を9月1日から12月24日まで実施。</li></ul> <p><u>令和6年4月～令和7年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>福島県や被災地県産の鮮魚等を関西等の量販店・専門鮮魚店等を通じて販売促進を行う取組を9月1日から12月20日まで実施。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>風評影響を最大限抑制し、本格的な復興を果たすため、福島県や近隣県産の鮮魚等を関西等の量販店・専門鮮魚店等を通じて販売促進を行う取組を引き続き実施。</li></ul>

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援＜消費対策＞【復興庁、農林水産省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
<b>(ウ)消費者等への魅力発信を通じた消費拡大・販売促進【経済産業省】</b>	
<u>令和4年10月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>経済産業省において、地元の各団体や事業者の皆様等の協力のもと、三陸常磐エリアの豊潤な海の幸を多くの方に知っていただき、味わっていただくための施策として「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」を開始。【再掲】</li><li>第1弾として、よみうりランドにおいてイベントを開催。①水産物を扱ったバーベキューと②レストランとコラボしたメニューの提供に加え、③漁業関係者の方々に協力いただきながら、水産品を販売するブースを出展。【再掲】</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>地元のニーズ等も踏まえながら、必要な取組を検討・実施。</li><li>「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」として、全国のリテーラーと連携した販促イベントを実施。【再掲】</li></ul>
<u>令和5年1月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」第2弾として、東京ドームで開催される物産イベント「ふるさと祭り東京」で、三陸常磐の水産物を販売するブース出展を実施。【再掲】</li></ul>	
<u>令和5年3月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」として、東京ドームで開催されるプロ野球オープン戦において、三陸常磐水産品の魅力を発信。【再掲】</li></ul>	
<u>令和5年6月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」として、首都圏の小売業者と連携し、三陸常磐水産品を扱うキャンペーンを実施。【再掲】</li></ul>	
<u>令和5年7月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」として、豊洲において、三陸常磐水産物の魅力を発信するトークイベントや販売ブース出店、飲食店とのコラボキャンペーン等を実施。さらに、仲卸業者の方の御協力を得て作成したPR動画の発信、市場関係者を対象にした試食・交流会も実施。【再掲】</li></ul>	

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援＜消費対策＞【復興庁、農林水産省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
<b>(ウ)消費者等への魅力発信を通じた消費拡大・販売促進【経済産業省】(続き)</b>	
<b>令和5年8月</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」として、東京で開催されたジャパン・インターナショナル・シーフードショーにおける三陸・常磐地方の事業者の出展をサポートするとともに、三陸・常磐地方の水産物を使ったお寿司の試食会を実施。【再掲】</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>地元のニーズ等も踏まえながら、必要な取組を検討・実施。</li></ul>
<b>令和5年8月～</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」として、全国の小売業者と連携し、三陸常磐水産品を扱うキャンペーンを実施。（実施都府県：岩手県、宮城県、福島県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、東京都、神奈川県、千葉県、長野県、大阪府、山口県、福岡県）【再掲】</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」として、全国のリテーラーと連携した販促イベントを実施。【再掲】</li></ul>
<b>令和5年12月</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」として、大手コンビニエンスストアと連携し、三陸常磐水産品を扱うキャンペーンを実施。【再掲】</li></ul>	
<b>令和6年2月</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」として、シーフードショー大阪における三陸・常磐地方の事業者の出展をサポート。【再掲】</li></ul>	
<b>令和6年3月</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>台湾・米国・シンガポールなど5カ国で現地レストランによるプロモーションや販売会・商談会を開催し、海外の消費者や流通業者に対して日本食や食文化の魅力を発信。</li></ul>	

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援 <消費対策> 【復興庁、農林水産省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
<b>(ウ)消費者等への魅力発信を通じた消費拡大・販売促進【経済産業省】(続き)</b>	
<b>令和6年8月</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」として、福島県の小売業者と連携し、三陸常磐水産品の魅力を伝える試食イベントや、福島県内の流通・小売事業者との意見交換を実施。【再掲】</li><li>「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」として、東京で開催されたジャパン・インターナショナル・シーフードショーにおける三陸・常磐地方の事業者の出展をサポート。【再掲】</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>地元のニーズ等も踏まえながら、必要な取組を検討・実施。</li><li>「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」として、全国のリテーラーと連携した販促イベントを実施。【再掲】</li></ul>
<b>令和7年3月～</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」として、大手コンビニエンスストア・小売業者・外食チェーンと連携し、「三陸常磐食べようフェア」を開催。【再掲】</li></ul>	
<b>令和7年8月</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」として、東京で開催されたジャパン・インターナショナル・シーフードショーにおける三陸・常磐地方の事業者の出展をサポート。【再掲】</li></ul>	

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援 <消費対策> 【復興庁、農林水産省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
<b>(工)官民連携の消費拡大に向けた枠組み作り【復興庁、農林水産省、経済産業省】</b>	
<b>令和4年12月</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>官民連携の枠組みである「魅力発見！三陸・常磐ものネットワーク」を立ち上げ。1,300者を超える企業等が参加（令和7年6月30日時点）。</li><li>産業界、全国の自治体、政府関係機関等に対し、ネットワークへの参加及び「三陸・常磐もの」の消費拡大を呼びかけ。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>ネットワーク参加企業等に対し、弁当やキッチンカー、社食等を通じた「三陸・常磐もの」の消費を促す。</li><li>ALPS処理水の海洋放出に伴い、万一風評が発生した場合には、ネットワーク参加企業等による「三陸・常磐もの」の購入を支援。（買い支え）</li></ul>
<b>令和5年2月、3月</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>「三陸・常磐ウィークス（第1弾）」と称し、イベントの実施や、ネットワーク参加企業等による「三陸・常磐もの」の大幅な消費拡大を実施。期間中、約15万食の弁当及び社食等が提供。</li><li>政府においても、「三陸・常磐もの」の弁当を積極的に消費。</li></ul>	
<b>令和5年7月～9月</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>「三陸・常磐ウィークス（第2弾）」と称し、イベントの実施や、ネットワーク参加企業等による「三陸・常磐もの」の大幅な消費拡大を実施。期間中、約50万食の弁当及び社食等が提供。</li><li>政府においても、「三陸・常磐もの」の弁当を積極的に消費。</li></ul>	
<b>令和6年1月～3月</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>「三陸・常磐ウィークス（第3弾）」と称し、イベントの実施や、ネットワーク参加企業等による「三陸・常磐もの」の大幅な消費拡大を実施。期間中、約147万食の弁当及び社食等が提供。</li><li>政府においても、「三陸・常磐もの」の弁当を積極的に消費。</li></ul>	
<b>令和6年10月～11月</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>「三陸・常磐ウィークス（第4弾）」と称し、イベントの実施や、ネットワーク参加企業等による「三陸・常磐もの」の大幅な消費拡大を実施。期間中、約42万食の弁当及び社食等が提供。</li><li>政府においても、「三陸・常磐もの」の弁当を積極的に消費。</li></ul>	

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ②被災地における農林業・商工業への対応 【厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

- (ア) 農林水産物の検査の実施と検査結果の公表及びその安全性についての情報発信  
(イ) 福島県産農産物の第三者認証の取得支援  
(ウ) 牧草・稻わら等の処理推進等への支援

- (エ) 福島県農林産物の国内販路開拓に向けた取組  
(オ) 6次産業化等へ向けた事業者間マッチング等支援事業  
(カ) 被災地產品の積極的利用の促進  
(キ) 木材製品の放射性物質の調査・分析等への支援

#### これまでの取組

#### 今後の取組

##### (ア) 検査の実施と検査結果の公表及びその安全性についての情報発信 【厚生労働省、農林水産省】

～令和7年8月

- 関係省庁と連携しつつ、国のガイドライン等に基づくモニタリング検査の実施により、農林水産物の安全性を確保。
  - 併せて福島県内の産地における自主検査の実施を支援
  - 農林水産省、厚生労働省及び消費者庁のWEBサイト並びに「食品と放射能Q&A」リーフレットにおいて結果を公表【再掲】

- 関係省庁と連携しつつ、国のガイドライン等に基づくモニタリング検査の実施により、農林水産物の安全性を確保。
  - 併せて福島県内の産地における自主検査の実施を支援
  - 農林水産省、厚生労働省及び消費者庁のWEBサイト並びに「食品と放射能Q&A」リーフレットにおいて結果を公表

##### (イ) 福島県産農産物の第三者認証の取得支援 【農林水産省】

令和3年4月～

- 福島県において、第三者認証GAP等取得支援を実施。（令和7年3月末までに847件）
- 福島県において、有機JAS認証取得支援を実施。（令和7年3月末までに84件（農業者350名））

- 福島県において、安全で高品質な県産農産物の生産による風評払拭に向けて、産地における第三者認証GAP、有機JAS認証等の取得が拡大していくよう、支援を実施。

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ②被災地における農林業・商工業への対応 【厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後の取組
<b>(ウ) 牧草・稻わら等の処理推進等への支援 【農林水産省、環境省】</b>	
<u>令和3年4月～</u> <ul style="list-style-type: none"><li>放射性物質に汚染された農林業系廃棄物を保管する市町村等による処理の推進を支援する農林業系廃棄物の処理加速化事業を実施。</li><li>福島県において、発生したバークの産廃処理等を推進するための産廃処理費の立替え支援を実施。（令和6年度立替え実績額31千万円）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>放射性物質に汚染された農林業系廃棄物を保管する市町村等による処理の推進を支援する農林業系廃棄物の処理加速化事業を継続して実施。</li><li>福島県において、発生したバークの産廃処理等を推進するための産廃処理費の立替え支援を実施。</li></ul>
<b>(エ) 国内販路開拓に向けた取組 【農林水産省、経済産業省】</b>	
<u>令和3年4月～</u> <ul style="list-style-type: none"><li>福島県が実施するマッチング商談会やオンライン販売等の販売促進活動を支援。（商談件数：令和3年度197件、令和4年度268件、令和5年度242件、令和6年度208件）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>福島県が実施するマッチング商談会やオンライン販売等の販売促進活動の支援を継続。</li></ul>

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ②被災地における農林業・商工業への対応 【厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後の取組
<p><b>(オ) 6次産業化等へ向けた事業者間マッチング等支援事業 【経済産業省】</b></p> <p><u>令和3年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>福島県浜通り地域等の事業者に対して販路開拓を支援。令和5年度からは（公社）福島相双復興推進機構の事業として実施。 ＜主な実績（令和7年3月末時点）＞<ul style="list-style-type: none"><li>水産系事業者22者を含む146者に対して支援を実施</li><li>小売・流通事業者とのマッチング等により135事業者が取引先と成約</li><li>全国延べ58箇所にて福島県産品の販売会、品評会を実施。延べ230事業者が参加。売上総額約6,077万円</li><li>銀座ロフトにて1ヶ月間販売会を実施（令和4年10月）。13事業者の商品を販売</li><li>大起水産「埠まぐろパーク」（関西）にて「ふくしま常磐大漁市」を開催。5水産系事業者の商品を販売（令和6年度）</li><li>全国16か所で「常磐大漁市」を20回開催。26水産系事業者の商品を販売（令和5・6年度）</li><li>台湾美食展（令和4年8月）に出展。6事業者の商品を展示、PR</li></ul></li><li>販路開拓に向けて、商品のパッケージの改良や原材料の変更等70者の商品開発の支援を実施。（令和7年3月末時点）</li></ul> <p><u>令和3年12月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>首都圏や海外のデリバリー店舗（58店舗）・飲食店（57店舗）での福島県産品を活用したメニューの開発・提供等の支援を実施。 ＜主な実績（令和7年3月末時点）＞<ul style="list-style-type: none"><li>5事業者が参加して、道の駅なみえとコラボし「常磐ヒラメバーガー」「釜揚げシラスとかながしらのユッケ丼」を開発。令和5年3月より販売開始</li><li>飲食店販路拡大のため、めひかり干しや縞ほつけ開きなど福島の水産加工物を使用して日本酒に合うおつまみをコンセプトに8事業者のメニュー開発を支援</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>継続的に販路開拓の支援を実施。アンケート結果等を踏まえて、現場のニーズ・課題をしっかりと把握しながら、事業の改善を行うとともに、取組成果等に関する情報発信の強化を実施。</li></ul>

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ②被災地における農林業・商工業への対応【厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後の取組
<p><b>(力) 被災地產品の積極的利用の促進【農林水産省、経済産業省】</b></p> <p><u>～令和7年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>農林水産省ホームページにおいて被災地產品利用の取組の紹介を継続。<ul style="list-style-type: none"><li>平成23年4月から実施</li></ul></li><li>農林水產物・食品輸出プロジェクト(GFP) の輸出診断や輸出に係るセミナー・交流会への参加等を通じて、被災地を含む產地やGFP登録者の輸出を支援。</li><li>JAPANブランド育成支援等事業において、全222件のうち北海道から千葉県までの事業者25者（うち水産関係事業者3者）を採択。</li><li>関係省庁と協議・連携し、都道府県や食品関係団体等に対して、被災地產品の利用・販売促進に関する通知を発出。</li></ul> <p><u>令和4年3月～令和5年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>水産仲買・加工業者等の新たな販路開拓等を支援する、JAPANブランド育成支援等事業において、加点措置を実施。</li></ul> <p><u>令和4年3月～令和7年6月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>小規模事業者持続化補助金（加点活用者）において、全44件のうち北海道から千葉までの事業者33者を採択。</li></ul> <p><u>令和5年4月～7年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（グローバル枠）において、全1,078件のうち北海道から千葉県までの事業者36者（うち水産関連事業者3者）を採択。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>農林水産省ホームページにおいて被災地產品利用の取組の紹介を継続。</li><li>農林水產物・食品輸出プロジェクト(GFP) の輸出診断や輸出に係るセミナー・交流会への参加等を通じて、被災地を含む產地やGFP登録者の輸出を支援。</li><li>JETROや中小機構等のサポートも得ながら、事業者の海外展開に向けた取組を継続的に支援。</li><li>持続化補助金を通じて、事業者の販路開拓への支援を実施。</li></ul>

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ②被災地における農林業・商工業への対応 【厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後の取組
<p>(力) 被災地產品の積極的利用の促進 【農林水産省、経済産業省】 (続き)</p> <p><u>～令和7年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 経済産業省において福島県產品の恒常的な利用を開始。（令和3年10月）</li><li>・ 関係省庁においても、食堂等での福島県產品および被災地產品の活用を開始・継続。（農林水産省、国土交通省、文部科学省等）</li></ul> <p><u>令和4年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 国の21の行政機関において、福島・宮城県産のお魚弁当を食べて復興を応援する取組を3日間にわたって実施。3,000食以上を販売。</li></ul> <p><u>令和4年7月以降</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 経済産業省内で、キッチンカーによる福島県產品を活用した料理を定期的に提供。</li><li>・ こども霞が関見学デーの来場者にも料理を提供。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 関係省庁において、食堂等での福島県產品および被災地產品の活用を継続。経済産業省では定期的なキッチンカーでの販売も継続。</li></ul>

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ②被災地における農林業・商工業への対応 【厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後の取組
<p>(キ) 木材製品の放射性物質の調査・分析等への支援 【農林水産省】</p> <p><u>令和3年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>福島県において、「安全な木材製品等流通影響調査・検証事業」により、以下の取組を実施。<ul style="list-style-type: none"><li>相双地域の工場に自動測定（検知）装置等を設置（自動検知装置：7台設置、非破壊検査装置：6台設置）</li><li>丸太や製材品の放射線量調査や分析等による木材の安全性の評価</li><li>風評被害防止対策のための展示会への製材品の出展等</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>福島県において、「安全な木材製品等流通影響調査・検証事業」により、以下の取組を実施。<ul style="list-style-type: none"><li>自動測定（検知）装置及び非破壊検査装置を相双地域の工場へ設置</li><li>丸太や製材品の放射線量調査や分析等による木材の安全性の評価</li><li>風評被害対策防止のための展示会への製材品の出展や公共施設内装材等への活用等によるPR活動等</li></ul></li></ul>

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ③被災地における観光誘客促進・交流人口拡大支援 【復興庁、経済産業省、観光庁】

(ア) ホープツーリズムの促進支援

(イ) 海洋レジャーへの総合支援

(ウ) 地域の観光資源の磨き上げや魅力の発信

(エ) 交流人口の拡大支援

#### これまでの取組

#### 今後の取組

##### (ア) ホープツーリズムの促進支援 【経済産業省、観光庁】

令和3年4月～

- 福島県が運営するホープツーリズムのワンストップ窓口運営を支援し、旅行会社、学校、団体等への情報提供や旅行会社による商品造成のサポートを実施。（ホープツーリズム参加実績：令和3年度9,848名、令和4年度17,806名、令和5年度16,476名、令和6年度19,071人）

令和3年10月以降

- 福島県を支援し教育旅行関係者のツアー（オンライン開催を含む）を実施。（計31回実施約350名参加）【再掲】

令和4年4月～

- 個人旅行者向けにホープツーリズムを体験できる旅行商品の造成を支援。

- ホープツーリズム促進に向けて、福島県が運営するホープツーリズムのワンストップ窓口運営、教育旅行関係者のツアーの実施、個人旅行者向けにホープツーリズムを体験できる旅行商品の造成等を継続的に支援。

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ③被災地における観光誘客促進・交流人口拡大支援 【復興庁、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後の取組
<p><b>(ア) ホープツーリズムの促進支援 【経済産業省、観光庁】(続き)</b></p> <p><u>令和3年11月、令和4年2月、10月、令和5年1月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>日本旅行業協会と連携し、被災地や東京電力福島第一原子力発電所を回り、新規旅行商品を造成するための会員企業向けツアーを実施。約50社が参加。【再掲】</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>旅行商品造成に向けて、日本旅行業協会とのツアーを継続的に実施。実施後には旅行商品造成のフォローアップを実施。【再掲】</li></ul>
<p><b>(イ) 海洋レジャーへの総合支援 【観光庁】</b></p> <p><u>令和4年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>岩手県から茨城県までにおいて、海の魅力を体験できるコンテンツの充実、海にフォーカスしたプロモーション等、ブルーツーリズムのための取組を総合的に支援。（「ブルーツーリズム推進支援事業」採択実績：令和4年度14件、令和5年度14件、令和6年度16件、令和7年度14件）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>岩手県から茨城県までにおいて、海の魅力を体験できるコンテンツの充実、海にフォーカスしたプロモーション等、ブルーツーリズムのための取組を総合的に支援。</li></ul>

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ③被災地における観光誘客促進・交流人口拡大支援 【復興庁、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後の取組
<b>(ウ) 地域の観光資源の磨き上げや魅力の発信 【復興庁、経済産業省、観光庁】</b>	
<u>令和3年5月～令和4年3月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>東北への観光客の誘致に向けて、観光協会等の地域の観光関係者による東北ならではの観光資源の磨き上げや、その魅力を発信するため、「地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携促進事業」において支援。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>地域情報発信交付金を活用して、福島県の各自治体による情報発信を支援。</li></ul>
<u>～令和7年8月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>福島12市町村を中心とした福島県の風評被害の払拭や交流人口の増加に向け、民間団体等が実施する地域の伝統・魅力等の発信や、交流人口増加のための取組を「地域の伝統・魅力等発信支援事業」にて支援。令和3年度は19民間団体等、令和4年度は16民間団体等、令和5年度は16民間団体等、令和6年度は20民間団体等の支援を実施。令和7年度については第一次公募にて9民間団体等の採択を決定。引き続き第二次公募を実施中。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>民間団体等の事業やコンテンツを活用し、福島の魅力に関する国内外への情報発信支援等を実施。現場のニーズ・課題を踏まえ必要な支援策を検討・実施。</li></ul>
<u>～令和7年8月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>地域情報発信交付金により、福島県の各自治体が企画・実施する風評払拭に向けた情報発信を支援。（これまでに1県53市町村332事業について交付を決定）【再掲】</li></ul>	
<u>令和4年11月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>11月1日～30日まで、地域の伝統・魅力等発信支援事業により、シンガポールにて、福島の食等の情報発信を実施する「FUKUSHIMA Food Fair!!」を開催。あわせて、ALPS処理水や廃炉の現状発信を目的に、解説動画の放映や、英語版のパンフレットの配布を実施。</li></ul>	
<u>令和6年2月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>地域の魅力等戦略的発信事業により、福島県産品の販路拡大や海外からの将来的な誘客につなげるため、インド、タイ、スイス、米国の在外公館でのレセプションや海外の大手百貨店の店舗等において、事業者自身による商品のPR及び現地事業者との意見交換を実施。</li></ul>	

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ③被災地における観光誘客促進・交流人口拡大支援 【復興庁、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後の取組
<b>(工) 交流人口の拡大支援 【復興庁、経済産業省】</b>	
<u>令和3年10月～12月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>15市町村で、ツアーやイベント、ゲストハウス等の誘客コンテンツ開発に取り組む、民間事業者等への支援事業の公募を実施。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>15市町村の認知度向上と来訪者増加につながるよう、一元的な情報発信への支援を継続実施。</li></ul>
<u>令和4年2月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>15市町村内でのツアーやイベント等の誘客コンテンツ開発の支援事業について、採択事業者を決定。(3件)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>組成したコンテンツが地域に根付き、持続的な誘客を実現するよう、誘客コンテンツ開発支援を継続実施。</li></ul>
<u>令和4年6月～9月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>誘客コンテンツ開発事業の令和4年度公募を実施。地元事業者(飲食、宿泊等)やキャンペーンと連携する案件を重点支援。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>令和7年9月に「福島★復興グランプリ」を実施予定。</li></ul>
<u>令和3年11月、令和4年2月、10月、令和5年1月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>日本旅行業協会と連携し、被災地や東京電力福島第一原子力発電所を回り、新規旅行商品を造成するための会員企業向けツアーを実施。約50社が参加。 【再掲】</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>広域のコンテンツ作り・実行や一元的情報発信への継続支援、15市町村広域の来訪増を実現。</li></ul>
<u>令和4年10月、令和5年10月、令和6年9月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>福島12市町村への将来的な起業・移住のきっかけを作るため、浜通り地域において事業化アイデアを競う「福島★復興グランプリ」を実施。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>令和7年10月に広域マーケティング事業のイベントを実施。</li></ul>
<u>令和4年11月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>誘客コンテンツ開発事業について、採択事業者を決定。(6件)</li><li>広域のコンテンツ作りや一元的情報発信を支援する広域マーケティング事業について、採択事業者を決定。(1件)</li></ul>	
<u>令和5年5月～8月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>誘客コンテンツ開発事業の令和5年度の公募を実施。</li></ul>	
<u>令和6年2月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>誘客コンテンツ開発事業について、採択事業者を決定(3件)</li><li>広域マーケティング事業の令和5年度キックオフミーティングの開催。</li></ul>	

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ③被災地における観光誘客促進・交流人口拡大支援 【復興庁、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後の取組
<p><b>(I) 交流人口の拡大支援 【復興庁、経済産業省】(続き)</b></p> <p><u>令和3年11月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>15市町村の対象店舗でQRコード決済をした場合に、最大30%のポイント還元を行う、来訪者向け消費喚起キャンペーンを実施し、約2,600店舗が参加。 (～令和4年1月)</li></ul> <p><u>令和4年5月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>12市町村又は15市町村の対象店舗でQRコード決済をした場合に、最大30%のポイント還元を行う、来訪者向け消費喚起キャンペーンを実施し、約5,000店舗が参加。 (～令和5年1月)</li></ul> <p><u>令和5年4月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>15市町村の対象店舗でQRコード決済をした場合に、最大30%のポイント還元を行う、来訪者向け消費喚起キャンペーンを実施し、約6,300店舗が参加。 (～令和5年5月)</li></ul> <p><u>令和5年7月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>15市町村の対象店舗でQRコード決済をした場合に、最大30%のポイント還元を行う、来訪者向け消費喚起キャンペーンを開始し、約5,300店舗が参加。 (～令和5年9月)</li></ul> <p><u>令和6年4月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>15市町村の対象店舗でQRコード決済をした場合に、最大20%のポイント還元を行う、来訪者向け消費喚起キャンペーンを開始し、約5,800店舗が参加。 (～令和6年5月)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>来訪者向け消費喚起キャンペーンによる実績データの分析等を進め、更なる交流人口拡大に向けた方策を検討・実施。</li></ul>

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ③被災地における観光誘客促進・交流人口拡大支援 【復興庁、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後の取組
<b>(I) 交流人口の拡大支援 【復興庁、経済産業省】(続き)</b>	
<u>令和6年7月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>15市町村の対象店舗でQRコード決済をした場合に、最大20%のポイント還元を行う、来訪者向け消費喚起キャンペーンを開始し、約4,200店舗が参加。 (～令和6年8月)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>来訪者向け消費喚起キャンペーンによる実績データの分析等を進め、更なる交流人口拡大に向けた方策を検討・実施。</li></ul>
<u>令和7年4月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>15市町村の対象店舗でQRコード決済をした場合に、最大20%のポイント還元を行う、来訪者向け消費喚起キャンペーンを開始し、約4,200店舗が参加。 (～令和7年5月)</li></ul>	
<u>令和7年7月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>15市町村の対象店舗でQRコード決済をした場合に、最大20%のポイント還元を行う、来訪者向け消費喚起キャンペーンを開始し、約4,300店舗が参加。 (～令和7年8月)</li></ul>	

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ④中小機構やJETRO等による支援【経済産業省、農林水産省】

- 特別相談窓口の設置等
- 復興支援アドバイザーの派遣等
- EC・見本市等での支援
- 経済団体等のネットワークの活用

これまでの取組	今後の取組
<p>➤ 特別相談窓口の設置等【経済産業省】</p> <p><u>令和3年9月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県の中小企業者等の相談に対応するため、中小機構、JETRO及びよろず支援拠点に特別相談窓口を設置。</li></ul> <p><u>令和4年2月以降</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 岩手県、宮城県、福島県、茨城県において、関係省庁、中小機構及びJETRO等による出前相談会を8か所で開催。</li></ul> <p><u>令和4年12月以降</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 12月22、23日には、相馬、いわきで漁業者・中小企業者等を対象とした支援施策の合同説明会を実施。</li><li>• 令和5年2月1日、3日、8日には、水戸、宮古、石巻で漁業者・中小企業者等を対象とした支援施策の合同説明会を実施。</li></ul> <p><u>令和5年4月以降</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 中小機構では地域本部の特別相談窓口に加え、チャットでも相談ができる体制を構築。</li></ul> <p><u>令和5年8月以降</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 全国の中小企業者等の相談に対応するため、中小機構、JETROの特別相談窓口を改めて設置。</li></ul> <p><u>令和6年3月以降</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 青森、宮古、石巻、いわき、水戸で漁業者・中小企業者等を対象とした支援施策の合同説明会を実施。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 事業者等の要望を踏まえたきめ細かな対応を継続的に実施。</li><li>• 特別相談窓口による相談対応を継続的に実施。</li></ul>

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ④中小機構やJETRO等による支援【経済産業省、農林水産省】

これまでの取組	今後の取組
<p>▶ <b>復興支援アドバイザーの派遣等【経済産業省】</b></p> <p><u>令和3年9月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>中小機構（北海道本部、東北本部（福島支援センター含む）及び関東本部）において、ALPS処理水の処分に伴う当面の対策に関するアドバイザーの派遣支援を開始。</li></ul> <p><u>令和4年8月～11月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>東北経済産業局・宮城復興局・中小機構は、支援実績のある事業者や相談会等の参加者のうち、約30者の水産加工業者に対し、pussh型支援を11月まで実施。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>中小機構のアドバイザー派遣支援を継続的に実施。</li><li>JETROの各事務所は、事業者へのアンケート調査等を通じて海外ビジネスに関する実態を把握し、ハンドズオン支援等を実施。</li></ul>

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ④中小機構やJETRO等による支援【経済産業省、農林水産省】

これまでの取組	今後の取組
<p>▶ EC・見本市等での支援【経済産業省、農林水産省】</p> <p><u>令和4年1月～3月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>JETROは、米国・ニューヨークにおいて、現地レストランシェフやインフルエンサー等を通じた東北の水産加工品等のPRを実施。</li></ul> <p><u>令和4年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>JETROは、オランダの水産品ECバイヤーを招へいし、三陸・常磐地域の水産企業との個別商談を実施するとともに、石巻市にてオランダを中心とする欧州の最新の食品市場についてのセミナーを開催。</li></ul> <p><u>令和4年9月、令和5年2月、6月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>JETROは、海外の日本産食材サポーター店に対して、メールマガジン等の活用により、「三陸の水産事業者紹介」、「三陸・常磐もの」を含めた日本産品の魅力について情報発信。</li></ul> <p><u>令和5年2月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>JETROは、オランダの水産ECバイヤーが実施した販促イベントにて「三陸・常磐フェア」を行い、PRを実施。</li></ul> <p><u>令和5年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>中小機構は、中小企業総合展in FOODEX2023において、北海道から千葉県の太平洋沿岸水産加工業者に対して、出展審査時に一定の配慮を措置し、6社の出展を支援。</li><li>JETROは、FOODEX 2023の会場にて、海外バイヤーによるタブレットを介した視察型オンライン商談会を実施。三陸常磐の参加企業合計8社が海外バイヤーとの商談を実施。</li></ul> <p><u>令和5年5月、6月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>JETROは、新たな販路開拓に向けて、メキシコのインフルエンサーを招へいし、岩手・宮城・福島・茨城の水産品を中心とした食文化を体験してもらい、東北・三陸・常磐の食の魅力を広く中南米を中心としたスペイン語圏各国に向けて発信。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>JETROは、見本市出展や海外バイヤーの招へい等を通じて、「三陸・常磐もの」を含めた日本産水産物を取り扱う事業者の海外展開・販路開拓を継続的に支援。</li></ul>

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ④中小機構やJETRO等による支援【経済産業省、農林水産省】

これまでの取組	今後の取組
<p>▶ EC・見本市等での支援【経済産業省、農林水産省】(続き)</p> <p><u>～令和5年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>JETROは、シンガポール向けに食品商社と連携し、現地ECサイトでの販売のほか、シンガポールの日系スーパー・マーケットにおいて「産地直送三陸フェア」を行い、シンガポール消費者に対して三陸の水産品を訴求。</li><li>JETROは、JAPAN MALL事業を通じて、世界60以上の連携先ECバイヤーに、北海道から千葉県の農水産品を含む日本産品を取り扱う事業者241者の商品を紹介。108事業者が成約（令和4年度実績）。令和5年度は引き続き連携先ECバイヤーへの紹介を実施。</li></ul> <p><u>令和5年6月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>JETROは、香港バイヤーを9名招へいし、宮城県の水産関係企業の訪問と商談を実施。</li><li>JETROは、“日本の食品”輸出EXPOの会場にて、海外事務所が推薦したマレーシアの大手卸売業のバイヤーに通訳を手配する等JETRO職員が商談に同行し支援。宮城県企業（水産加工品）と岩手県企業（水産物）と商談を実施。</li></ul> <p><u>令和5年7月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>JETROは、EUの食品輸入規制撤廃決定の公表を契機に、オランダの水産ECバイヤーを福島県、宮城県、岩手県に招へいし、視察、企業訪問、商談を実施。</li><li>JETROは、メキシコへの東北・三陸・常磐ものの水産品等の海外展開を支援すべく、試食・試飲会を現地で開催。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>JETROは、見本市出展や海外バイヤーの招へい等を通じて、「三陸・常磐もの」を含めた日本産水産物を取り扱う事業者の海外展開・販路開拓を継続的に支援。</li></ul>

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ④中小機構やJETRO等による支援【経済産業省、農林水産省】

これまでの取組	今後の取組
<p>▶ EC・見本市等での支援【経済産業省、農林水産省】(続き)</p> <p><u>令和5年9月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>JFOODOは、NY国連総会イベントにおいて、観光庁等の関係省庁、在外公館、JNTO、JETRO、日本旅行業協会等の関係機関と連携し、ホタテ等の水産物、和牛やメロンなど、厳選された日本産食材と日本食の魅力を伝達。</li></ul> <p><u>令和5年11月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>JFOODOは、APECイベントにおいて米国の高級レストランのシェフ、インフルエンサー、メディア関係者、食品流通業者等に対し、ミシュラン3つ星レストランのオーナーシェフによる、北海道産ホタテ等の日本産水産物を使った料理を紹介。APECのテーマ「全ての人々にとって強靭で持続可能な未来を創造」に沿って、日本産水産物の品質の高さや美味しさを訴求するイベントを実施。</li></ul> <p><u>令和5年12月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>JETROは、青森、岩手、宮城の三陸地域と福島県の水産品の輸出支援を目的として、海外（米国、カナダ、シンガポール）のバイヤーを招へいし、商談ツアーを実施。</li></ul> <p><u>令和5年12月～令和7年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>JFOODOは、北米、欧州、アジア、中東、アフリカ、中南米において、CNN（グローバルメディア）を通じて、日本産ホタテの特長を伝える映像を配信。CNNを通じたプロモーションを継続的な商流構築につなげるため、展示会、食品流通事業者及びレストラン等へ映像を提供し、店頭や商談等での活用を促進。さらに令和6年12月～令和7年3月、北米で、CNN（グローバルメディア）を通じて、水産物のプロモーション映像を配信。世界人口と同等の延べ60億人相当が視聴。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>JETROは、見本市出展や海外バイヤーの招へい等を通じて、「三陸・常磐もの」を含めた日本産水産物を取り扱う事業者の海外展開・販路開拓を継続的に支援。</li></ul>

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ④中小機構やJETRO等による支援【経済産業省、農林水産省】

これまでの取組	今後の取組
▶ EC・見本市等での支援【経済産業省、農林水産省】(続き)	
<u>令和6年1月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>JETROは、米国西海岸最大級の高級食品見本市「Winter Fancy Food Show 2024」にジャパンパビリオンを出展。水産物・水産加工品の販路拡大を目的としたプロモーションブースを設置し、ホタテ、タイ、ブリ等のPR等を実施。</li><li>JETROは、ベトナムでホタテの殻剥き加工を行い、アメリカ等に輸出するルートを開拓するため、日本の水産加工業者等から成るミッションを組成し、ベトナムの水産加工施設の視察と現地での商談を実施。</li><li>JFOODOは、世界経済フォーラムの年次総会「ダボス会議」のサイドイベントである日本を世界へPRする「ジャパンナイト2024」の場においてブリ・ホタテをはじめとする日本産の農林水産物・食品を活かした日本食や日本産酒類の提供を通じて、日本食・食文化の魅力を発信。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>JETROは、見本市出展や海外バイヤーの招へい等を通じて、「三陸・常磐もの」を含めた日本産水産物を取り扱う事業者の海外展開・販路開拓を継続的に支援。</li></ul>
<u>令和6年2月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>JFOODOは、台湾で人気の外食チェーン店（日系含む）において、試食キャンペーンを実施し来店者に日本産ホタテを提供。外食チェーン毎の調理方法により様々な料理との相性の良さも同時に紹介。</li></ul>	
<u>令和6年3月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>JETROは、北米最大の水産専門見本市である「Seafood Expo North America(SENA)2024」にジャパンパビリオンを出展。</li><li>JETROは、ホタテ加工施設等の視察・商談ミッションをメキシコへ派遣。</li><li>JETROは、代替加工先の発掘のため、メキシコへのミッション派遣を実施。中小機構は、中小企業総合展in FOODEX2024において、北海道から千葉県の太平洋沿岸水産加工業者に対して、出展審査時に一定の配慮を措置し、3社の出展を支援。</li></ul>	
<u>令和6年4月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>JETROは、欧州最大の水産専門見本市である「Seafood Expo Global 2024」にジャパンパビリオンを出展。</li></ul>	

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ④中小機構やJETRO等による支援【経済産業省、農林水産省】

これまでの取組	今後の取組
<p>▶ EC・見本市等での支援【経済産業省、農林水産省】（続き）</p> <p><u>令和6年5月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>JETROは、北海道産ホタテのメニュー提案会「JAPAN PREMIUM HOTATE～From HOKKAIDO Ocean to your Table～」をタイ（バンコク）で実施。</li><li>JFOODOは、「OECD 閣僚理事会の機会を捉えた岸田総理（当時）出席の訪日観光イベント」において、2024年版ミシュランで一つ星を獲得した茶懐石専門料理店の秋吉シェフにメニュー監修いただいた「帆立の飛龍頭」を提供。岸田総理による北海道産ホタテ等のトップセールスを実施。</li></ul> <p><u>令和6年7月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>JETROは、イタリアより有力輸入業者、同社卸先ミシュラン星付きレストランのシェフを同時に岩手、和歌山に招聘し、水産事業者に効果的な商談機会を提供。イタリアレストラン業界にもPR。</li></ul> <p><u>令和6年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>JETROは、米国NY高級レストランで北海道産ホタテ等のプロモーション（Hokkaido Premium Night）を実施。鈴木北海道知事が参加、現地ディストリビューター、レストランシェフ、メディア、インフルエンサー等に水産物の魅力をPR。</li></ul> <p><u>令和6年9月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>JETROは、東南アジア最大級の水産専門見本市Seafood Expo Asia 2024（シンガポール）にジャパンパビリオンを出展。同時に現地有名シェフ3名が日本産水産物を使ったメニューを披露する調理デモを開催し、輸入事業者等へのPRを実施。</li><li>JETROは、愛媛、青森、宮城、福井県産の水産品・加工品を対象に、米国（デンバー）で内陸部のシェフ、バイヤー向けの試食商談会を実施、同イベント終了後にはオンライン商談も組成。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>JETROは、見本市出展や海外バイヤーの招へい等を通じて、「三陸・常磐もの」を含めた日本産水産物を取り扱う事業者の海外展開・販路開拓を継続的に支援。</li></ul>

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ④中小機構やJETRO等による支援【経済産業省、農林水産省】

これまでの取組	今後の取組
<p>▶ EC・見本市等での支援【経済産業省、農林水産省】(続き)</p> <p><u>令和6年10月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>JETROは、JAPAN MALL事業の一環として、欧州15カ国以上に水産物を販売するオランダ「Hokkai Suisan」社を福島県に招へいし、同県企業との商談機会を提供。</li><li>同社CEOに対し、内堀県知事は「国際交流親善大使認証書」を授与。東日本震災後、同社がジェトロの事業等を通じ、同県産水産物の欧州向け輸出に貢献する等、同県との関係を深めてきたことが背景。</li></ul> <p><u>令和6年10月～令和7年2月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>JETROは、タイ輸入事業者等と連携し、バンコクから郊外広範囲において小売店、飲食店での日本産水産物の新規市場開拓のためのプロモーションを実施。</li><li>JETROは、新興市場として期待されるブラジルよりバイヤー2名を宮城に招へいし、水産物の商談機会を提供。</li></ul> <p><u>令和7年1月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>JETROは、Winter Fancy Food Show 2025に水産物パビリオン設置し、商談機会を提供。</li></ul> <p><u>令和7年2月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>JETROは、中東最大の食品見本市Gulfood 2025に水産物パビリオンを設置。さらにドバイのトップシェフ3名を起用し、日本産水産物のプロモーションとして、調理デモとトークショーを実施。</li></ul> <p><u>令和7年2月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>JETROは、国内最大規模の「シーフードショー大阪」に海外から水産物10社のバイヤーを招へい、同会場内で水産品輸出商談会を開催、23都道府県の水産事業者46社との商談機会を提供。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>JETROは、見本市出展や海外バイヤーの招へい等を通じて、「三陸・常磐もの」を含めた日本産水産物を取り扱う事業者の海外展開・販路開拓を継続的に支援。</li></ul>

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ④中小機構やJETRO等による支援【経済産業省、農林水産省】

これまでの取組	今後の取組
<p>▶ EC・見本市等での支援【経済産業省、農林水産省】（続き）</p> <p><u>令和7年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>JETROは、世界三大水産専門見本市の1つSeafood Expo North America 2025にジャパンパビリオンを設置し、水産事業者に商談機会を提供。同時に会場内で調理デモ等のプロモーションも実施。</li></ul> <p><u>令和5年9月～令和7年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>JETROは、予備費を活用し、国内外106都市で日本産水産物のPRイベント（90万食以上の試食提供）など、291件の商談イベント等の支援を実施。</li><li>国内外で実施した3,471件の商談に、海外バイヤーのべ2,439社、日本の水産・加工業者等のべ1,179社が参加、成約件数2,310件、初期成約額95億円（見込み含む）。</li></ul> <p><u>令和7年4月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>JETROは、欧州最大の水産専門見本市「Seafood Expo Global 2025」にジャパンパビリオンを出展。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>JETROは、見本市出展や海外バイヤーの招へい等を通じて、「三陸・常磐もの」を含めた日本産水産物を取り扱う事業者の海外展開・販路開拓を継続的に支援。</li></ul>

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ④中小機構やJETRO等による支援【経済産業省、農林水産省】

これまでの取組	今後の取組
<p>▶ 経済団体等のネットワークの活用【経済産業省、農林水産省】</p> <p>～令和7年8月</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 経団連等に対して改めて被災地產品の消費拡大への取組等への協力要請を実施。</li><li>・ 東京電力は主に以下の取組を実施。<ul style="list-style-type: none"><li>- 首都圏や福島県内を中心に、小売店や飲食店での県產品販促催事を延べ約7万店日開催(令和7年7月末)</li><li>- 新米時期に合わせた集中キャンペーンや、ECサイトキャンペーンを開催（延べ16回）</li><li>- 「常磐もの」を広く周知するため「発見！ふくしまお魚まつり」を開催（延べ15回）</li><li>- 応援企業ネットワークでの取組として県產品マルシェ、社員食堂での食材利用、キッチンカーによる県產品メニュー提供、ふくしま弁当販売を実施</li><li>- LINE「ふくしま応援隊」での情報発信(登録者約188万人(令和7年7月末))</li><li>- 各種雑誌を活用した県產品の認知度向上（東京カレンダー、dancyu、Pen、NewsWeek）</li><li>- 流通事業者等を対象にALPS処理水に関する正確な情報や常磐ものの魅力をお伝えする対話活動や現地視察会を開催</li><li>- 福島県やその近隣県の產品の社食利用や地域の魅力・観光情報の情報発信等を実施</li><li>- 全国魚食振興の一環として、電気事業連合会を通じた会員企業での被災地產品の社食利用を推進</li><li>- 海洋放出に先立ち、情報発信・流通対策・賠償に一体的に対応する「ALPS処理水影響対策チーム」を設置し体制を強化</li><li>- 一部の国・地域の輸入停止措置の影響を受けた事業者に対し、販路開拓に資する支援を実施</li><li>- 「ホタテ応援隊」の旗印でのイベント開催を通じ、ホタテを中心とした國產水產品の需要を喚起</li><li>- 東京電力グループにおいても、社食提供や社内販売会、専用ECサイトを通じ、積極的に消費</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 経済団体等のネットワークを活用し、被災地產品の販売会等を開催。</li><li>・ 東京電力は、左記の取組を継続・拡大していくとともに、関係者との対話・協議を通じて必要な対策を検討・実施。</li><li>・ 被災地產品の消費拡大に向けた活動を広げるとともに、これらを契機に継続的な取引の拡大を実現。</li></ul>

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ④中小機構やJETRO等による支援【経済産業省、農林水産省】

これまでの取組	今後の取組
▶ 経済団体等のネットワークの活用【経済産業省、農林水産省】(続き)	
<u>令和4年12月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>官民連携の枠組みである「魅力発見！三陸・常磐ものネットワーク」を立ち上げ。1,300者を超える企業等が参加（令和7年6月30日時点）。【再掲】</li><li>産業界、全国の自治体、政府関係機関等に対し、ネットワークへの参加及び「三陸・常磐もの」の消費拡大を呼びかけ。【再掲】</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>ネットワーク参加企業等に対し、弁当やキッチンカー、社食等を通じた「三陸・常磐もの」の消費を促す。</li><li>ALPS処理水の海洋放出に伴い、万一風評が発生した場合には、ネットワーク参加企業等による「三陸・常磐もの」の購入を支援。（買い支え）</li></ul>
<u>令和5年2月、3月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>「三陸・常磐ウィークス（第1弾）」と称し、イベントの実施や、ネットワーク参加企業等による「三陸・常磐もの」の大幅な消費拡大を実施。期間中、約15万食の弁当及び社食等が提供。【再掲】</li><li>政府においても、「三陸・常磐もの」の弁当を積極的に消費。【再掲】</li></ul>	
<u>令和5年7月～9月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>「三陸・常磐ウィークス（第2弾）」と称し、イベントの実施や、ネットワーク参加企業等による「三陸・常磐もの」の大幅な消費拡大を実施。期間中、約50万食の弁当及び社食等が提供。【再掲】</li><li>政府においても、「三陸・常磐もの」の弁当を積極的に消費。【再掲】</li></ul>	
<u>令和6年1月～3月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>「三陸・常磐ウィークス（第3弾）」と称し、イベントの実施や、ネットワーク参加企業等による「三陸・常磐もの」の大幅な消費拡大を実施。期間中、約147万食の弁当及び社食等が提供。【再掲】</li><li>政府においても、「三陸・常磐もの」の弁当を積極的に消費。【再掲】</li></ul>	
<u>令和6年10月～11月</u> <ul style="list-style-type: none"><li>「三陸・常磐ウィークス（第4弾）」と称し、イベントの実施や、ネットワーク参加企業等による「三陸・常磐もの」の大幅な消費拡大を実施。期間中、約42万食の弁当及び社食等が提供。【再掲】</li><li>政府においても、「三陸・常磐もの」の弁当を積極的に消費。【再掲】</li></ul>	

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ⑤科学的根拠のない輸入規制措置等への対策 【外務省、経済産業省、農林水産省】

➤ ALPS処理水の放出に伴う諸外国による科学的根拠のない輸入規制措置等への対策を講ずる。

これまでの取組	今後の取組
<p><u>令和5年11月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>WTO・SPS委員会等の定期会合にて、ALPS処理水の海洋放出の安全性の説明に加え、中国、香港、マカオ及びロシアによる日本産水産物等の輸入停止措置の即時撤廃を強く求めてきた。</li><li>中国については、令和7年5月に日中双方で中国向け輸出再開のために必要な技術的要件について合意しているため、同年6月以降はWTO・SPS委員会等の定期会合における提起を取り下げ。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>ALPS処理水の安全性やその処分の必要性等について様々な媒体を活用し国内外への情報発信を継続するとともに、日本産食品の輸入規制について、ALPS処理水の海洋放出に伴う香港、マカオ、ロシアの輸入停止措置が早期に撤廃されるよう、引き続き政府一丸となって取り組む。</li></ul>
<p>&lt;中国への対応&gt;</p>	
<p><u>令和5年7月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>7月7日、中国政府が、日本からの水産物等の輸入に対する検査・検疫を強化等する旨発表。日本から中国への水産物輸出の一部が現地の通関にて留めおかれる等の状況が発生。</li><li>7月14日、林外務大臣（当時）より王毅中国共産党中央外事工作委員会弁公室主任（当時）に対し、科学的観点からの対応を強く要請するとともに、現行の日本産食品に対する輸入規制の早期撤廃を強く要求。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>状況に応じて、水産物等の国内消費の拡大、国内生産の維持、新たな輸出先のニーズに応じた加工体制の強化、海外でのプロモーションや商談会の開催等の新たな輸出先の開拓等の対策を講ずる等、臨機応変な対策を講じ万全を期す。</li></ul>
<p><u>令和5年8月24日</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>原産地が日本である水産物(食用水産動物を含む)の輸入を全面的に一時停止。</li></ul>	
<p><u>令和5年9月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>ASEAN+3農林大臣会合等において、宮下農林水産大臣（当時）から水産物をはじめとする日本産食品の安全性について説明。</li></ul>	
<p><u>令和6年2月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>FAOアジア・太平洋地域総会において、鈴木農林水産副大臣（当時）から科学的根拠に基づかない輸入規制について断じて容認できるものではない旨、表明</li></ul>	
<p><u>令和6年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出に関する日中専門家間の対話を実施。【再掲】</li></ul>	

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ⑤科学的根拠のない輸入規制措置等への対策 【外務省、経済産業省、農林水産省】

➤ ALPS処理水の放出に伴う諸外国による科学的根拠のない輸入規制措置等への対策を講ずる。

これまでの取組	今後の取組
<p>＜中国への対応＞</p> <p><u>令和6年6月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>鯨外務省アジア大洋州局長（当時）は、劉勁松中国外交部アジア司長との協議を実施。 【再掲】</li></ul> <p><u>令和6年7月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>上川外務大臣（当時）は、王毅・中国外交部長と会談を行い、日本産食品に対する輸入規制の即時撤廃を改めて強く求めた。【再掲】</li></ul> <p><u>令和6年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>鯨外務省アジア大洋州局長（当時）は、劉勁松中国外交部アジア司長との協議を実施。 【再掲】</li></ul> <p><u>令和6年9月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>中国との間で、9月に、ALPS処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制について「日中間の共有された認識」を発表し、中国側は、国際原子力機関（IAEA）の枠組みの下での追加的モニタリングを実施後、日本産水産物の輸入規制措置の調整に着手し、日本産水産物の輸入を着実に回復させることとなった。【再掲】</li></ul> <p><u>令和6年10月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>石破内閣総理大臣は、李強中国国務院総理と首脳会談を実施。両首脳は、ALPS処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制に関する両政府の発表を共に評価し、石破総理から、日本産水産物の輸入回復を早期に実現するよう求めた。【再掲】</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>ALPS処理水の安全性やその処分の必要性等について様々な媒体を活用し国内外への情報発信を継続するとともに、日本産食品の輸入規制について、ALPS処理水の海洋放出に伴う香港、マカオ、ロシアの輸入停止措置が早期に撤廃されるよう、引き続き政府一丸となって取り組む。</li><li>状況に応じて、水産物等の国内消費の拡大、国内生産の維持、新たな輸出先のニーズに応じた加工体制の強化、海外でのプロモーションや商談会の開催等の新たな輸出先の開拓等の対策を講ずる等、臨機応変な対策を講じ万全を期す。</li></ul>

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ⑤科学的根拠のない輸入規制措置等への対策 【外務省、経済産業省、農林水産省】

➤ ALPS処理水の放出に伴う諸外国による科学的根拠のない輸入規制措置等への対策を講ずる。

これまでの取組	今後の取組
<p>＜中国への対応＞</p> <p><u>令和6年11月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>石破総理は、習近平中国国家主席と首脳会談。両首脳は、ALPS処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制に関する発表を両国できちんと実施していくことを確認し、石破総理から、中国による日本産水産物の輸入回復を早期に実現するよう求めた。【再掲】</li><li>武藤経済産業大臣は、王文濤中国商務部長と会談。武藤経済産業大臣から、ALPS処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制に関する両政府の発表を踏まえ、日本産水産物の輸入回復を早期に実現するよう求めた。【再掲】</li></ul> <p><u>令和6年12月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>岩屋外務大臣は、王毅外交部長との日中外相会談。ALPS処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制に関する9月の発表を両国できちんと実施していくことで一致し、岩屋大臣から、日本産水産物の輸入規制の撤廃を早期に実現するよう求めた。【再掲】</li><li>東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出に関する日中専門家間の対話を開催。【再掲】</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>ALPS処理水の安全性やその処分の必要性等について様々な媒体を活用し国内外への情報発信を継続するとともに、日本産食品の輸入規制について、ALPS処理水の海洋放出に伴う香港、マカオ、ロシアの輸入停止措置が早期に撤廃されるよう、引き続き政府一丸となって取り組む。</li><li>状況に応じて、水産物等の国内消費の拡大、国内生産の維持、新たな輸出先のニーズに応じた加工体制の強化、海外でのプロモーションや商談会の開催等の新たな輸出先の開拓等の対策を講ずる等、臨機応変な対策を講じ万全を期す。</li></ul>

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ⑤科学的根拠のない輸入規制措置等への対策 【外務省、経済産業省、農林水産省】

➤ ALPS処理水の放出に伴う諸外国による科学的根拠のない輸入規制措置等への対策を講ずる。

これまでの取組	今後の取組
<p>＜中国への対応＞</p> <p><u>令和7年1月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>江藤農林水産大臣（当時）は、王令浚海関総署副署長と会談。江藤農林水産大臣から、中国への輸出拡大に向けて、日本産水産物等の輸入規制の撤廃について働きかけを行った。【再掲】</li></ul> <p><u>令和7年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>第6回日中ハイレベル経済対話が開催。日本産水産物の輸入規制について、双方は、昨年9月に発表した「日中間の共有された認識」が着実に履行されていることを共に評価し、日本側から、日本産水産物の輸入を近く再開するよう求めた。双方は、IAEAの枠組みの下で追加的モニタリングを引き続き実施していくことを確認し、分析結果に異常がないことを前提に、日本産水産物の輸入再開に向けて、関連の協議を推進していくことで一致。【再掲】</li><li>岩屋外務大臣は、王毅外交部長と日中外相会談を実施。岩屋大臣から、日本産水産物の輸入規制の撤廃を早期に実現するよう求めた。【再掲】</li><li>武藤経済産業大臣は、中国王文濤商務部長と会談を実施。武藤経済産業大臣から、ALPS処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制に関する両政府の発表が着実に履行されていることを評価し、日本産水産物の輸入回復の早期実現を求めた。【再掲】</li><li>日中当局間で、日本産水産物の輸入再開に伴う技術的事項について協議を実施。【再掲】</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>ALPS処理水の安全性やその処分の必要性等について様々な媒体を活用し国内外への情報発信を継続するとともに、日本産食品の輸入規制について、ALPS処理水の海洋放出に伴う香港、マカオ、ロシアの輸入停止措置が早期に撤廃されるよう、引き続き政府一丸となって取り組む。</li><li>状況に応じて、水産物等の国内消費の拡大、国内生産の維持、新たな輸出先のニーズに応じた加工体制の強化、海外でのプロモーションや商談会の開催等の新たな輸出先の開拓等の対策を講ずる等、臨機応変な対策を講じ万全を期す。</li></ul>

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ⑤科学的根拠のない輸入規制措置等への対策 【外務省、経済産業省、農林水産省】

➤ ALPS処理水の放出に伴う諸外国による科学的根拠のない輸入規制措置等への対策を講ずる。

これまでの取組	今後の取組
<p>＜中国への対応＞</p> <p><u>令和7年4月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>日中当局間で、日本産水産物の輸入再開に伴う技術的事項について協議を実施。【再掲】</li></ul> <p><u>令和7年5月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>大串経済産業副大臣は、李成鋼商務部副部長との会談を実施。大串経済産業副大臣より、日本産水産物の輸入回復の早期実現を求め、今後も緊密に意思疎通を重ねていくことを確認。【再掲】</li><li>日中当局間で、日本産水産物の輸入再開に伴う技術的事項について協議を実施。日中双方は、中国向け輸出再開のために必要な技術的要件について合意。【再掲】</li></ul> <p><u>令和7年6月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>中国政府が37道府県産水産物の輸入解禁に関する公告を発出。輸出関連施設の登録手続きが完了され次第、対中輸出が順次再開されることになった。【再掲】</li></ul> <p><u>令和7年7月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>岩屋外務大臣は、日中外相会談において王毅外交部長に対し、残された10都県産の水産物の輸入規制の撤廃や日本産牛肉の対中輸出の再開等を引き続き中国側に強く求めた。【再掲】</li><li>7月11日には、一部輸出関連施設の再登録が完了。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>ALPS処理水の安全性やその処分の必要性等について様々な媒体を活用し国内外への情報発信を継続するとともに、日本産食品の輸入規制について、ALPS処理水の海洋放出に伴う香港、マカオ、ロシアの輸入停止措置が早期に撤廃されるよう、引き続き政府一丸となって取り組む。</li><li>状況に応じて、水産物等の国内消費の拡大、国内生産の維持、新たな輸出先のニーズに応じた加工体制の強化、海外でのプロモーションや商談会の開催等の新たな輸出先の開拓等の対策を講ずる等、臨機応変な対策を講じ万全を期す。</li></ul>

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ⑤科学的根拠のない輸入規制措置等への対策 【外務省、経済産業省、農林水産省】(続き)

これまでの取組	今後の取組
<p>＜香港への対応＞</p> <p><u>令和5年7月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>7月12日、外務省、経済産業省、農林水産省より香港政府に対し、ALPS処理水に関する説明会を実施。（この他、これまで経済産業省より香港政府に対し、累次にわたりALPS処理水に関する説明を実施。）</li><li>7月12日、香港政府が、ALPS処理水の海洋放出が行われた場合、10都県産の水産物の輸入を停止等する旨発表。また、通関に要する時間の延長等の状況が発生。</li><li>7月21日、岡田・在香港日本国総領事（当時）より李家超・行政長官に対し、香港政府の発表は極めて遺憾である旨を表明し、再考するよう強く申し入れ。</li><li>7月26日、在香港日本国総領事館において、在香港の香港・三国プレス向けにIAEAの包括報告書を中心としたプレスブリーフィングを外務省、経済産業省、農林水産省より実施。</li></ul> <p><u>令和5年8月24日</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>10都県（福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、長野、新潟）の水産物等について、輸入停止</li></ul> <p><u>令和5年11月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>在香港日本国総領事館よりプレスブリーフィングを開催、日本政府からALPS処理水の現状や排出後のモニタリング結果について説明。</li></ul> <p><u>令和6年5月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>高橋農林水産大臣政務官（当時）から謝展寰(ツエ・チンワン)香港環境生態局長官等へ、科学的根拠に基づかない輸入規制の撤廃を働きかけ</li></ul> <p><u>令和6年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>坂本農林水産大臣（当時）から卓永興(チュック・ワインヒン)香港政務長官代理へ、科学的根拠に基づかない輸入規制の撤廃を働きかけ</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>ALPS処理水の安全性やその処分の必要性等について様々な媒体を活用し国内外への情報発信を継続するとともに、日本産食品の輸入規制について、ALPS処理水の海洋放出に伴う香港、マカオ、ロシアの輸入停止措置が早期に撤廃されるよう、引き続き政府一丸となって取り組む。</li><li>状況に応じて、水産物等の国内消費の拡大、国内生産の維持、新たな輸出先のニーズに応じた加工体制の強化、海外でのプロモーションや商談会の開催等の新たな輸出先の開拓等の対策を講ずる等、臨機応変な対策を講じ万全を期す。</li></ul>

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ⑤科学的根拠のない輸入規制措置等への対策 【外務省、経済産業省、農林水産省】(続き)

これまでの取組	今後の取組
<p>＜香港への対応＞</p> <p><u>令和6年11月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>大串経済産業副大臣は、香港の蔡冠深（ジョナサン・クンサン・チョイ）新華集団主席・香港中華総商会会長と意見交換。大串副大臣から、香港政府による日本産食品への輸入規制について、貿易促進につなげるため、早期撤廃に向けた香港産業界からの理解と協力を求めた。【再掲】</li></ul> <p><u>令和6年12月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>松尾経済産業審議官は、香港の梁君彦（アンドリュー・リヨン）立法会主席及び立法会議員団と会談。松尾経済産業審議官から、香港政府による日本産食品に対する輸入規制の即時撤廃に向けて働きかけを行った。【再掲】</li></ul> <p><u>令和7年5月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>大串経済産業副大臣は、丘應樺（アルジャーノン・ヤウ）香港商務経済発展長官との会談を実施。日本産食品輸入規制の即時撤廃を求めた。【再掲】</li><li>宮路外務副大臣は、丘應樺（アルジャーノン・ヤウ）香港商務経済発展長官の表敬を受け、香港による日本産食品に対する輸入規制の早期撤廃について強く要請した。【再掲】</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>ALPS処理水の安全性やその処分の必要性等について様々な媒体を活用し国内外への情報発信を継続するとともに、日本産食品の輸入規制について、ALPS処理水の海洋放出に伴う香港、マカオ、ロシアの輸入停止措置が早期に撤廃されるよう、引き続き政府一丸となって取り組む。</li><li>状況に応じて、水産物等の国内消費の拡大、国内生産の維持、新たな輸出先のニーズに応じた加工体制の強化、海外でのプロモーションや商談会の開催等の新たな輸出先の開拓等の対策を講ずる等、臨機応変な対策を講じ万全を期す。</li></ul>

## 対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

### ⑤科学的根拠のない輸入規制措置等への対策【外務省、経済産業省、農林水産省】(続き)

これまでの取組	今後の取組
<ロシアへの対応>	
<u>令和5年10月</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>原産地が日本である水産物の輸入を全面的に一時停止。</li><li>10月16日、北川軍縮不拡散・科学部長（当時）からゲンナーディー・オヴェチコ駐ロシア大使館臨時代理大使に対して、北川日露経済室長（当時）からセルゲイ・エリセーエフ参事官に対して、ALPS処理水の海洋放出に伴うロシア側による日本産水産物の輸入規制措置強化の決定について、科学的根拠に基づかず、日本産海産物の輸入規制措置を強化することは不当であり、また、日本からの食品輸入規制緩和・撤廃という国際的な動きに逆行するものであるところ、ロシア側の決定は極めて遺憾であるとして、撤回を強く求めた。</li></ul>
<u>令和6年9月</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>石川欧州局参事官（当時）からクズネツォフ在京露大次席公使に対し、輸入規制の早期撤廃を要請した。</li></ul>
<u>令和6年10月</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>武藤駐露大使（当時）からシェスタコフ露漁業庁長官に対して、輸入規制の早期撤廃を要請した。</li></ul>
<u>令和6年12月</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>武藤駐露大使（当時）からダンクウェルト露動植物衛生監督庁長官に対し、輸入規制の早期撤廃を要請した。</li></ul>
<u>令和7年6月</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>石川欧州局参事官（当時）からクズネツォフ在京露大次席公使に対し、輸入規制の早期撤廃を要請した。</li></ul>
<輸入規制維持国を含む諸外国での日本産食品の安全性・魅力発信>	<ul style="list-style-type: none"><li>海外における日本産水産品に対する風評被害対策、魅力発信事業として、在外公館主催で日本産食品の安全性・魅力発信イベントを令和5年度は43か国で76件、令和6年度は45か国で67件実施。</li></ul>

## 対策8：全国の漁業者に対する事業継続のための支援

### ①長期に亘るALPS処理水の海洋放出に伴う水産業における影響を乗り越えるための施策 【経済産業省】

- 万全な風評対策によるセーフティネットの仕組みに加えて、ALPS処理水による影響を乗り越え、生産コストが高騰する中であっても、今日の漁業者が将来にわたって安心して漁業が継続できるよう、政府は基金により、持続可能な漁業の実現に向け、持続的な対策を講じる。

これまでの取組	今後の取組
<u>令和4年11月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>「ALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業」を含む令和4年度第2次補正予算を閣議決定。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>ALPS処理水海洋放出の影響を乗り越え、持続可能な漁業継続を実現することを目指す。</li></ul>
<u>令和5年2月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>公募により基金管理団体を決定。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>ALPS処理水海洋放出の影響を乗り越え、持続可能な漁業継続を実現するため、引き続き支援策を継続する。</li></ul>
<u>令和5年3月～</u>	
基金を造成し、補助事業者の公募を開始。令和7年7月30日時点で、計729件の交付決定を実施。（第1期：389件、第2期：340件）  ＜事業内容＞	
<ul style="list-style-type: none"><li>ALPS処理水海洋放出の影響のある漁業者に対し、売上高向上又は基本コスト削減により持続可能な漁業継続を実現するため、当該漁業者が創意工夫を凝らして取り組む以下のような活動への支援を実施。<ul style="list-style-type: none"><li>新たな魚種・漁場の開拓等に係る漁具等の必要経費への支援</li><li>省燃油活動等を通じた燃料コスト削減に向けた取組に対して支援</li><li>漁業者による省資源化・有効利用等を通じた魚箱等コストの削減に向けた取組に対して支援</li><li>省エネ性能に優れた機器等の導入に要する費用に対して支援</li></ul></li></ul>	
<u>令和6年12月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>「ALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業」を含む令和6年度補正予算（第1号）が成立。</li></ul>	
<u>令和7年2月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>基金へ積み増し。</li></ul>	

## 対策9：万一の需要減少に備えた機動的な対策

### ①万一の需要減少に備えた機動的な対策 【農林水産省、経済産業省】

- 新たな緊急避難的措置として、水産物の販路拡大や、冷凍に向いている水産物の一時的買取り・保管等について、機動的・効率的に対策が実施されるよう、基金により、全国的に弾力的な執行が可能となる仕組みを構築。

これまでの取組	今後の取組
<u>令和3年11月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>「ALPS処理水の海洋放出に伴う需要対策」を含む令和3年度補正予算を閣議決定。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>ALPS処理水の処分を開始した後も、継続的に水産物の需要減少等、風評影響の把握に努めるとともに、全国的に機動的な対応を実施。</li></ul>
<u>令和4年3月</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>公募により基金管理団体を決定。新たな基金を構築し、機動的な予算執行体制を確保。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>ALPS処理水の処分を開始した後も、継続的に水産物の需要減少等、風評影響の把握に努めるとともに、全国的に機動的な対応を実施するため、引き続き支援策を継続する。</li></ul>
<u>令和4年5月以降</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>ALPS処理水の安全性等に関する理解醸成を実施し、風評影響を最大限抑制すべく、ALPS処理水に関する広報事業について、順次公募を開始。</li></ul>	
<u>令和5年1月～</u>	
補助事業者の公募開始。令和7年8月25日時点で、計70件の交付決定を実施。	
<事業内容>	
ALPS処理水の海洋放出に伴い、万一水産物の需要減少等の風評影響が生じた場合でも緊急避難的措置として、水産物の販路拡大や一時的買取り・保管等を支援	
<ul style="list-style-type: none"><li>水産物の販路拡大等の取組への支援</li><li>水産物の一時的買取り・保管への支援</li><li>養殖水産物の出荷調整への支援</li></ul>	

## 対策9：万一の需要減少に備えた機動的な対策

### ②水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援【経済産業省、農林水産省】

- ALPS処理水の海洋放出以降の一部の国・地域の輸入規制強化等を踏まえ、特定国・地域依存を分散するための緊急支援を実施。

これまでの取組		今後の取組	
<u>令和5年9月</u>			
• 岸田総理大臣が発表した「水産業を守る」政策パッケージの一部として、「ALPS処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業」に関する予備費207億円を閣議決定。			
<u>令和5年11月</u>			
• 「ALPS処理水海洋放出に係る対策」を含む令和5年度補正予算（第一号）が成立。			
<u>令和5年10月～</u>			
• 公募により補助事業者（事務局）を決定し、機動的な予算執行体制を確保（一部の補助事業を除く）。			
• 補助事業者の公募開始。執行状況は以下のとおり。			
＜事業内容＞ ALPS処理水関連の輸入規制強化等を踏まえ、全国の水産業支援に万全を期すべく、特定国・地域依存を分散し、持続的・安定的に水産業のなりわいや事業が継続できるよう、水産物の新たな需要構造を構築する。			
事業名	事業内容	公募開始	交付決定件数
新規需要開拓等事業	ほたて等の一時的な買取・保管や海外を含む新規需要開拓を支援	R5.10月	48件 予備費・補正(間接補助)
国内販路拡大等支援事業	ほたて等の国内外の販路拡大等を支援	R5.12月	23件 補正(間接補助)
国内加工体制の強化対策事業（人材活用、機器導入）	輸出先国のニーズに応じ、ほたて等の国内加工ができる体制整備を支援	R5.10月	人材活用10件 機器導入43件 予備費(間接補助)
地域の加工拠点整備支援事業	広く地域のほたて加工に貢献し、欧米等海外への輸出の拠点となる施設の整備を支援	R6.2月	2件 補正(直接補助)

## 対策9：万一の需要減少に備えた機動的な対策

### ②水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援【経済産業省、農林水産省】（続き）

- ALPS処理水の海洋放出以降の一部の国・地域の輸入規制強化等を踏まえ、特定国・地域依存を分散するための緊急支援を実施。

これまでの取組	今後の取組																				
<p><u>令和6年12月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>「ALPS 処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業緊急支援事業」を含む令和6年度補正予算（第1号）が成立。</li></ul> <p><u>令和7年2月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>公募により補助事業者（事務局）を決定し、機動的な予算執行体制を確保。</li><li>補助事業者の公募開始。令和7年8月25日時点の執行状況は以下のとおり。</li></ul> <p>&lt;事業内容&gt;</p> <p>ALPS 処理水の海洋放出以降、一部の国・地域の輸入規制強化等に影響を受けたホタテ等の輸出減が顕著な品目の国内外の販路拡大、一時買取・保管、新たな輸出先のニーズに応じた加工体制の強化を支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>引き続き当該補助事業について、事業者に対し、補助事業の着実な実施を求めていく。</li></ul>																				
<table border="1"><thead><tr><th>事業名</th><th>事業内容</th><th>公募開始</th><th>交付決定件数</th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>新規需要開拓等事業</td><td>ほたて等の一時的な買取・保管や海外を含む新規需要開拓を支援</td><td>R7.4月</td><td>16件</td><td>R6補正 (間接補助)</td></tr><tr><td>国内販路拡大等支援事業</td><td>ほたて等の国内外の販路拡大等を支援</td><td>R7.4月</td><td>5件</td><td>R6補正 (間接補助)</td></tr><tr><td>国内加工体制の強化対策事業（人材活用、機器導入）</td><td>輸出先国のニーズに応じ、ほたて等の国内加工ができる体制整備を支援</td><td>R7.4月</td><td>人材活用0件 機器導入13件</td><td>R6補正 (間接補助)</td></tr></tbody></table>	事業名	事業内容	公募開始	交付決定件数		新規需要開拓等事業	ほたて等の一時的な買取・保管や海外を含む新規需要開拓を支援	R7.4月	16件	R6補正 (間接補助)	国内販路拡大等支援事業	ほたて等の国内外の販路拡大等を支援	R7.4月	5件	R6補正 (間接補助)	国内加工体制の強化対策事業（人材活用、機器導入）	輸出先国のニーズに応じ、ほたて等の国内加工ができる体制整備を支援	R7.4月	人材活用0件 機器導入13件	R6補正 (間接補助)	
事業名	事業内容	公募開始	交付決定件数																		
新規需要開拓等事業	ほたて等の一時的な買取・保管や海外を含む新規需要開拓を支援	R7.4月	16件	R6補正 (間接補助)																	
国内販路拡大等支援事業	ほたて等の国内外の販路拡大等を支援	R7.4月	5件	R6補正 (間接補助)																	
国内加工体制の強化対策事業（人材活用、機器導入）	輸出先国のニーズに応じ、ほたて等の国内加工ができる体制整備を支援	R7.4月	人材活用0件 機器導入13件	R6補正 (間接補助)																	

## 対策 10：なおも生じる風評被害への被害者の立場に寄り添う賠償

### ①～③体制の整備・賠償の方針・賠償に関する紛争解決【文部科学省、経済産業省】

- 特別チーム（処理水損害対応支援室）において、東京電力に対する指導にとどまらず、国が前面に立って迅速かつ適切な賠償の実現に向けた賠償方針の周知や支援、東京電力の対応状況の確認を実施。また、東京電力による問合せ対応や請求支援に関する指導を行う。
- 東京電力に対して風評賠償の枠組みの早期取りまとめ・公表を指導し、速やかに、各地域や業種ごとに当該枠組みを説明し、賠償基準を具体化するための協議を実施。また、協議の際は、事業者団体等の要請により、関係省庁も参加して調整を促進する。
- 個別の損害賠償に不服がある場合には、ADRセンターの活用を促すとともに、東京電力に対して「和解仲介案の尊重」の方針を遵守するよう指導する。

これまでの取組	今後の取組
<p>➤ 体制の整備【経済産業省】</p> <p><u>令和3年4月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 経済産業省に「処理水損害対応支援室」を設置。</li><li>• 東京電力に、処理水の賠償専用ダイヤルを開設。</li></ul> <p><u>令和3年9月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 東京電力は、宮城県の賠償業務を行う東北補償相談センターを、理解醸成から賠償まで一元的に担務する仙台事務所として改め、体制を強化。</li><li>• 茨城県においても、賠償業務を行う茨城補償相談センターに加え、風評影響が懸念される関係者との対話・協議を行う地域コンタクトセンターを新たに設置し、体制を強化。</li></ul> <p><u>令和5年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 東京電力は、処理水賠償に関する専用ページを開設。</li></ul> <p><u>令和5年10月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 東京電力は、宮城県石巻市に賠償等の相談窓口を設置。</li></ul> <p><u>令和5年12月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 東京電力は、北海道長万部町、紋別市に賠償等の相談窓口を設置し、大阪市・福岡市に訪問拠点を設置。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 引き続き、「処理水損害対応支援室」は、東京電力に対する指導にとどまらず、国が前面に立って迅速かつ適切な賠償の実現に向けた賠償基準の周知や支援等を実施するため、隨時体制の見直しを行い、万全の体制を維持。</li><li>• 東京電力は、被害の実態に見合った必要十分な賠償を迅速かつ適切に実施するための体制を整備。賠償業務の状況や関係者からの意見等を踏まえて、隨時体制の見直しを行い、万全の体制を維持。</li><li>- 補償相談センター（説明会、相談窓口、個別訪問、請求書等の配布・受付、コールバック対応）</li><li>- 補償相談コールセンター（電話受付・説明）等</li></ul>

## 対策10：なおも生じる風評被害への被害者の立場に寄り添う賠償

### ①～③体制の整備・賠償の方針・賠償に関する紛争解決【文部科学省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
<p>▶ 賠償の方針【経済産業省】</p> <p><u>令和3年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>東京電力が、風評賠償の枠組みを公表。</li><li>政府は、東京電力に対する賠償の枠組みの説明、意見聴取及び賠償基準の素案作成等について指導。</li></ul> <p><u>令和3年8月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>政府及び東京電力は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の県庁、漁業、水産加工業、農業、商工・観光業関係者等約330団体に風評賠償の枠組み等の説明を行うとともに、賠償方針の具体化に向けて、意見聴取等を実施。</li></ul> <p><u>令和4年10月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>東京電力が、賠償基準に関する検討状況を公表。</li></ul> <p><u>令和4年12月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>東京電力が、上記の検討状況を公表後に関係団体等から聴取した意見等を踏まえ、業種別の賠償基準を取りまとめて公表。</li></ul> <p><u>令和5年1月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>政府及び東京電力は、地域・業種の実情に応じた賠償の実現に向けて、取りまとめた賠償基準等を基に、引き続き、関係団体等との調整・意見交換を実施し、賠償額の算定方法等を具体化。ALPS処理水の海洋放出以降、東京電力は、請求受付・賠償金の支払いを開始。約830件、約790億円の賠償を実施した（令和7年8月13日時点）。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>賠償金の支払状況を確認し、迅速な賠償が着実に実施されるよう東京電力を随時指導。</li></ul>

## 対策10：なおも生じる風評被害への被害者の立場に寄り添う賠償

### ①～③体制の整備・賠償の方針・賠償に関する紛争解決【文部科学省、経済産業省】

これまでの取組	今後の取組
<p>➤ 賠償に関する紛争解決【文部科学省・経済産業省】</p> <p><u>～令和7年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>文部科学省は、ADRセンターやその取組の周知を図るため、地方自治体及び避難者支援団体等と連携して、広報紙の記事等の作成や説明会を実施。</li></ul> <p><u>令和3年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>経済産業大臣は、「和解仲介案の尊重」を掲げた東京電力の第4次総合特別事業計画を認定。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>文部科学省は、地方自治体及び避難者支援団体等と連携し、広報紙の記事、チラシ等の作成や説明会を通じて、ADRセンターやその活動の周知を図るための取組を引き続き実施。</li><li>経済産業省は、個別の損害賠償に関する不服の声が寄せられた場合にはADRセンターを紹介。</li><li>経済産業省は、東京電力のADRへの対応状況を注視し、和解に向けて最大限努力するよう、東京電力を隨時指導。</li></ul>

## 対策11：風評を抑制する将来技術の継続的な追求

### ①トリチウムの分離技術の第三者評価及び最新技術動向の継続的な把握【経済産業省】

- トリチウム分離技術については、政府としても、引き続き最新の技術動向について随時調査を行う等、アンテナ高く把握する。
- 東京電力が、第三者を活用した「トリチウムの分離技術調査」において、トリチウムの分離技術の実用化の可能性について、幅広い調査の実施や提案の受付・評価を行うとともに、課題を明確化するほか、必要な助言を行うこととしていることを踏まえ、当該スキームが適切に機能するよう、東京電力を指導する。
- 現実的に実用可能な技術が確認できた場合には、具体的な設計の検討や技術の実証試験等を行い、技術の確立を目指す。

これまでの取組	中長期的な取組
<p><u>令和3年5月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 東京電力が、第三者機関を活用したトリチウム分離技術の公募調査を実施。（第1期～第9期で、計155件の応募）</li><li>・ 直ちに実用化できる段階にはないものの、将来的に実用化に向けた要件を満たす可能性のある技術を、これまで15件選定。</li><li>・ フィージビリティスタディへの参画意向が確認された各提案事業者（第1期～第9期のうち10件）と秘密保持契約（NDA）を締結し、実用化に向けた課題や、その解決方法等について、具体的な検討を開始。</li></ul>	
<p><u>令和4年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 国内外の最新動向を確認する経済産業省による委託調査の結果を取りまとめ。</li></ul>	
<p><u>令和5年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 国内外の最新動向を確認する経済産業省による委託調査の結果を取りまとめ。</li></ul>	
<p><u>令和6年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 国内外の最新動向を確認する経済産業省による委託調査の結果を取りまとめ。</li></ul>	
<p><u>令和7年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 国内外の最新動向を確認する経済産業省による委託調査の結果を取りまとめ。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 引き続き、各提案事業者とともに、実用化に向けた課題や、その解決方法等について、具体的な検討を実施。</li><li>・ 第三者機関及び東京電力によるトリチウム分離技術の公募調査・評価を継続的に実施。その中で、将来の実用化に向けて有望な技術については、追加的なデータの取得を求めるとともに、大規模化・安定化等の実証を実施することも検討。</li><li>・ 今後も、文献調査やヒアリングを通じて、国内外の最新の技術動向を注視。</li></ul>

## 対策 1 1：風評を抑制する将来技術の継続的な追求

### ②汚染水発生量の更なる抑制【経済産業省】

- 今後も汚染水の発生量を可能な限り減少させる取組を継続する。
- 現時点では「完全止水」を実現するには、止水を行う上で原子炉建屋に隣接する土地で大規模な土木工事を行う必要があり、こうした工事に伴って、原子炉建屋内の滞留水が流出するリスクが高いこと等の課題があり、直ちに実施することは困難と考えられるが、廃炉の進捗状況や技術の進展を踏まえながら、検討を進める。

これまでの取組	今後の取組
<p><u>～令和7年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 令和6年度は、年間降雨量が平年よりも少ないこともあったが、地下水バイパス、陸側遮水壁、サブドレン、フェーシング等の重層的な汚染水対策を講じることにより、汚染水発生量は約70m<sup>3</sup>/日まで低減。平均的な降雨量で評価した場合でも約80m<sup>3</sup>/日となり、中長期ロードマップに定める目標「平均的な降雨に対して、2025年内に汚染水発生量を1日当たり100m<sup>3</sup>以下に抑制」を2024年度においても維持していることを確認。</li><li>・ 建屋滞留水の増加及び流出を防止するための建屋開口部の閉止（令和4年1月）や、日本海溝津波に対する防潮堤の設置（令和6年3月）を完了。</li><li>・ また、3号機建屋周辺の油拡散抑制対策を完了し、停止していたサブドレンの運転を再開（令和5年10月～）した。</li><li>・ 令和6年11月、これまでプロセス主建屋等へ移送されていたトレーニング内に溜まり水等について、雨水処理設備で処理可能な放射性物質濃度の水は、同設備で浄化のうえ構内散水を行う運用へ切り替えた（実施計画変更認可は令和6年9月）。</li><li>・ 令和7年5月13日、汚染水処理対策委員会を開催。既に実施している取組を着実に進めるとともに、1～4号機建屋周辺の雨対策（フェーシングや屋根カバー）及び地下水対策（局所的な建屋止水等）を着実に進めること、加えて陸側遮水壁やサブドレン等の合理的な設備保全を継続実施すること等を東京電力に要求。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 水位差管理を継続しながら令和10年度までに「汚染水発生量を約50～70m<sup>3</sup>/日まで抑制」を目指し、1～4号機建屋周辺のフェーシング範囲の拡大及び局所的な建屋止水等を計画的に推進。</li><li>・ 局所的な止水対策については、5号機建屋での試験施工において有効性が確認された建屋間ギャップ端部止水を3、4号機において実施中。その他号機建屋においても実施予定。</li><li>・ 抜本的な建屋止水についても、燃料デブリ取り出し等、廃炉工程全体の進捗と整合を図りつつ検討。</li></ul>